

第百十二回 参議院大蔵委員会會議録第八号

昭和六十三年三月三十日(水曜日)
午後二時五十六分開会

出席者は左のとおり。

委員長 村上 正邦君
理事 大沢 方栄君
梶原 清君
藤井 孝男君
志吉 裕君
多田 省吾君

委員

井上 裕君
大河原太一郎君
河本嘉久蔵君
斎藤栄三郎君
斎藤 文夫君
福田 幸弘君
藤野 賢二君
矢野俊比古君
山本 富雄君
鈴木 和美君
丸谷 金保君
本岡 昭次君
塩出 啓典君
和田 教美君
近藤 忠孝君
吉井 英勝君
栗林 卓司君
野末 陳平君

國務大臣 大蔵大臣 宮澤 喜一君
政府委員 大蔵政務次官 佐藤榮佐久君

大蔵大臣官房総務課長 角谷 正彦君
大蔵省主計局次長 斎藤 次郎君
大蔵省主税局長 水野 勝君
大蔵省関税局長 大山 綱明君
大蔵省理財局長 宮島 壯太郎君
大蔵省事業審議官 平澤 貞昭君
大蔵省銀行局長 内海 孚君
大蔵省国際金融局長 日向 隆君
国税庁次長 高橋 達直君
資源エネルギー庁次長 内藤 正久君
資源エネルギー庁石油部長 保家 茂彰君

事務局側

常任委員会専門員 本城 昇君
公正取引委員会事務局取引部長 東郷 和彦君
品表示監視課長 市之宮和彦君
外務大臣官房書記官 阿部 修君
農林水産省農産課長 阿部 修君
農林水産省食品流通局食品油脂課長 阿部 修君
通商産業省通商政策局国際経済部通商関税課長 阿部 修君

説明員

本日の會議に付した案件

○関稅定率法及び關稅暫定措置法の一部を改正する法律案(内閣提出、衆議院送付)
○租稅特別措置法の一部を改正する法律案(内閣提出、衆議院送付)

提出、衆議院送付)

○委員長(村上正邦君) ただいまから大蔵委員会を開会いたします。

関稅定率法及び關稅暫定措置法の一部を改正する法律案及び租稅特別措置法の一部を改正する法律案の両案を一括して議題といたします。

○本岡昭次君 時間がありますので、はしょった質問になることをお許しいただきたいと思ひます。

まず、関稅定率法に關する諸問題の質問をいたします。

今回の改正案のうちチョココレット菓子の關稅率引き下げが行われております。このチョココレット菓子の關稅率引き下げでありますが、この輸入額実績では昭和五十八年以降ふえていく傾向にあり

ます。今回のこの關稅率が二〇％から一〇％に下がることによって、ふえつつある輸入の状況にさうに拍車がかかるのではないかと心配をしておりますが、当局の見通し及び国内チョココレットメーカーへの影響はどのようになると考えておられますか。

○説明員(阿部修君) お答えいたします。

先生、今御指摘のように、最近チョココレットの輸入がふえておるわけでございますが、これが今回の關稅の引き下げによりまして、具体的にはどのぐらになるのかというのとはなかなか難しい問題ではないかと考えておりました。その辺のところを正確に我々予測しておるわけではございません。

ただ、こういう一般的な傾向の中で、さらに円

高もございまして、こういう關稅引き下げが国内のチョココレット業界に影響が及ぶというふうなことも十分考えられまして、こういうものに対処するために、政府としてもその影響をできるだけ緩和するといったために、チョココレットの原料でございますココア調製品、これは無糖のものでございまして、それにつきましては、国産の乳製品の安定的な引き取りにも十分配慮しまして、關稅制度を導入しまして一次稅率を無税とするというふうにしていただいております。

○本岡昭次君 国内チョココレットメーカーへの影響、国内産業のある意味では保護的な意味も含めて關稅制り当て制度を導入したというふうに私も見ております。

關稅率審議會において第一次稅率の無稅枠を六十三年度一万六千二百トンというふうなこの數量を決めたということが新聞に報道をされておりますが、この一万六千二百トンという數量は、国内チョココレットメーカーの意向というものを反映して決められたものかどうか伺つておきたい。

○政府委員(大山綱明君) 關稅制り当て制度におきます關稅數量の決定でございますが、これは通例その製品の品目の、この場合ではチョココレット菓子でございますが、その生産見込み量をもとにこれに必要な所要量、この場合には必要な粉乳量でございますが、それを推計いたします。この粉乳需要量から国産粉乳の使用量を控除いたしまして残る數量につきまして關稅制り当ての対象とする、こんな決め方をいたしておるわけでございます。

具体的にはチョココレット生産に要します全脂肪乳の使用量が二万一千トン必要でございますが、その中で国産で賄えますのが六千五百トンと推定されます。そして、実は輸入のココア調製品というのは一〇〇％粉乳ではございませんで、九〇％

粉乳含有でございまして、その差し引きのものをたいたいの計算で割り掛けまして一万六千トンという数字を出しているところでございます。国内におきましてこの必要量を賄う、こんな観点からこの数字を算出したしております。

〔速記中止〕

○委員長(村上正邦君) 速記をとめて。

○委員(村上正邦君) 速記を始めて。
○本岡昭次君 よくわからないんですが、ちょっと私は耳が遠いから自分の声が大きくなるんですが、もう少しわかりやすく説明をしていただきたいんです。

私は、第一次税率の無税枠を決めるということとは非常に重要なことから、これは大蔵省なり農水省が勝手に決めるわけにいかないと思うし、今のうちに国内メーカーとの十分話し合いの上で決められなければならぬ、こう思います。恐らくそうされたんでしよう。そこでこの問題は、国内メーカーが何かあるか私にはよくわかりませんが、しかし一万六千二百トンというその無税の枠の割り当てという作業に入らざるを得ないです。二五％の第二次の枠を輸入してそれで国内で競争できるわけありませんから、やっぱり無税のところの枠の割り当てということが非常に重要な意味を持つと思います。

そこで、どのような考え方で一万六千二百トンの無税の枠を国内メーカーに割り当てていくのかということですが、そのことに関連して、チョコレート原料として私の聞きましてところ、粉乳が二五％、砂糖が四〇％、ココア分が三三％というふうになっているというふう聞いたのであります。この三五％のココア分はこれは輸入ということになります。しかし、この粉乳という部分の二五％ということを考えてみますと、この関税割り当ての導入の目的も国内産業保護のためということがあります。それは、チョコレートメーカーの保護ということ、もう一つはチョコレートの原料になってくる粉乳、国内でやっぱり乳製品をつくらっている、そういうところの国内生産者の保護というものも十分配慮してこうした割り当ても当然行われるべきものではないか。こういうことも考えるんですが、そうした点について示していただきたいと思ひます。

○説明員(阿部修君) 今先生の御指摘の点でございますが、まず具体的にどういうふうな割り当てをするかということでございますが、四月一日に公表しようと思ひているわけでございまして、私どもの考え方としては、まず対象企業でございまして、このココア調製品の使用実績、それから今後の使用計画、これを十分勘案するとともに、先生御指摘ございましたような国産の粉乳の安定的な引き取りということにも十分配慮しまして、国産粉乳との抱き合わせによってこのTQ制度を運用してまいりたいというふうに考えております。

○本岡昭次君 今おっしゃいましたように国内で粉乳を生産するところ、これは貿易自由化の中の一つの大きな問題になっている部門であります。このチョコレートの輸入の問題と関連して国内産業の保護ということ配慮するというのはむしろ当然であり、そのところは今おっしゃったような立場でやっていただきたいと思ひます。

そこで、実績と計画に基づいて割り当てとしようんですが、チョコレートメーカーに新規参入をしていくというふうなところができたときには、その割り当てというものはどうなるんです。

○説明員(阿部修君) この制度は六十三年度から新たに発足するものでございまして、四月一日づけの関税割り当て公表によるわけでございまして、その場合、すべてのチョコレート製造業者を対象にして申請を受け付けることにしております。

〔参議院〕

ふりに考えております。

○本岡昭次君 実績がなくとも参入はさせていくということですね。

○説明員(阿部修君) その場合、当然機械、施設も必要でございますし、それからもちろん計画がどうなっておるかということも配慮したいと思ひております。

○本岡昭次君 関税率を二〇％から一〇％に下げるといふこと、主としてこれはアメリカの中級のチョコレートということになってくると聞いておるわけでありまして、そのことに関連して、今もずっとチョコレートの輸入製品の方が年々ふえ続けているという状況に当然さらに拍車をかけるということになり、またそのことが自国が目的であると思うんですが、国内のメーカーに対する対応等についても先ほどおっしゃったように十分配慮をされて、これからどういう影響を具体的に及ぼすのかということを慎重にこれは対応していただきたい、このように思うのであります。

その点で一言、大蔵大臣の方から答弁をいただければありがたいと思ひます。

○国務大臣(宮澤喜一君) 実施官庁において遺漏なく行政を進められることと存じます。ただいま説明員からも御説明があったとおりでございます。

○本岡昭次君 次に、我が国の通関の問題について伺います。

まず初めに、昭和六十二年の出入国者の総数、対前年比、十年前との比較がどうなっているか、端的にお示しを願ひます。

○政府委員(大山綱明君) 昭和六十二年の出入国者数でございますが、約一千八百八万人でございます。対前年の増加率は一九・一％増でございます。これを十年前、昭和五十二年でございまして、これは比較いたしますと、五十二年の出入国者数は八百三十九万人でございますので約二・二倍となっております。

○本岡昭次君 同じような点で伺います。

昭和六十二年の輸出入貨物を十年前と比較する

と増減の傾向はどのようになっていますか。

○政府委員(大山綱明君) 輸出入貨物の増減の状況でございますが、輸出の許可件数及び輸入の許可件数で申し上げますと、昭和六十二年におきまして輸出許可件数は約六百八万件でございます。対前年比は五・〇％の増、伸びでございます。先ほどと同様に十年前の数字と比較いたしますと、約一・六倍ぐらいに伸びております。同じく輸入について申し上げますと、六十二年の輸入許可件数は約三百六十九万件でございます。対前年の伸びは一九・七％、十年前に比べて約二・二倍ぐらいに伸びております。輸出入を合計いたしました許可件数で、十年前に比べて約一・八倍とこう御理解いただければと思ひます。

○本岡昭次君 それではもう一点、この実態について伺っておきたいのであります。

新聞で、銃砲、覚せい剤、大麻、不正商品を押収したとか、港や空港でいろいろ税関職員が皆さんが御苦労いただいたことが報道をされているわけで、いつも大変なことだと思ひております。それで、この三年間、銃砲とか覚せい剤とか大麻あるいはまた覚せい剤の不正商品等を水際で押収していかれている量ですが、そうしたものはそれぞれどういう傾向にあるのか、数量的にお示しいただきたいと思ひます。

○政府委員(大山綱明君) まず銃砲でございますが、銃砲の押収量を過去三年間をとってみますと、六十年、六十一年、六十二年の合計でございますが、七百九丁押収をいたしております。覚せい剤につきましては、同じ三年間に八百一キログラム、大麻につきましては三百八キログラム、それから不正商品のお話でございますが、これにつきましては摘発も一万九千点と相当多くに及んでおります。かなり高水準を続けております中で、全体としてなお増加する傾向にございます。

○本岡昭次君 昨年の本法案審議の際決議された附帯決議の中でも、今おっしゃられたようなさまざまな状況を勘案して、税関職員の処遇改善と要員確保という問題が取り上げられております。今

お示しいただいた通関の状況は、年々増大をし、そして税関職員にそれに伴う大変な御苦勞というものが想像されるわけであります。そこで、なお一層、今挙げられましたような諸問題に適切に対応していくために、私も税関職員の皆さんの処遇改善と要員確保を望みたいところであります。しかし、さらに一歩進めて、今日の課題という問題を考えてみますと、日本が三割から四割の経済成長を毎年進めていく、そのためには貿易というものが当然その中心になってくるわけでありまして、貿易量はこれからの飛躍的に増大をしていくということ、ある程度の経済成長と見合つた数量的なめどというんですか、そういうふうなものを立てられるんじゃないかと思うのであります。

また、いま一つ、国際化時代に本格的に突入するということ、また日本の国際化という問題に対して積極的に対応しているという状況を見るときに、国際化といういろいろなありますが、しかしその中で最大のものがやっぱり人と人との関係ということになれば、日本の国民が外国へ出ていく、外国の方が日本に来る。やっぱりそういう輸出入の貿易というものとあわせて人の出入りというものが非常に多くなるといふことでありまして、う。また、それがふえますと、密輸をやる例も巧妙になり、大型化すること、非常に税関の仕事が複雑な、そしてまた極めて難しい状況も生まれてくるというところが、これは私のように素人でも想定されるわけであります。

そういう意味で、税関職員の要員確保というふうな、言葉じゃなくて、今言いましたように経済成長に見合つて、あるいはまたこれから国際化というところを見やうとどうあればいいかという問題は、ある意味では定員化して、そして計画を立てて中長期の展望を持ちながら、そうした日本の国の発展状況とあわせて増員をしていくというふうにするだけのものがあるんじゃないか、僕はこう思うんです。例えば学校の教職員であるならば十二年計画でこうするとうようなことを、財政上の意味でいろいろ出入りはありますけれども、や

はりあるべき目標に向かって増員をしていくのでありまして、そういうこととイコールにできないまでも、そういうふうなことを思うわけでありまして、この中長期展望に基づく定員増の必要性というものを私は感じるのであります。大蔵省あるいはまた大蔵大臣としてその点はいかがでしようか。

○政府委員(大山綱明君) 委員仰せのとおりでございます。いま、これから成田の第二期工事がそろそろ完成する、あるいは関西空港の完成も六十八年に間近に迫っているというところで、私どもも将来に要しますところの要員の数というのはどのぐらいかというところを試算錯誤をしながら探っておりますが、まだ的確にここで申し上げられるような数字はないことを御容赦いただきたいと思ひます。

いずれにいたしましても、日本の国際化とともに貿易量あるいは出入国者数がふえてまいります。そういう中では要員の確保について総務庁等関係当局にお願いをいたしておりますが、また同時に私どももいたしまして、厳しい行政事情のもとでございまして、効率化、事務の重点化は図つていかなければならないと思ひます。そういったことをやると同時に、また必要な人員、要員の確保についてはお願いするということ、今後とも臨んでまいりたいと思ひております。

○国務大臣(宮澤喜一君) 御指摘のように、国際化ということでは出入国者の数あるいは通関貨物ともふえていくということでありまして、またそうでなければならぬであらうと思ひますが、どうしてまただいたいおっしゃいますような問題が出てまいります。殊にいわけの社会悪の防波堤としての役割というものが非常に大きくなつてまいりまして、これは今まで余りなかった要素でございまして、これがまた残念ながら、どうもふえるとも、減りそうなき感じではございせんから、あれこれあわせまして御指摘のような問題がありまして、さしずめ最近開かれるであろう空港あるいは増設されるであろう空港施設等々を見ながら

先の計画をいろいろ考えてもらつておりますが、同時に機械化、効率化によりまして、それがどの程度まで人員増をもたさずに済むかということも一生懸命検討いたしております。

○本岡昭次君 それでは、時間がありませんので次に移ります。

次は、租税特別措置法の中のとばこ消費税の問題を伺います。

たばこ消費税の一本一円の上乗せの臨時措置は、その発端は六十一年度において税制調査会の答申にもないものを財源対策を名目として強行したものであったにもかかわらず、六十二年度はこれを延長しております。この六十二年度の延長自体も臨時異例の措置であるから不当なものだと思ひます。加えて、このときの延長は売上税とのかかり、つまり売上税導入によつて既存の消費税との調整が必要であり、その間の延長であるというものが政府の延長の理由であつたわけでありまして、

したがって、売上税が廃案になつた五月の段階で政府の言う延長の理由は喪失したはずであります。それにもかかわらず、六十三年度において再延長をするという理由がわからないわけでありまして、その理由を示していただきたいと思ひます。

○政府委員(水野勝君) このたばこの特例税率につきましては、御指摘のように、昭和六十一年度において補助金等の整理合理化に伴う地方財政対策の一環として、やや異例の措置として講じられたところでございます。その後、このたばこの税負担水準につきましては、六十二年度におきまして売上税を中心とする税制、間接税の抜本改革をお願いすることとし、その抜本改革の行われるまでの間の九カ月の措置として延長をしていただきましたが、売上税が廃案となりまして、その残りの三カ月を再度御延長をお願いいたしましたところでございます。現在、税制全般につきまして基本的な改革の作業が行われているところでございまして、たばこ消費税につきましてもその

一環として検討させていただいてるところでございます。

したがって、六十三年度におきましては、その方向の出るまでという意味もございまして、申しわけございませんがもう一年延長することをお願いをしたい、これが今回の税制調査会の答申でございます。また、そのお願いをいたしました直接のきっかけでございます地方財政対策もなお続いているところでございまして、六十三年度は一年間さらに延長をお願いすることとして御提案させていただいてるところでございます。

○本岡昭次君 今のお話を聞いておりました。税制改革が行われているからということが理由であります。税制改革との見合いで言えば、大型あるいはまた新しい形の薄く広く徴収していく間接税であるわけですが、それとの関連で延長をさせようとしていくことであれば非常に重大だと思ひます。そのことの国民的合意が得られるのか、あるいはまた、国会としてそうした法案が成立するのといった問題も定かではありません。またそのことは極めて国民の中で、あるいはまたこの国会の中で与野党が厳しく対決をしていくような状況にあるものを想定して、それがあたかも税制改革として取り入れられるのではないかと、前提に立つてやっているとどういふことか、とてもこれは私たちが認めることのできない問題だといふふうに思ひます。そういう意味で言えば、国会軽視も甚だしい行為だといふふうに私は思ひます。それでまた、財源上必要だといふ理由もおっしゃいましたけれども、最近の自然増収の状況を見ても、そうした特に一年以上上乗せをしてというふうなことは理由にならないといふふうに私も考へるわけでありまして、

改めて大蔵大臣にこの点の所信を伺つておきたいと思ひます。

○政府委員(水野勝君) 御指摘のございました地方財政対策、この点につきましてはなお六十三年度もお願いをいたしておるところでございます。

して、これは税収そのものという点もござい
ます。国としても補助金等の整理合理化に伴う
地方財政につきまして特別の配慮を払うという
いう方向はなお堅持され、引き続き続けられ
るところでございまして、その点から特例措
置としては、やはり六十三年度としてはぜひお
願いを申し上げたいところでございまして、
○國務大臣(宮澤喜一君) 今度再延長をお願い
いたしますのは、当初の政府の意図とは確かに違
ておまして、申しわけないことだと私自身思
ておるわけでございまして、確かに地方財政は
の財政と同じようにあるいはやや好転をして
おるのかもしれないと存じますが、この補助金
の付を新たに今年度いたしますと、これは明
確に地方財政にそれだけの国の政策により
まして結果として欠陥を生ずるわけでござい
ます。したがって、その分は何か自然増収で
賄うてくれと申すわけにはまいりませんので、
やはり国の施策の結果は国としてこういう形
でお許しを得て補てんをしなければいけない
、こう考えたわけでございまして、

○本岡昭次君 国会のお許しを得て、まあ最
後採決で決まることになるわけですが、私は認
めることができないという立場を明確に申し上
げておきたいと思ひます。今の大臣なり局長
の答弁に對していろいろ質問をしていきたく
いのですが、何せ質問を用意したのがたくさ
んあるもので、またの機会にさせていただきます。
それで、たばこ産業の問題について伺って
おきます。このたばこ産業の状況ですが、た
ばこ需要の縮小、そして外国たばこのシェア
の拡大等、二百円銘柄という低価格での競争
条件というものは、国内産業たばこの全量買
取りというコストの増大が絡んでおまして、
日本たばこ産業株式会社の経営の根幹にか
かっている問題になっているというふうな
認識をしております。既に会社側では工場
の統廃合、管理部門の合理化、新規事業の開
発、出向など三万二千人体制から二万五千
人体制へ、合理化を実施しております。私の
出身であり

ます兵庫県の明石にもたばこの工場があ
つて、私も再々訪れたわけですが、何かそ
れはもうたばこじゃなく、たばこの自動販
売機をつくつておるといふ変貌ぶりを見
まして非常に驚いたわけであり
ます。

問題は、工場の統廃合とかいろいろな
合理化、新規事業の開発、出向、いろいろ
やるにしても、結局はそこに働いてい
る労働者の犠牲によつてこ
れは賄われるものでありまして、労働
者位かせといふふうには思
へるものであります。一方では、たばこ
消費税という面で財政に重大な役割
を担っている面も考慮して、国は、関
税の問題も含め何か合理的な、あるい
はまた整合性のあるたばこ産業とい
うものを成り立たせていく制度の枠
組みのようなものを改めて見直して
いくという必要が、先ほど言ひました
さまでございまして、たばこ産業を
取り巻く状況の中から考えられる
のであります。が、どういふ認識を持
つておられるか伺つておき
たい。

○政府委員(宮島壯太郎君) さきの専
売改革におきまして、日本専売公社を
合理的な企業経営が最大の限
可能な特殊会社に改組する観点から
日本たばこ産業が設立されたところ
でございまして、今本岡委員におし
やしましたように、非常に厳しい環
境にあるのは御指摘のとおりでござ
いまして、このような改革の趣旨から
いたしまして、日本たばこ産業株式
会社が国際競争に耐え抜くために、
委員も御指摘になられましたように、
日本たばこ産業及び業たばこの耕作
農家が可能な限り生産性向上の努力
等を行つていただくということが重
要であらうと考えられますが、一方、
輸入たばこの急増している状況のも
とで、会社としてもいろいろ工夫を
しているところでございまして、例
えば消費者に好まれる製品の提供、
営業活動の強化等に努めるとも
に、昭和六十五年までに二万五千
人体制を確立する等の合理化の推
進、それからたばこ事業法におけ
る技術等を活用した新規事業の開
展等を行つておられるところでござ
いまして、こうした会社に対して制
度の枠

組みの見直し等何らかの対応を考
える必要があるのではないかとい
う委員の御指摘でございまして、
が、私も現時点では、現時点でど
れだけの大きな影響をたばこ産
業並びに関連の業界に与えるか具
体的に予測することは困難でござ
いまして、今後とも我が国たばこ
産業の健全な発展を図るとい
う立場に立つて、大蔵省としても
今後の事態の推移を見守りつつ
必要に応じて適切に対応してま
いりたい、このように考えてお
ります。

○本岡昭次君 今の答弁の中身を
これから機会がございましてまた
詰めていただきたいと思います。
このように思います。
それでは最後に、住宅取得促進
税制の適用対象の拡大の問題につ
いて伺つておきます。
本年の住宅取得促進税制の改正に
当たりまして、全国各都道府県に
ある教職員互助会の教職員に對
する住宅貸付金を税制の対象にす
る改正の検討が今なされておると
いふふうに聞き及んでおります。
つまり、共済組合等と同様に、実
態として使用者の事業と認められ
る団体について法人格があるだけ
で配慮しないという取り扱いをす
ることになったと聞いております。
住宅取得促進税制の目的に照らし
ても、この改正は実態に合わせた
正しい判断によるものと私は評価
をしております。しかし、一部の互
助会においては残念ながら評価さ
れるべき適用範囲の拡大から除外
されようとしておられるところ
があるわけであります。この点につ
いて以下質問をさせていただきます。
私の考えでは、使用者の事業の一
部であるといふことの判定基準を
満たしていないといふこととか、
教職員の住宅貸付金という同じ目
的を持つ事業を行つていないとい
ふこと、それら、この税制の目的
が内需を拡大して、そして労働者
の住宅取得を促進させるというこ
とに目的があるならば、実態に即
した判断といふものがあつてもい
いのではないかと、こう思います。
全国各都道府県の教職員が同じ減
税措置の適用が行へるよう今後の
検討をお願いを申し上げます。

ありますが、この点についてお考
え方を示していただきたいと存じ
ます。
○政府委員(水野勝君) 御指摘の
ように、今回、使用者からの借入金
と申しますか、ローンは従来から
適用されておりましたが、実質的
にその使用者からのローン、借入
金と同等のものであると認められ
るものにつきましてはこれを拡大
していこうという方向で御提案申
上げておるわけでござい
ます。

ただ、その具体的な範囲につきま
しては現在関係省庁と最終的に詰
めておるところでござい
ます。やはりこれだけの税制を適
用していただく、そういうことで
ございまして、ただ借入金であれば
、例えば知人からお借りしたとか
親兄弟の間での借入金であるとか
、そこらまでいくと、どこかここ
は線を引かしていただいて、この
住宅取得促進税制を適用するとい
ふことにつきまして納得の得られ
る一般的なと申しますか、そうし
た性格を備える借入金にはやっぱ
りそこで線を引かしていただくの
がこの税制のあり方からして筋
ではないか。

そこで、どこまでの線でこれを適
用を拡大するべきの限界線とする
か。それはやはり先ほど申し上げ
ましたように、使用者と実質的に同
一の内容を持つ借入金であるとすべ
ば、その団体の役員という点に着
目いたしまして、使用者の中の役
員がその団体の役員にも自動的
になるような、そういう役員が確
保されておる。それからまた、使
用者からその団体の事業につきま
して必要経費補助等も行われてお
る。それから、その団体の重要な事
項につきましては、やはりその本
来の使用者の団体からの相応の管
理監督も行われておる。こうした
基準と申しますか、要件を満たす
ものであれば使用者の団体と実質
的に同等のものであつて、借入金
としてそこは整理していただくこ
とができるのではないかと、こう
した要件なり条件でございまして、
関係省庁と詰めていただ

いているところでございます。

そういたしますと、数多くございます使用者と、独立した団体ではあっても使用者と同一と認められる団体、その中で幾つかの団体がこの要件に現時点では満たし得ないところもあるいは出てまいるかと思うわけでございますが、この制度の意義からいまして、極力そういう条件なり要件を満たしていただくようにまた御努力をお願いをできないでしょうか。こういった考え方をもちまして現在関係省庁と詰めていただいているところでございます。

○本岡昭次君 そのことについて要望だけを申し上げて質問を終わります。

今おっしゃる通りに、どこかで線引きをしなればいかぬというところはあります。だけれども、私が今一つの例として取り上げました教職員互助会というのは、親から借りたり知人から借りたりというふうな、そういう私的なものではないわけでありまして、ある県の教職員が全部そこに組織をされ、そして法的にも認められて福祉の事業をやっているこれは団体でありまして、それが今おっしゃいましたように、使用者の一部という問題とかかわりで適用がどうかというふうな話ってくるわけで、そのところをまだこれから詰めていかれるということでありますから、さらに私どもの考えも聞いていただく、そして議論もさせていただき、こういう余裕も持ってそして決めていただきます。これは、この質問の中ではできませんから、また改めて話し合いますとさせていただきますというのを申し上げて、終わりたいと思います。

○丸谷金保君 エネ庁と自治省はお帰りいただきたい結構です。

昨年の三月二十六日、今もお話しありました大蔵委員会の附帯決議の中で、税関職員の特種な職務を考慮して要員の確保、処遇の改善というふうなことをぜひ行いようというところがございまして、この一年間でそれに対してどんなような対応になっているか。

○政府委員(大山綱明君) 昨年附帯決議をいただきました、「要員の確保と処遇の改善に努めること」という結びの言葉でございます。

〔委員長退席、理事梶原清君着席〕

それ以降私も予算当局に対して、先ほどもお答えを申し上げましたとおり、国際化の進展につれて貿易量が伸びる、出入国の旅客数がふえるという実情を御説明をいたしまして、要員の確保、定員の増加をお願いしたところでございます。

その結果について一言申し上げますと、毎年毎年の定員削減がございまして、それによりまして必ずしも削減されてます。その数字が約七十名強でございますが、それに対して六十三年度、今予算審議中でございましてまだ決定ではございませんかと思っておりますが、六十三年度の定員といたしましては七十九、削減が七十四でございますが、増員は七十九を査定上お認めをいただいております。長年にわたりまして税関の定員は毎年マイナスでございまして、五十五年以降ずっとマイナスでございまして、本年につきましては今申しましたように五人の増員が認められたということでございます。附帯決議等のバックアップのおかげであると感謝をいたしております。

それから、定員のほかにつきましても、処遇の改善につきましても、例えば夜間の特殊の勤務手当というのがございまして、そういうものにつきまして昨年は犯則関係の手当を増額していただきました。これは人事院にお願いしてやっていただいたことでございます。それから、六十三年度におきましては、夜間勤務する人間の手当をふやしていただくというように予算化されております。はたまた、級別の定数というのがございまして、上位の等級に参りますればそれだけ処遇がよくなるということでございまして、その定員の確保につきましても、関係当局にお願いをいたしまして相応の対応をしていただいているところでございます。

○丸谷金保君 つまり、この十年間で減った分を

差し引くと、五名純増になったということですね、今のお話は。

それで、大臣、ちょっと聞いていただきたいんですが、とてもこんな七十九名増員したと、こんな程度のことでは追いつかない。それで、非常にそういう点で税関ではいろいろと苦労している。そういう実例を一つこれから実はお話ししたいと思っております。よくひとつ聞いていただきたい。

これは、オーストラリアのワインなんです、モントローズ。これを、私は先月末から今月の初めにかけてワインの関税二十五名ほどオーストラリアへ行つて調べたんです。各地でこういうの皆さん買わんで、私は、例えばこのワインならまあ百円程度の税金だから、三本以上買った人は必ずごまかさないで税金を申告しなさいと言つて皆さんに勧めたんです。それで、みんなそういうふうになつてたんです。ところが、今度後からぶらぶら出てきました。これの領収書を持ってきた。これは簡易税率表というのがありまして、それで本人の希望によつては簡易税率表を適用して一本四百五十円ではばばつとあそこをさばいてるんです。

ところが本来なら、税の建前というのは、これはどちらの税率を適用するかと云って聞かなくやならないものです、あなたどちらを。そうですね、関税局長。しかし、全然聞いてないんです。そして、これは聞かない人を悪いとは言えないんです。それを聞いて、これは百円の方がいいに決まっていますから、これは計算すれば百円なんだから、どっちをあれしますかと言つたら、四百五十円払う人はいないです。百円の方がいい。これで、そういう計算をしますと、あそこはもう詰まってしまう。人が全然足りないんです。したがって、本来は聞かなければならないものを聞かないで、四百五十円というところでばばつとこうなる。これは向こうで六ドル、豪州で六ドルを百円パーにして六百円くらいの酒ですから、これは

もう百円は当たり前の話なんです。こういうふうに、具体的な問題で非常に現場が苦勞している。それを一々聞いてやっていくことは不可能です。大臣、どう思います、この現状。大臣に聞いていた。あなたはよくわかつてるんだからいいんだ。

○政府委員(大山綱明君) 一言、大臣御答弁いただきます前に事情を、法律を御説明させていただきますが――

○丸谷金保君 いや、わかつてる。法律はわかっているからいい。

○政府委員(大山綱明君) 聞かなければならないかどうかという点につきましてでございますけれども、税関に申し出たときには通常の税率でやらないかといふ書いてあるんですが、聞かなければいけないかどうか、聞かなければいけないというところまでは義務づけられていないという点が一つでございます。

〔理事梶原清君退席、委員長着席〕
それから、実は聞く方が親切であるということはそのとおりなんですが、私も、私もそれだけの手間がないというのは委員御指摘のとおりでございます。そのために通関の案内には、申し出てくだされば一般の税率によることができまして、こういうような記述はこのグリーンのもので書いてございまして、ちょっと実情だけ弁明させていただきます。

○丸谷金保君 そういうことを言うのと、またちょっと――時間がないのであなたの話につき合つていられなくて残念なんですけれども、じゃ四百五十円という基準、どこからそういう基準が出てきま

○政府委員(大山綱明君) 簡易税率でございまして、余り複雑な税率をしきますと、これは執行上また行列が並ぶということになって大変でございます。簡易化をいたすために、一本の税率で通関をしていただくということで簡易税率ができて

いるわけでございまして、実はワインの場合は、関税も従量税だけではなく従価税の部分もござい

ます。それから酒税もあわせていただくわけでございますが、酒税も従価税の部分に相当程度ございいます。したがって、税のかかる金額はいろいろ開きはあるのでございいます。簡易税率でなるべく簡便にしようというところから、ただいま申しましたばらつきのある税を加重平均をいたしまして、一リットル当たり加重平均をいたしますと、大体五百八、九十円ぐらいに最近の時点でもなります。それを丸めてと申しましょうか、六百円という税を一リットル当たり決めまして、一本につきましては、したがって四百五十円と、そんな決め方をいたしてよろしくございいます。

○丸谷金保君 実行関税の表によりますと、この中でも四百五十円という数字が出てきていますよね、今の話でも結局丸めた話で、それじゃこういうのがあるんです。

日本のワインの愛好者がフランスのオークションで一万ほど出して八本買ったのを覚えていまして、一千万。これ三本は無税ですね、持ち込んでくるとき。あとの五本は四百五十円です。そういうことになりすね。どう思います、これは。

○政府委員(大山綱明君) 確かに課税の公平という点から申しますと、そういうものは問題があるというふうに考えます。しかしながら、旅行者をお持ち帰りになる方々に限っての話でございまして、そこで通関の際に、成田なら成田の旅客通関の場所での価格に従った従価税を算定いたしますというふうになりますと、これは大変な作業量を要するということとございまして、結局円滑な通関あるいは迅速な通関にウェイトを置くのか、課税の公平にウェイトを置くのかというところで、ただいま委員御指摘のようなケースというのがあったのは事実でございますけれども、平均的に考えますと、まあそういうものは例外であり、多くの方々は六百円ある一本当たり四百五十円ということで、平均的には許されるのではないかと、こんな考えに立つてこの制度ができてい

という点を御理解いただきたいと思ひます。

○丸谷金保君 いや、理解はしているんですよ、理解しているんですよ。税関の税官吏が少なからず、こういう方法をしないやなぬというところは理解するんですよ。理解するんですよ、だからどうしても今のような簡易税率をつくらなければならぬと、さばかなきやなぬと、しかもそれにはこういうやっぱりいんな矛盾はあります、矛盾はありますけれどもやむを得ないと理解はしていますよ。それを大臣の立場でどう考えますか。矛盾があるんだと、こんな非常に矛盾があつて、しかしそれはやむを得ないんだと。成田の税関の人たちがけしからぬというわけにいかないんですよ。しかし、本来なら一本三百円か四百円のワインに四百五十円ずつ言わなかつたから取つたんだと、そういう不親切なことをいふんですよ。本来なら、これはどうしますかと、ちゃんと申告しているんですよ、申告してないのだから申告しているんですよ、当然聞いてしかるべきです。値段も書いてあるんですよ。しかし、そういうことをやっていると認めない。この現状を大臣、しっかりとひとつ認識いただきたいと思ひますが、いかがですか。

○国務大臣(宮澤喜一君) 先般来、税関職員が非常に手薄であるということについてはもういろいろ御理解もいただき、また御示唆もいただいて感謝をしております。また、今の場合もその結果ではないかというお尋ねがございまして、ただ、簡易税率が加重平均でできておるといたしますと、これは携帯品を持ち込んだ人にとつては損をする人もあるし得をする人もある。一般税率に比べれば損をされる人、得をされる人があつて、恐らく今のワインのような場合には、丸谷委員の言われるように一般税率ならばそんなに払わないで済むということ、そうであると思ひます。なるほど国として簡易税率でいおぼもうけておるわけではない、加重平均では同じことになつておるということとございまして、これを一つ一つ一般のお客さんに一般税率でいいんですよと

言つてやれば、それはお客様には親切なことは間違ひがございせんが、大変な事務量になるということも事実でございまして。

税関職員が少くないというところはそのとおりでございましてけれども、仮に増員がございましたら、こういう制度を改めて一般税率を一人一人お客さんにお話をするというその限りではそれは親切ではございましてけれども、まだまだ定員の増がございまして持つていきたくところがあるに、そこは加重平均で余計にちやうだいしているのではないというところであれば、ひとつお認めをいただけないものかと思ひます。

○丸谷金保君 税関の職員が少くないということをお大臣がよく認識してくださればいいんですよ。ですから、これはやむを得ないんですよ、今の現状の中ではね。特にそういう点では、例えばオーストラリアに我々はワインを持つていったんですが、免税は一本なんです。日本は三本なんです。諸外国に比べても非常にその点では日本の税関は親切にやっているんですよ。親切にやるのはなぜかといへば、事務量が大量で人が足りないからなんです。そうせざるを得ないんですよ、そういうことをやっていると申します。

そこで、この間もまた後から行きましていろいろ見せていただきましたが、例えばNACSだとかというように、仕事でスムーズにいくようなことを現場は随分いろいろ苦労しているんですよ、苦労しても苦労してもどうにもならない問題が一つあります。私は成田ができたときから欠陥空港だと思つていたんです。動物検疫でも全然ダメなんです。ひどい目に遭つたことがあります。しかし、こうした仕事があつてくる状況の中で今の日本の航空貨物体制を考えた場合、成田とか大阪空港とかという大都市の周辺にそういう空港整備をやるよりは、例えば九州とか北海道とかこういうところをエアカーゴを移して、もう今からきつちりした二十一世紀へ向けての展望を持たないと、今度は税関の職員だけふやしたつてパンクを

することになります。ああいう狭い場所では何ぼ拡張工事ができたつて、もうすぐそれはいっぱいになるに決まつているんですよ。こういう点について、長期展望の中でどうしたいかわゆる貨物基地というものを北海道とか九州とかというところに大きく考えて、今から大蔵省としても税関対策の上からも持つていただきたいと思ひますが、いかがですか、大臣。

○国務大臣(宮澤喜一君) 具体的な問題として、例えば北海道千歳空港において問題が提起されておるのを存じております。それは、提起されておる問題は、成田空港がいろいろな理由でカーゴの基地としてもう手狭になつておる、あるいは不便であるというように、一つございまして、そこで千歳空港にエアカーゴの基地を持つべきではないかという問題提起であります。

この問題は、結局北海道自身にエアカーゴの需要がどれだけあるかということのほかに、千歳空港がエアカーゴの基地として成田を補完するといひますか、プラスする意味で、日本全体あるいは日本をさらに南の方へ行きますとランジットの役割をも果たしていくかどうか、そういう問題に私はかかつてくるのだらうと存じておりまして、地元の問題があるのは知つておりますけれども、政府としても六十三年度にこの問題を国全体としてどういうふうにかつていくかという調査をいたしてみたいと思つております。

○丸谷金保君 実は、先般私ワインの関税をいつぞや止したらどうかという提言をして、ちょっと大臣はのめ込めないようなことだつたんで、ところがやっぱりげすの勘ぐりがありまして、ああいうことを丸谷委員が言うのは、バルクワインを無税にするとか日本の国内のメーカーがえらい得をするからだ、生産者は困るんだと、こういうふうなことを言う人もいます。しかしそれは全く違うんで、そこをひとつ考慮していただきたい。例えばオーストラリアへ行つたら一本だけであつた税金取でしよう、関税。みんなやっています。フランスだつてやっています。アメリカ

かだつてやっています。そして、なぜ取るんだと言ったら、オーストラリアは、いや、関税を取らなければ、南米の安い酒がどんどん入ってきたら、牛乳やオレンジだって日本は日本の事情があるんだと、こういうことで切り込めるじゃないかと。また、一步譲って、それじゃ外しなさいというところになるとどうなるかといふと、私はこの間、オーストラリアで二十ドルぐらいのこれは高いけれども、いろいろ研究用もありますのでワインを八十六本買って来たんです。ところが、この二十ドルもするようなワインでも、関税をきちんと計算してもらって払いましたら、関税は一本百円につかないんです。計算したのがここにございいますけれども、かららないんですよ。そんな程度なんです。ですからそれは、二千円の酒をこちらへ来ますとどうしたって四千円か五千円で売らざるを得ないんです。例えば今の向こうで三百円ぐらいの酒でもこちらへ来ればいんな流通過程を通じて千円くらいになるんです。そうすると、三千円、四千円の酒で百円の関税がかかっている、かかってないというふうなことはそれは大きなウエートを占めないんです。むしろもっと大変なことは、農民を圧迫しているのはブドウのジュースなんです。濃縮ジュースがIQ品目から外れて、ちよつとアルコールを入れますと自由に入りますでしよう。既にオレンジジュースが三千キロリッターを超えるくらい入っているんです。これがこつちへ来て酒になる。オレンジのみでは酒になりませんよ、これは全部ジュースになりますわね。こういう底抜けがあるんです。ワインの場合も同じなんです。ちよつと五倍ぐらいの濃縮ジュースにアルコールを一つ以上入れましてこつちへ来て五倍にまた薄め

る。これは完全にジュースに戻るんですよ。その上でメーカーが国内産のワインとしてこれをつくってワインで売りに出している。いいですよ、それは。しかし、関税の百円が耕作農民を圧迫するといふなら、それ以上もつと耕作農民が実際に困っている問題は別なところにあるんですよ。農水省、この事実御存じですか。

○説明員(市之宮和彦) たいだいま先生御質問のアルコール入りブドウ果汁の輸入の状況でございますが、一つ以上アルコールを含有するブドウ果汁につきましてはその他のアルコール飲料というように形で一括されております。正確な把握というのとはなかなか困難なところがあるわけでございいますけれども、私も関係業界の情報等を当たって見たところでは、チリ、オーストラリア、こういうところからの輸入の一部にこれが含まれていると見られるところでございまして、量的には六十二年度でチリ、オーストラリアから入ってくる全体で百数十トンでございいます。この一部というように見ております。

○丸谷金保君 大臣、この方が圧迫しているんですよ。しかも、IQ物資がこういう簡抜けになるのをどう思いますか。おかしいと思いませんか。輸入制限が何にも意味なくなっちゃう。大蔵省がこれは酒だということですよ、一つ以上だから。そうするとIQ物資じゃないんです。こんなばかんなことがこのまま許されたら、本当にブドウの耕作農民にとってはこの方がずっと大変なんです。いかがですか。

○政府委員(日向隆君) たいだいま委員御指摘になりましたように、濃縮果汁等にアルコール類が一つ以上入っている場合には雑種となりますので、これは自由に入ってくるというようになります。今御指摘になりました濃縮ブドウ果汁等につきましては御指摘のような問題もこれありということでございます。国内のワインメーカーが使用する場合に未納税でそのメーカーの製造場に引き取りまして、すべてワイン原料として使用しているところとございまして、また現在そのように指導しているところとございまして、

導しているところとございまして。

それからまた、別の観点からワインメーカーが原材料として、委員は重々御存じと思ひますけれども、バルクワイン——濃縮ブドウ果汁及び国内ブドウメーカーからの醸造用ブドウ等を原材料として使用する場合には、まず国内ブドウ生産農家の経営に十分配慮いたしまして、摘果前に事前取引契約を結ぶとともに、その契約におきましても醸造用ブドウの安定取引のために努力しているといふふう聞いておりました。今後とも、今私が申し上げました二つの線に沿ひまして、私どもも検討してまいります。

○丸谷金保君 大臣どう思いますか、聞いていて。こういう底抜けになつていふんです。

○国務大臣(宮澤喜一君) それは一般論といたしまして、行政でいろいろ規則をつくりますと、ちやんと商売の方はそれをうまく片づけていかれるようでありまして、それが民間経済というものの力強さだと思ひますが、しかしそれは言つておられます。やはり行政目的があつていたしてありますから、今国税庁次長が申し上げましたように、行政の方でそれに対応してあちこちに御迷惑のかからないように実際の措置を講じていくということかと思ひます。

○丸谷金保君 関税が農民を保護するというふうな役割を完全に機能することがそういう底抜けがあるのではないかと、この現実はいかがかと言つていふんです。

○政府委員(大山綱明君) 関税がワインにはかけられていたわけですが、国内で生産をいたしましてワインの量に對しますところの原料でございまして、国産のブドウだけでは足りない状況でございます。したがうしまして、どうしても外から搾汁なりバルクワインを入れてこなくちゃならないという要請がありまして、それにつきましては割と低い関税率で輸入をして、それにつぎましては、したがうしまして、低い税率で輸入をするといふこと自身はこれは必要なことだといふこと

はお認めをいただけるんだらうと思ひますが、それがまた過度に入つてきた場合に生ずる問題、これが御指摘かと思ひますが、これにつぎましては、たいだいまも国税庁次長がお答え申し上げましたように、入ってくるものの量を決めます以前に国内のブドウ農家からのブドウの引き取りというものについてのしかるべき対応措置をとることに、農家の保護について万全を期しておると、こういうことかと存じます。

○丸谷金保君 まあ実際万全は期されてないんですよ。この話、きょう私にぜひしてくれといふことで、山梨も山形も原料つくつている農民から、いやそれは先生ぜひやってくれと。具体的にそういうふうにあなたの言うふうになつてない実例をくどくどときよう午前中電話で聞きました。だから、実際にはなかなかそんなふうになつてないんです。ただし、ちやつぱらあくまでそういう点での耕作農民を守つていくという物の考え方だけは、大蔵省も忘れないで持つていてほしいと思ひます。

例えば、それは国によつて法律もいろいろ違ひますよ。ワインだけに限つて言ひますと、カリフォルニアだとか、それからオーストラリアは暖かいからどうしてもポートワイン風の甘いブドウ酒はいけれど、辛口のブドウ酒というのはできなくて苦労しているんです。それで法律で酸を入れることは認めてない。それは砂糖なんか入れなくて甘くはすぐできるんです。日本では逆でしよう。砂糖の添加はある程度認めても酸は認めてませんよ、酒税法ではね。そういうふうになんた国によつて違ひます。ですから私は、農産物の問題については国によつてみんな違ひの、何でもかんでも言われたら自由化しなきゃいけません、ガット違反だといふふうなことだけで余り日本政府は右往左往し過ぎるんじゃないか、こう思ひます。その点をひとつ十分御留意していただきたいし、第一、外国の方からいいますと、関税よりはむしろ酒税の問題を言つてきていますわ

ね。

きょう税調の会長さん呼んでその問題をちょっと取り上げようと思つたんですが、税調の報告を見ましても、要するに、ガット勧告への誠実な対応をと要請受けたので酒税をやらなきゃならぬと。けしからぬですよ、外から言われたからやるという姿勢。当然国内問題なんだから国内の体制、国内の考え方の中で処理していかなきゃならぬのに、ガットから言われたからといってここにちゃんと報告書に書いてある。第一、ガットから言われて緊急にやらなきゃならぬと、税調はそういう報告していますよ、緊急の酒税の改正は。しかし、大蔵省当局としては酒税だけ別にしないで一括した抜本改正の中でこの問題は取り組むという姿勢ですわね。間違ひございませぬね。

○政府委員(水野勝彦) 酒税は日本の間接税の中の極めて重要な柱の税目でございますので、その改正、改革と申しますのは、やはり税制全体の改革の中で検討をする必要があると考えておるところでございます。

○丸谷金保君 そうすると、それができなきゃガットで何ば勧告してきても当分できませんわね、去年と同じように。ガットの勧告なんかその程度のもので受けておいてよろしいですか。

○政府委員(水野勝彦) ガットの勧告は重要な意味を持つものと考えておりますので、具体案を取りまよとめるに際しまして、事前にその基本的方向はこの一月に閣議決定で税改正要綱の中で決定をいたしまして、これは世界にもガットにもお示しをし、その態度は示しているところでございます。

○丸谷金保君 態度は示しているか知らないけれども、実行ということになりますとそう簡単ではない。それと同時に、衆議院で総理は秋にやるなというのをまだ一通も外に向かつて言つたことがないかと答弁していますよね、大蔵大臣、御存じですね。

○国務大臣(宮澤喜一君) それでございますからガットからも勧告があつた。また、これについて

はきょうに至りますまでに随分何年もの間関心国からいろいろ関心の表明がありまして、その末のガットでございますから、やはりこれは我が国としては受けなければならぬ。我が国もガットの主要メンバーであつて、ガットからいろいろ受益もしておる国でございますからということでありますが、しかし法律の制定、法律案の起案を待つておりますと時間がかかりましたので、あらかじめ閣議決定をここの一月にいたしたところでございます。その決定の趣旨はガットにも関係諸国にも伝えておきまして、一応関係諸国との関係はそこでもつておるわけでございます。

私どもとしては、いづれ税制改正の一環といたしまして、酒税は税制の中ではメジャーアイテムでございますし、主要な項目でございますから全体の一環として御審議をお願い、税制改正をいたしたいと思つておりますが、それに先立ちまして基本的な方針はガット並びに各国に通報してある、こういうことでございます。

○丸谷金保君 そのガットの問題なんです、貿易の自由化あるいはガットの勧告を入れて国内の体制を変えていくと、しかしもつとその前に、例えば貿易の自由化は農産物だけに限つてみてもやらなきゃならぬ国内の対策がたかさんありますよ。例えばアメリカに比べてガソリンが四倍半高いんですよ、いまだに。その他の農機具とかあるいは固定資産税。最近西ドイツの農業問題が放映されましたが、ヘクター当たり小作料が三万円くらいなんです。日本の十分の一です。経営を大きくしていく場合にこういうメリットだつて日本にもあるんです。こういう問題を解決しないで農産物の自由化だけがどんどん進んでいったら、それはとてもじゃないけれども日本の農民はたまったものじゃないですよ。そういう生産資材、燃料だけでもいいです、ガソリンだけでも。これが四倍も高くて同じことはできないんです。これは大臣おわかりになりますわね、いかがですか。農家の使っている生産資材がこんなに高いんです。農機具だつていろいろきょう時間がない

ので具体的に言えませんが、これらの国内的な問題を解決しないで貿易の自由化だけ先行させるといふようなことは、これはちょっとひど過ぎるんじゃないか。関税のそれこそ百円くらいなことでは保護できるような仕組みではないんです。だから私は、逆説的な意味でワインの関税くらいゼロにした方がいいんじゃないかと言つたんです。大臣、できると思いますが、今の日本の国内の体制を切りかえないで、国際経済と太刀打ちできるような日本農業の組み立てが。

○国務大臣(宮澤喜一君) そういうことがございますから、今日自由諸国国家群で経済第二の大国といひますけれども、ガットの残存輸入品目は二十余り残つておまして、そのすべてが農産物農林関係である。これは我が国の農業の置かれておりますいろいろな不利な条件がございまして、けれども、やはり基本的には殊に本州におきましては土地が狭いというこのことはもう何ともし難い方ないことであるから、今日まで残存輸入品目を残しておいたということであらうと思ひます。そこをいろいろガットあるいは各国から批判を受けておるといふのが今日の現状だと思ひるのであります。

先ほどおつしやいましたワインについての関税をひとつゼロにするという提案をしてみたらどうかと。これは各国はなかなか簡単に受け入れられぬものではないと言われますことは、これは確かか一つの我が国の戦術としてはおもしろいことであるかもしれないというところはわかりますけれども、しかしバルクワインを買つて、バルクで買つところなんかそれが一体どういふことになるのか、その辺のこともよくこれは所管省で検討してもらわなければならぬと思ひます。

○丸谷金保君 これは酒の関税からいいますと、関税じゃないんです。例えば私が八十四本この間買つてきたものの関税は九千八百七十円だったんです。ところがこれにかかる酒税は五万六千円なんです。五万六千円、いいですか。ですからこれは、今関税の問題がいろいろと外国から言わ

れているように、日本が特別に高いとも思ひませんしね。にもかかわらず関税障壁だ、関税障壁だと言われるのはもつと酒のものと税にあって、これは何れも外国のだけじゃないんですから、国内の酒だつて同じなんですからね、とやかく言われる筋は私はないと思ひますよ、同じに扱つていけば。しかし、言つてきていますわね。いろいろこの前も、去年ですか、イギリスの外務大臣が来てわざわざ酒の税金の問題を早くしてくれなうというふうなことを言つていますでしよう。そういう一方で、この間アメリカは、食の安全を図るためにつくつた農協ビデオでアメリカではこんなふういろいろな危険な食品を日本に送つてきているという現実を、これは全部事実です、そういうのをビデオにして出したそれは内政干渉だとえらい向こうからとなり込んでいますわね。だから日本も、そういう点ではもう少し何を内政干渉するんだというぐらゐなことを、いつでもきつちり言えるようにしてもらわなきゃならぬのじゃないか。

それからもう一つ、最後に要望しておきますけれども、冒頭に戻りまして税関の問題ですが、これは税関の仕事には税と関とありますわね。関の方がむしろ今もますます忙しくなつてきている。そうしますと、どんどんどんどん成田とか大阪とかいうふうな大きなところへ職員が寄つてきます。通勤の問題、住宅の問題、いろいろな問題も出てきております。ですから、そういうこともあわせてやはり税関職員は足りないのであるという基本的な認識の上に立つた上で対応していただきたい。

それからもう一つ、税関研修所というのがありますね。この定数はふやしているのですか。ここをふやさなければ本質的にはふえないでしよう。どうなんですか。

○政府委員(大山綱明君) 税関研修所に従事いたしております職員は二十名足らずだったと思ひますが、それはそうふやしておりますが、それは単なる事務をつかさどり職員でございます

すので、外部からの職員など……

○丸谷金保君 研修生

○政府委員(大山綱明君) 研修生でございますが、それは今年度でございますか、六十二年度につきましても二百人の研修生を昨年の暮れに卒業させまして、またことしの四月から新しい研修生が百数十人入るといふことでございますが、その収容能力につきましても二百四十人の収容能力がございまして、研修に關します施設としましては十分な余地を持っております。研修生の方は定員との絡みで採用をいたしますことと決まっております。

○丸谷金保君 大臣、繰り返すようですが、くれぐれもやっぱり日本は、日本の国内事情の中の農業だといふことについて、もう少し毅然とした対外的な態度をとっていただきたい、これを要望して私のきょうの質問を終わります。

○和田教義君 議題となっております二つの法案に先立ちまして、三大蔵大臣にお尋ね申し上げます。

一つは、円高ドル安の問題でございます。このところじりじりとまた円高ドル安が続いておりますのでございまして、ニューヨークの連銀も介入しているという報道がございまして、日銀は連日それなりの介入をやっているわけですが、マスコミなどの見方によると、とにかく当面は日米欧の協調介入がうまくいくかどうかにかかっているんだというふうな報道もございまして、そういう点で、大蔵大臣は去る十二日の予算委員会での総括質問で、この政策協調といいますが、これについては自信を持っていたんだというふうなことをおっしゃっておいまして、今度の事態についてどういふふうにお考えなのか、また、ドルの急落というのはいないというふうにお考えられるのか、お答え願いたい。

○国務大臣(宮澤喜一君) この数日間の為替市場の動きが何に原因したものであるかはっきりいたしません、いずれにしても、昨年の暮れにG7で合意したところに従いまして、これはまあ

一種の乱高下でございますから、各国間の合意に従いまして共同の対応をしております。その結果といたしまして、私は事態は平静に返りつつあるという判断をしております。

○和田教義君 次に、これは通告いたしておりますけれども、先ほど与野党のこの六十三年度減税についての国会対策委員長会談がございまして、確認事項がございまして国会審議が再開ということになったんですが、その内容を御存じですか。まだお聞きになっていませんか。

○国務大臣(宮澤喜一君) ちょっと、ここへ入りましたので内容を存じておりません。

○和田教義君 その中に「野党の要求した減税財源は担当者間で引き続き協議する」という項目が第二項目にあるんです。この「野党の要求した減税財源」という中には、これは我々としては、一つは不公平税制の是正であり、「その他」という項目がございまして、これは税外収入の増額、建設国債の増発、税収の自然増といふものでございまして、いわゆる大型間接税、新型間接税の導入は含まれていないというふうに思っております。それがこの確認事項ではっきりしたというふうな思っておるんですが、その点は、御存じないんだったら聞いてみる方がないけれども、どうお考えでございましょうか。

○国務大臣(宮澤喜一君) 実は合意のことを存じませんし、その経緯もわかりませんので、いずれよく聞きました上でまたお答えさせていただきます。

○和田教義君 それでは、この点についての質問はそれで終わります。関税定率法及び関税暫定措置法の一部改正案に關する質問をいたします。

ことしの一月から関税率表の商品分類がCCCN(関税協力理事會品目表)からHS(商品の名稱及び分類についての統一システム)に移行しておりますけれども、実行品税目数が約三千から約七千にふえることもあって、去年のHS法案の審議の際にもスムーズな移行が可能かどうか心配さ

れたところでございますが、政府としてこの点について現時点でどのように判断をされておるか、お聞きいたします。

○政府委員(大山綱明君) 結論を先に申し上げますと、今までのところスムーズに移行が行われているといふことでございます。

もとも今回のHS分類体系はCCCNの分類大系をベースとしたものでございまして、割合に関税職員にとってはなれ親しみやすいものであったといふこと、それからまた、早目に法案を通過さしていただきましたことで、準備期間といふのが半年以上のかかり長い期間ございまして、その間に通関業者等の教育訓練と申しましようか、それも行き届いたといふようなことから、現在のところ特に大きな問題は生じておりませんで、全体として順調に実施されております。

○和田教義君 関税率表の移行は、貿易業者への負担だけでなく税関職員の業務に対してもいろいろ影響があると思ひます。さらに、最近輸出入が減つて輸入がふえているというふうな傾向が出ているわけではございまして、税関の仕事というのはどうしても輸入中心になると思うので、そういう意味でもこの税関職員の仕事量は非常にふえている。最近また、円高が進行すると海外への出国者もふえておりますし、さらに寛せい剤や銃砲等の独罪の大型化というふうなことも盛んに言われておるわけではございまして、その水際での、つまり税関での取り締まり、摘発ということが非常に重要になってきているというふうには思ひます。

例えば横浜税関でございしますけれども、今月の十七日に横浜港に入港したアメリカ国籍のフルコンテナ船に積まれておりました乾燥大豆二百四十三・七八キログラム、末端価格が十二億円余りだそうでございします、これを発見して押収いたしました。それが報道されました。

この大麻密輸事件は、一回の押収量としてはこれまで最高だった東京税関の四十八キログラムをはるかに上回って史上最高だといふふうに伝えられてお

ります。全国の年間押収量が最高だった六十一一年間の総押収量が二百七十七キログラムだそうですから、それを今回の押収量一回分で上回っております。こういうふうには非常に大きな問題だと思ひます。麻薬とか寛せい剤、けん銃など、国民生活を脅かすいわゆる社会悪物品はその供給源がすべて外国にあるわけですから、水際の取り締まり体制の強化充実がぜひとも必要であると思ひます。大蔵省はどういふふうにお考えでございしますか。

○政府委員(大山綱明君) 社会悪物品の水際の取り締まり、これは税関におきます一つの大きな仕事と心得ております。税金を徴収する、関税を徴収するといふことと並びまして、この関所におけるいろいろな水際での社会悪物品の取り締まりにはそういう意味合いにおきまして私も力を入れているところでございします。その的確化のために、私も私としてはいろいろ工夫を凝らしまして取り締まりの効率が上がりますように努めているところでございします。

○和田教義君 税関職員の話はこの間伺いましたのですけれども、最近の密輸の動向は従来に比べて大変変化してきている。昔は、乗組員だとか航空旅客が身辺に隠して国内に持ってきた、密輸したというふうな例が多かったんですけども、最近大量に持ち込むために堂々とコンテナに入れて持ち込むというふうなケースがふえてきていて、こういうことだそうなんです。

ところが、コンテナの貨物を全部開いてそして検査すると一つのコンテナで十五万円ぐらいかかるんだそうなんです。しかも、時間的にも半日程度かかるといふことで、まあ最近税関としてもいろいろエックス線の検査装置だとか、あるいはいろいろ新鋭の武器を使つてやっていると、あるいはいろいろの、基本的にはやっぱり人間の熟練と勘によるところが非常に大きいと思ひます。ですから

らそういう意味では、税関職員は現在七千七百八人くらいですかね、それではやっぱり足りないんじゃないかというふうに思うわけですが、さういふ点から見て税関職員に過重な負担がかかっているという事は思ふわけですね。

○政府委員(大山綱明君) 御指摘のとおり、税関の仕事量はふえております。それからまた、責務も大きいものがございます。そういった中で、私も事務の重点化、それから機械化によりまして効率化などを図りまして効率的な事務運営をしておりますのでございますが、あわせて税関職員の要員確保も関係方面にお願いをいたしまして、なるべくお認めをいただいておりますのでございます。何分にも厳しい定員事情でございます。私どももそういった面は十分に認識をいたしまして、したがって私どもも職場の重点化、効率化には努めつつ、一方におきまして必要な要員の確保につきましまして関係当局に理解を得るよう努力をしておりますのでございます。

そのこともございましてということでございます。ようか、六十三年度におきましては先ほどお答え申し上げたのでございますが、何年かぶりに一律の削減のマイナスを上回る定員の増加が認められたところでございますが、税関の実情につきましては、今後とも関係方面によく理解を得るよう私も努力をしておりますのでございます。

○和田義典君 去年はちよつぱり増員になったという事はそのとおりですけれども、これは大蔵大臣にぜひお答え願いたいんですけれども、五十一一年に比べて六十二年では税関職員九五・九%と減っているんですね。ところが、出入国者数は二二・九%、輸入貿易数量で一〇・八%、輸入総額が一・三%といずれも伸びております。また、さつきも取り上げました貸借収量は実に一七・四%と十七倍にもはね上がっております。銃砲押収量も二五・四%とふえておるわけですね。つま

り、検査量がふえる中で人手は傾向としては減ってきているわけで、そういう意味では水際作戦というふうな点から見て税関職員に過重な負担がかかっているという事は思ふわけですね。

公明党は、去年の十二月に高島総務庁長官に税関職員の確保に関する申し入れを行いましたが、画一的な定員削減を行うのでなく、適切かつ迅速な税関業務の執行のために税関職員の確保をするように要請をいたしまして、その結果もあるかもしれませんけれども、多少ふやしていただいた。こういうことでございまして、機械化もあるでしょうけれども、やっぱりこれからは増員は必要ではないかというふうに思ふんですが、大蔵大臣のひとつお答えをお願いいたします。

○国務大臣(宮澤喜一君) 税関職員の勤務につきましてはいつも御心配をいただいております。おかげさまで六十三年度初めて、これは八年ぶりでございますが、ネットの増員を認めてもらうことができました。

おっしゃいますように、通関の貨物あるいは出入国の人数、もとより非常にふえ続けておりますし、またその他のいわゆる社会悪と言われるものも我が国が防がなければならないいろいろなものの検査、通関というものがございまして、ますます忙しくなっていくわけでございますが、過去におきまして、例えば輸入航空貨物の通関処理の電算化、これは五十三年度でございまして、それがからと旅具の通関の電算化、これは伊丹と成田で五十四年、五十六年、あるいは麻栗大の導入でありますとか、輸出航空貨物の通関の電算化でありますとか、できる限りの合理化、機械化、効率化をやっております。それでもどうしても及ばないというときにやむを得ず増員ということをお願いを申し上げているということでございます。

負担が大きくなっているという事は御指摘のとおりでございます。

○和田義典君 次に、租税特別措置法の一部を改正する法律案に関連する質問をいたします。これは主税局長にひとつ、これも通告しております。これは主税局長にお答え願いたいんですが、私はこの改正案の内容を見て、大蔵省は緊急性のあるものに限り、つまり本物は今の抜本的税制改正に全部譲ってしまつて、これはもう緊急性のあるものに限定するんだと言つておられますけれども、内容的にも全体としては不徹底で、非常に不満なものだと思ふんですが、その中で土地税制について一つお尋ねをいたします。

居住用財産を譲渡した場合の特例の改正で、居住用財産の買いかえ特例を原則として廃止するということになっております。これは居住用財産の買いかえ特例というのが東京周辺の地価の騰貴をふたつていふというふうなことからこういふことが行われたんだらうと思ふんですが、それと対比して二番目に「所有期間十年を超える居住用家屋及びその敷地で父母又は祖父母から相続又は遺贈により取得したもののうち、三十年以上の期間にわたつてその者の居住の用に供していたものを譲渡した場合の長期譲渡所得については、居住用財産の買いかえの特例を存置する。」つまり非課税にするという規定がございまして、つまりどうも自分が一生懸命働いて稼いでそして持った住宅については、長期に住んでおつても譲渡所得で取られる。言つてみれば、相続財産ですら親代々住んでいたところをばかたまたま相続するということ、いわば不労所得に近いということも言えるわけであつて、そういうものにこういう非課税措置をとるといふのはどうもちよつと合点がいかないわけですが、その点はどうかでございますか。

○政府委員(水野勝君) ただいま御指摘もございましたように、この居住用買いかえ制度と申しましたのは四十四年に一応廃止されたものではございしましたが、五十七年改正で復活をいたしました。

しかしながら、ただいま御指摘のように、これが都市地域におきまふところの地価の高騰を周辺地域に伝播させるような効果が出てしまつておるといふ最近の事情、それからまたその制度は、その居住用財産を処分されたものであれば、それよりも縮小したものを求めれば課税にならない、それよりも縮小したものを求めれば課税にならない、という、そのあたりに問題がある。また、個人の場合にその取得価格を何十年も引き継いでいくということはやはり技術的にも従来から問題があるところ指摘されてはいたしたので、今回は原則としてこのようにしては廃止したらいかがか、原則廃止ということでも御提案を申し上げておるわけでございますけれども、三十年以上にもわたつたり、しかも二世以上にもわたつたりお住まいになつてこられたようなないわば本居となるような居住用財産を手放されるという場合はよくよくの事情がある場合ではないか、こういう場合に限つては例外的に存置する、原則としては廃止していただくというのが基本的な考え方としてあるわけでございます。

ごく例外の場合に限り存続をいたしたくということですので、大方の場合はひとつこの際は居住用財産の買いかえは御勘弁をいただいて、ただ一〇%一五%、三千万控除もございまして、負担としてはそんなに大きくならない。ですから、原則としては廃止というふうにお考えをいただいて御理解を賜ればと思ふわけでございます。

○和田義典君 次に、政府の税制調査会がこの間出された素案について御質問いたします。税調の素案で一番強調されているのは、まあ私の見るところ、新型間接税の導入が絶対必要だといふふうなことが書いてあるところでございますけれども、ところが、多くの国民が望んでいる不公平の是正の方は全体に極めて不十分というのか、抽象的な表現のものが非常に多い。素案の「負担の公平の確保」という項目を見ても、果たして税調がどれだけこの問題に取り組もうとしているのか、どうも疑問に思ふわけでございます。不公平

の是正をあいまいにしたまま新型間接税の導入と
いうことを認めるといっても国民の納得はとて
得られない。最近の各新聞社の世論調査を見ま
しても、その点が非常に明確に出ていると思
う。すけれども、大蔵大臣はこの点はどうい
うふうに政府税調の素案をこらになつておる
かお答え願
いたいと思ひます。

○国務大臣(宮澤喜一) 税調の素案のことを私
が、今殊に素案の段階でございまして、余り詳
しく申し上げることはいかかと思つておりま
すけれども、いわゆる不公平は正、不公平と言わ
れる税制の是正についても大変に御熱心な御議論
がありまして、この素案の段階ではもう一つ、あ
る、こうするといふことを大変に切り込んで
書いておられませんが、いろいろ皆さん慎重
に深く御議論をなさつておられるようござい
ます。

○和田教義君 今の「負担の公平の確保」という項
目を見ても、具体的には有価証券譲渡益課
税、社会保険診療報酬課税の特例、みなし法人課
税制度の三点だけですね。しかも有価証券譲渡益
課税、つまりキャピタルゲインの問題については
原則非課税を改める方向は打ち出してあります
けれども、原則課税にするという表現はないで
すね。そしてどうも具体案は示されていない。い
ろいろこの課税には技術的な問題があるといふこ
とはわかりますけれども、しかし我々は当然キャ
ピタルゲイン課税は総合課税にいくべきだと思
うんです。それに至るまで時間がかかるとすれ
ば、我々としても総合課税へのつなぎとしてみなし課税
でもいいといふような態度を打ち出してあるわ
けでございまして、そういう点で進めること
ができるのではないかと、そういうふうに思ひ
ますが、大蔵省もその点では異存はないわけ
ですか。

○政府委員(水野勝君) キャピタルゲイン課税
は、去年の秋の改正でも一応範囲の拡大は願
ひをいたしました。やはりこの当委員会におき
ますところの御議論を初めとして、基本的な見
直しが必要だといふ御指摘が強い。したがいま
して、

この点はむしろ本当に前回のとは少し踏み込んだ
改正は検討が行われている。しかし、まだそれ
から時日がたつておりませんから、具体的にどう
するかはなかなか難しい問題でございまして、た
だいま委員御指摘のみなし的な考え方もあるで
はないかといふことも税制調査会の中には一つの御
議論、かなり相当な御議論がございまして、恐
ろしくういったことも頭に置きながら、これから早急
に具体的な方向が検討されるのではないかと私
ども予測しておりますのでございまして。

○和田教義君 素案では、資産課税の位置づけが
よくわからないですね。一口に資産課税とい
つても、利子やキャピタルゲインのような資産性所
得課税といふものもありまして、固定資産税のよ
うな保有に対する課税といふものもあります。ま
た、相続税だとか有価証券取引税のように移転に
着目した課税といふものもあるわけですね。所得、
消費、資産の間のバランスのとれた税体系とい
うことを政府は盛んにおっしゃるんですから、こ
の三つの要素を整合性のある形で結びつけて、全
体の中でこの資産課税といふものをどう位置づ
けるかといふことを国民に示すべきだといふふう
に私は思ひます。

この前もその点は御質問したことがあるん
ですけれども、そういう点について、これまで素
案の批判はできないといふことであるかもしれ
ませんが、大蔵大臣の今までの答弁を聞いてい
ると、資産課税については現状を余り変える必要
はないといふような認識のようございまして、一
体どういふ位置づけをされておるのか、お聞き
したいわけでございます。

○政府委員(水野勝君) 御指摘のように、資産課
税には保有、処分、利用といふいろいろな部分の
ありがたでございまして、先般議論になつて
おりますOECDの歳入統計によりまして、この
割合から申しますと、割合日本の資産課税のウェ
イトといふのは、税体系中のウェイトとしては
かなり相応の水準に達している。それで、先般も
いふような機会に大臣から申し上げております

かなりウェイトとしてはいいところに来てい
る。このことを申し上げておるところでござい
ます。その資産課税の内容自体につきましても、こ
れは流通税あり、処分課税、譲渡益課税ありで
ございまして、ただいまの御指摘のキャピタル
ゲイン課税を初めとして、見直しはやはり必要
であるといふ問題は持つてございまして、ウェ
イトとしては割合国際的にも時系列的にもいい
ところに来ていて、そういうことはある意味では
言えるのではないかと考えているところでござ
います。

○和田教義君 その点については、また今後大
いに議論をしていきたいと思つておるんです
けれども、次に、素案は「今回の税制改革は、
全体として税負担率の上昇を目指す」といふ
ことを明らかにしておきたい。といふふう
に言つておられます。これは、とりあへず増
減税同額で出発して、将来にわたつて国民の
税負担率といふものを上げないといふ意味な
のかどうか、どういふふうに解釈をされてお
るか、お答えを願ひたい。

また所得税については、課税所得千五百万円
以上は税率を五〇%にするなど、高額所得者
を優遇する。いわゆる税率のフラット化を
目指しておるといふふうに私は思ひますが、
一方間接税は広く薄くといふことですね、こ
れはまさにフラット化そのものだといふふう
に思ひます。そして、この二つが相乗作用を
なして全体の税体系がフラット化して、いわ
ゆる累進性による所得の再配分機能といふ
ふうなものが将来見失われてしまふのでは
ないかといふ、そういうおそれもあるように
思ひます。この点について大蔵省のお考え
はどういふことか。それとも、日本は世界で
最も貧富の差が少ない社会なんだから、もう
垂直的公平はかなり緩めてもいいといふふう
にお考えなのかどうか、お答えを願ひたい。

○政府委員(水野勝君) 最初の点の、直接に増
収を図るものではないと申しますか、税負担
率の上昇を目指すものではないといふ意味か
どの御趣旨

が述べられておりますが、負担率それ自体とい
はしましては、そのときそのときの国民の皆
さん方の給付と負担との選択の問題であらう
かと思ひます。すので、積極的に負担率を
上げていくといふことは、それは御判断、御
選択の問題として、今回の税制改革自体は、
直接その上昇を目指すものではないといふこ
とをお述べになつておられることではない
かと思ひます。

それから所得税の税率水準につきましても、
昨年の抜本改正で、その税率表六段階とい
うものが一応頭にある。しかし、あれが下
の方の部分にいます。すのは、昨年の秋の
国会でいろいろな御審議の末、そこが緩和
されたりしている部分がある。一方、千五
百万円までは五〇%というの、去年、おと
しのまま、これはおとしの暮れに決められ
たものでございまして、その後の所得水準
の上昇等を勘案すると、これはさらに緩和
の余地はないかといふことが付言されてい
るところでございまして。こうした税率表を
とりましても、日本の所得税の累進度合い
といふのは世界的に見てかなりきついよう
なタイプをとつてございまして、これによ
つて税制全体としての累進性がかなり緩和
されると申しますか、累進性がなくなる、
所得再配分機能が大きく減退するといふ
ことではないのか。

一方また、五十年代以降、所得税のウェ
イトはどんどん上がる一方、消費税のウェ
イトがどんどん下がつてきているという、そ
このアンバランスはぜひとも見直しをする
必要があるのではないか。現在の酒、たば
こ、ガソリンといふものを中心にした間接
税、これはある意味ではかなり逆進性の
強いものでございまして、消費一般につ
きまして着目して課税をお願いをするよ
うな課税であれば、酒、たばこみたいなも
のに比べればむしろ逆進性は少ないかもし
ない。要するに、消費課税のウェイトが
十年間非常に低下してきておりますので、
そこはぜひ見直しをお願いをしただう
か。しかし、それによつて先ほども申し上
げましたような税体系全体の累進性とい
はしますか、再分

配機能がそれほど御心配になるほど減退するということではないのかという感じではないか
と思います。

○和田義美君　これは大蔵大臣にお聞きしたいんですけれども、流通業界だとか繊維業界を中心に約三千五百団体ぐらいで組織している税制国民会議というのがございますね。二十六日の拡常任幹事会というところで、政府税調の素案に対して「拙速を避けよ」などとする緊急提言をまとめることにした。」というふうに報道されておるわけで、そしてこの緊急提言では、第一に「拙速を避けよ」ということ、「秋の成立は時期尚早」だと反対の態度を打ち出すということだそうです。それからさらに「歳出を減らす問題を棚上げして歳入、それも間接税問題だけを取り上げるのは納得できない」というふうな考え方も入っておると、こういうことでございますが、さらに「新規間接税の導入が不公平の是正に役立つのか」と、疑問を投げかけているというふうに報道されております。

こういふ業界の動き、考え方に對して大蔵大臣
 はどういふふうにお考えでございますか。
 ○國務大臣(官憲澤一君)　　そういう御会合があつ
 たことを存じておりますし、言われたことの概要
 も知つておりますけれども、まだこの素案の意圖
 するところも十分には了得しておられないので
 はないか。

【委員長退席、理事藤井孝男君着席】
もう少し御説明する機会がありますとおわかりいた
ただける点もあるのではないかと思っております
が、実はこれは政府ではございませんけれども、
私どもの党内で税制調査会というものがやはりござ
いまして、ここでは各団体からこれからのいろん
な御意見をかなりの時間をかけて何うことにして
おりますので、また具体的に伺い、こちらでも申し
上げる機会もあるのではないかと考えております。
す。

○和田教美君 総理府がさきに発表しました「税制改革に関する有識者調査」これについては当委

員会でも野党側からさんざんたたかれて、これに間接税導入に賛成八割なんというのは全くばかにしているというふうな意見が盛んに出たわけですが、けれども、同じころに朝日新聞が十六、十七日に行った全国世論調査によりますと、大間間接税の導入については六割が反対、賛成はわずかに二一％に過ぎないということになっております。朝日新聞が売上税廃案直後に行った世論調査に比べて反対はむしろふえているというふうになっております。さらに、日経がやはり同じころに行った「日経二万人電話調査」という世論調査ですけれども、これでも新型間接税を支持したのは減税率施などの条件つきを含めてわずかに三割、そして、不公平は正であるとする人が四割以上と、いうことになっております。

このように、世論調査の結果は昨年売上税廃案の直後とそんなに変わっていないばかりか、世論の流れは大型間接税反対の方にむしろふえてきているというのが新聞社の世論調査が示している傾向だと思ふんです。これだけ政府の調査と世論調査が食い違ふというようなことはこれは大変なことだと思ふんですけれども、なぜこういうふうに食い違ふのか、大蔵省はどういうふうにお考えか、お答えを願いたい。

○政府委員(水野勝君) 有識者の意識調査と申しますのは、御承知のように、世論調査とか一般的なアンケートとは性格が異なるところでございまして、一定のグループと申しますか、階層の有識者をグループ別にお選び申し上げてその意識をお聞きする。それは全体としてどうということもさることながら、それぞれの階層と申しますか、グループの御意見がどのように差異があるか、また変化があるかというところとにその意味があらわると言われているところとでございまして、五十七年に年金改革につきまして厚生省が行われたというような例を私も参考として総理府にお願いをしたところでございます。

御指摘のような新聞社によりますところのアンケート調査も私もお聞きはしておりますが、い

ずれもこれは素案の発表される前の段階で実施されたもののようにございまして、素案もいたいただき、これをもとに公聴会等参考人の意見聴取等も行われるようでございますので、それによっていろいろ幅広く御意見、御理解を得てまいるように税制調査会としてもお努めになる、このように考えておるところでございます。

○和田教美君　竹下総理は二十六日に自民党税制調査会長の山中山さんと会談をして、税制改革の今後の進め方を協議したというふうに伝えられております。この会談には大蔵大臣も同席された、そしていろいろ説明をされた、こういうことだそうですが、早ければ四月末にも最終答申をまとめる方針を説明したというふうに伝えられておる。

そこで、さっきまだ大蔵大臣は知らないと言いましたけれども、きょうの与野党国対委員長会談確認事項という中に「六十三年度減税のための法案は今会期中に処理するように最大限努力をする」というのが一項目あるわけですね。六十三年度分について当然今国会の末までにこの法案を処理すると。そうすると、法案もそれから補正予算案も出すということになるんだらうと思うんですが、そうなると六十三年度分をまず処理して、それでなおかつ、大蔵大臣の言うように、抜本改正の法案をさらにこの国会に出すというようなことは、物理的、事務的にも不可能になってくるんじゃないかというふうに思うんですが、その点はいかがでございますか。やっぱりまだ今国会に抜本改正の法案を出すことをあきらめないという態度は変わらないわけですか。

○国務大臣(宮澤喜一君)　竹下総理と自民党の税制調査会長との会合が先週土曜日に行われましたときに、私は実は委員会の関係がございましたもので、それから、初めの三十分ぐらいしかおりませんで、後半のことを存じません。が、聞いたところによりますと、特にいわゆる抜本改正を国会に提出する、御審議を願う時期というものについて具体的な合意があったわけではございませんで、党税調もこれから、先ほど申しましたように、各業

界から時間をかけてお話を聞くということでございますし、政府税調も今素案が出た段階でございますから、その時期がいつになるかということとは依然としてまだ判断をするのにちょっと早い、むしろこういうことでございました。連休の前までに案を具して国会に提出云々というふうなことはなかったと承知しております。

それから、ただいま御指摘の国対委員長会談の結果につきましては、私先ほど申しましたように存じておりませんものでございますから、今ちょっと何とも申し上げられません。

○和田教美君 次に、土地税制についてお尋ねします。

我々は大企業を中心とする法人の土地の膨大な含み資産に対する再評価税をかけるということを要求しているわけですけれども、今度の素案には全くそういう考え方は含まれておりません。大変不満でございます。

ただ、この土地財テクの問題がいろいろ批判が強まっている。特に企業が金融機関などからの金を借りてこれを投機に回すことが最近の地価騰貴の一因だというふうな批判もあるというふうなことを受けて、税調の素案にも一つだけ、法人が借入金により土地を取得し、借入金の利子を損金算入することにより課税所得を圧縮する行為に対処し、あわせて土地の仮需要を抑制する観点から、土地取得に係る借入金金利子についての損金算入を制限する措置を講ずる」という項目が一つございます。これはやらないよりはましだと僕も思うんですけれども、政府はこの考え方には賛成でやりになるつもりですか。

○政府委員（水野勝君） 御指摘のような構想が素案の中に含まれておるわけでございます。

〔理事藤井孝男君退席、委員長着席〕

土地を借入金をもって購入したその借入金利子、ある意味におきましてはその土地が事業の用に供されるまでは、費用収益対応の原則等からいいたしますと、それはなお損金には算入しないという考え方も十分あり得るわけでございますが、た

それから、ただいま御指摘の国対委員長会談の結果につきましては、私先ほど申しましたように存じておりませんものでございますから、今ちょっと何とも申し上げられません。

○和田教美君 次に、土地税制についてお尋ねします。

我々は大企業を中心とする法人の土地の膨大な含み資産に対する再評価税をかけるということを要求しているわけですが、今度の素案には全くそういう考え方は含まれておりません。大変不満でございます。

ただ、この土地財テクの問題がいろいろ批判が強まっている。特に企業が金融機関などからの金を借りてこれを投機に回すことが最近の地価騰貴の一因だというふうな批判もあるというふうなことを受けて、税調の素案にも一つだけ、法人が借入金により土地を取得し、借入金の利子を損金算入することにより課税所得を圧縮する行為に対処し、あわせて土地の仮需要を抑制する観点から、土地取得に係る借入金利子についての損金算入を制限する措置を講ずる」という項目が一つございます。これはやらないよりはましだと僕も思うんですが、政府はこの考え方には賛成でやりになるつもりですか。

100

だ、従来の扱いといたしましては、それは期間費用として損金に算入してきているというのが従来の方式でございますので、こうしたものを従来の経緯を踏まえて、どのようなところまでこれが新しい仕組みとしてお願いをできることになるかどうか、これは今後の税制調査会におきましてこの御検討のいかんによるのではないかと申すわけでございます。

○和田教義君　ことしの四月一日から実施のマル優廃止ですけれども、預貯金すべて二〇%の一律分離課税ということで、高資産家にとっては相対的に有利な改正になったと私は思うんですけれども、その上金融自由化が進んで高い金利を期待できる金融商品、例えばM&Cとか大口定期預金、CD、こういうものには、利子が相対的に高くなるわけですから、高額貯蓄により恩恵を与えている。しかし、小口預金者には全くメリットがない。そういうことで、金融資産の保有の格差が拡大する一方だ。政府の金持ち優遇税制改革の一端がもうここにも出ているというふうに思われるわけなんです。ところが、この小口預貯金金利の自由化という問題が、大蔵省と郵政省との調整が不調でなかなか進まないというところでございますけれども、その点はどうかでございますか。

○政府委員(平澤貞昭君)　預貯金金利の自由化につきましては、これまで前向きにかつ精力的に推進してまいりましたところでございます。大口から順次小口の方へ進めてきております。その場合に、やはり問題となりまして、一つが郵貯との関係はどうするかという点でございます。これにつきましましては、今郵政省と精力的に問題点を詰めているわけでございます。

それからもう一つは、諸外国でもそういう事態が起こったわけでございますけれども、小口化してまいりますと、中小金融機関の経営にいろいろ影響を与えるわけでございます。今委員がおっしゃいましたように、自由金利が多くなると、規制金利よりも利回りが高いわけでございまして、自由化を進めていきますと、そういう中小金融機関

のコストが上がる。その結果といたしまして、貸出金利をどうしても上げていかざるを得ないという状況もあるわけでございます。

金融が非常に緩和しているときはそれもままならないわけで、結局収益的に問題が起きてくるというところ等々もございまして、気持ちの上では非常に前向きに積極的に進めておりますけれども、やはり信用秩序の維持、その他の今申し上げたような観点を踏まえながら、慎重に進めていく必要もあるわけでございます。そういう中で、今鋭意努力しているところでございます。

○和田教義君　次に、サラリーマンの特定支出控除の問題ですけれども、これは税調案の中にも検討のポイントの一つに挙げております。それで、この制度は六十二年改正で新設した制度ですけれども、私は実際にはほとんど利用できない代物じゃないかというふうに思っています。これが決まった段階で大蔵省は、このサラリーマンの特定支出控除を選択するサラリーマンは余りいないんじゃないかというふうなことを盛んに言っておられたぐらいですからね。そのときからもうほとんど利用できないと、利用する人はいないんじゃないかと考えていたんじゃないかと思うんです。ところが、そういう初めからとにかく利用できないようなものをなぞつくったんだというふうな批判もあるもので、税調もこれは検討課題の一つに挙げざるを得なかったんだと思うんですけれども、経費の引き下げ方ですね、経費控除のやり方だとか、それから例えば我々よく言うんだけれども、背広だとか靴、ワイシャツ、ネクタイ等の、まあサラリーマンにとつての制服ですね、こういうものも控除の対象にならないというふうな点とか、非常に制限が厳し過ぎるというふうな点があるわけですから、その点は大蔵省、この検討課題の一つとして大蔵省も考えておられるのか、お考えをお聞かせ願いたい。

○政府委員(水野勝君)　サラリーマンの方々からの不公平感というのは申告の方法にあるという御意見も強い。そこで、とにかくこの申告の道を開くということがまず基本的な目標とされたわけでございます。これを一挙に開きますと、これは執行上かなりな問題になりますので、とにかくこういうことで出発をいたしましたということでございまして、今後その利用状況を見ながら御検討を申し上げていくことであらうかと思っております。そういうことから案の中での検討のポイントとして御指摘をいただいているところでございます。

○和田教義君　きょうの与野党国会対策委員長協議の中でも、自民党からの第三次回答の中で、内職所得者に対する政策減税は実施するということがうたわれておりましたね。これは課税最低限を一般のパートタイム労働と同額の九十一万円まで引き上げるといふことは大体与野党合意というところが、この前から合意されておるわけなんですけれども、この点は、大蔵省はそれに全く同意されるかどうかですね。この点を確かめておきたいというところでございます。

○政府委員(水野勝君)　内職の問題はパートの問題とも関連しまして、当委員会でもしばしば御議論をいただいているところでございます。この問題について与野党の政策担当国会議員で議論がされたという方向では承っておりますが、具体的にどういう方向での対処の方針なのか、そこまでの詳細は承っております。そういうものもよく承りながら、パートの問題とも関連しながら今後検討してまいりたいというところではないかと思っております。

○和田教義君　それから、まだ二、三分ありますから、最後に、外務省の人に来ておられますか。日本の建設市場へのアメリカ企業の参入問題、これについてきょう要結いたしましたね。それで、その要結のポイントはどういうふうな点なのかという点と、それからもう一つ、このアメリカ企業の参入という点とをかなり譲歩して認めるということになった場合に、韓国、その他日本市場への参入を希望している国に対して同じ取り扱いをするかどうか。それをひとつお答え願いたい。

もう一つは、牛肉、オレンジの問題ですね。これはきょうから農水大臣との交渉が始まったところのようですけれども、日本側はとにかく自由化はできない、枠の拡大でどうかというようなことを言ったというテレビの報道がございましたけれども、その点の交渉の見通しですね。それから、もしも場合によっては、これはガット提議ということもやむを得ないというふうに考えておられるのか、その辺についての交渉の状況についてひとつ御報告をお願いしたいと思います。

○説明員(東郷和彦君)　お答え申し上げます。まず、お尋ねの第一点でございますが、昨日、公共事業問題につきまして実質決着を見たところでございます。

要結のポイントは三つございまして、第一にいわゆる関西空港手続につきまして、その対象として関西空港、東京湾横断道路、NTT本社予定ビル、これをリストアップした点でございます。それから第二に、公共事業に関連しましては、七つのプロジェクトについて日本の公共事業手続に外国企業が習熟することを目的として特例措置を設けることとしたというところでございます。その特例措置の内容につきましては、指名の基準の問題、あるいは建設工事の技術仕様等に関する説明会の開催の問題、それから指名から入札までの期間として建設工事について四十日を指定したと等がございまして、詳細はちょっと省略いたします。

それから第三の点は、いわゆる民間それから第三セクターの調達の問題につきまして、内外無差別の調達方針でやるということについて日本政府としてもこれを勧奨するということにしたこととでございます。

以上の三点がポイントでございます。それからお尋ねの第三点、この手続と第三国との関係でございますが、互恵ということに基づいてしながら適用されていくことになるであらうというふうに考えております。

それから、お尋ねの第三点の牛肉、オレンジの交渉でございますが、昨二十九日佐藤農水大臣が

米国のヤイター代表と一時間半の会談をいたしまして、この第一回の会談では双方はそれぞれの立場を主張し合ったというところでございますが、明日それから明後日、精力的に話し合いをしていくということと交渉がワシントンで続いております。

他方、本日の報道にもございましたけれども、米国は、日本の牛肉及びかんきつにかかわる輸入制限について、ガット二十三条二項に基づくパネルの設置を求めるため臨時理事会の開催を要請したということとございまして、四月八日にこの理事会が開催されることとなったということでございます。交渉の見通しにつきましては、まあ交渉中のことでございまして、しかとは申しかねますが、極めて苦しい、難しい交渉をしているというふうに了解しております。日米間で交渉の合意がなければ、米国が要請しました四月八日の理事会において、米国はパネルを設置することを要請するというところになるということであらうかと考えております。

以上でございます。

○塩出啓典君 それでは、租税特別措置についてお尋ねをいたしますが、この租税特別措置につきましては昭和五十六年臨時行政調査会がいろいろ指摘をしております。さらに五十七年、さらには臨時行政改革推進審議会が昭和五十八年、五十九年、六十年、六十一年と毎年この租税特別措置の見直しについて指摘を受けてきたわけでありまして、どういいう指摘を受けてきたのか御説明をいただきたいと思います。

○政府委員（水野勝君） 昭和五十六年の七月、臨時行政調査会からは、租税特別措置につきましては、昭和五十一年度以来積極的な整理合理化が行われ、現在その減収額の八割が所得税関係、約二割が企業関係であるが、最近の厳しい財政状況等にかんがみ、以下の基準によりさらに厳しい見直しを行うこととするという御指摘を受け、五つの整理の基準をいただいております。

それから昭和五十七年七月、それから昭和五十

八年三月、それぞれ同旨の答申で同旨の御指摘を受けてございます。昭和五十八年三月十四日、この中でも租税特別措置の見直しの推進という点の指摘を受けております。昭和五十八年三月十四日が臨時行政調査会としては最終答申でございまして、その後は臨時行政改革推進審議会でございますが、昭和五十八年の十二月、五十九年の七月、六十一年の七月、昭和六十一年の六月、それぞれの御意見の中で、租税特別措置の見直し、それから厳しい見直し、積極的な見直し等々、ほとんど毎年のように御指摘をいただいております。

○塩出啓典君 まあ、そのように毎年指摘を受けながら、経過を言いますと、昭和六十年以降は廃止よりも創設の方が多い。また、減収額も一向に減らない、むしろ増加をしていく、そういう点では非常に努力が足りなかったのではないかとどうですか。

○政府委員（水野勝君） 先ほど申し上げました臨時行政調査会等の指摘をいただいておりますが、大蔵省といたしましては特例公債の発行が始まりました昭和五十年、これを一つの区切りといたしまして、昭和五十一年以降積極的な見直しを行ってきたところでございます。したがって、昭和五十年代前半におきましては、その金額あるいは項目数等におきましてかなりな整理合理化が行われてきたところでございます。

五十年代後半に至りましては、そうしたこれまでの整理合理化の後を受けては、その整理の項目数、整理の割合等につきましてはやや五十年代前半に比べますとベースは落ちていくということに御指摘を受けることもあらうかと思うわけでございまして、その税収に占めますところの租税特別措置減収額の割合等、こういふことから見ましても、なおその努力をしてきているところは必ずお認めいただけるのではないかと考えておるところでございます。

○塩出啓典君 まあ、現在六十二年で租税特別措置は百七十三項目であり、減収額は一兆五千二

百八十億円でございしますが、各項目ごとにどの程度利用され、どの程度の減収か、それはちゃんと大蔵省としては把握しているのかどうか、これをお尋ねをいたします。

それから、特に予算委員会に提出されました資料等を見ますと、例えば都市過密対策等のための課税の特例あるいは新鉱床探査費の特別措置等、あるいは証券取引責任準備金等、そういうものは昭和五十八年以降ずっと減収額はゼロである。ということとは、余り利用されていないのではないかと想うんですけれども、その点はどうなんですか。

○政府委員（水野勝君） 租税特別措置につきましては、極力それが政策的に特に設けられているものという趣旨からかんがみまして、常にその見直しを行うというふうには努力をまいりつていて、ところでございまして。その利用状況が余り見られないとか政策的に既に失われたものとか、こういったものは廃止をし、あるいは改正をお願いしてきていくというところでございます。

それから、その利用状況につきましては、毎年租税特別措置減収額として国会にお出しをしております。ところでございまして。ただ、その減収額の計算は税収見込みも全体の話とも関連しますが、十億円を一つの単位といたしておりますので、それに満たないものは、これはゼロという減収額として計上してない項目として処理いたしておりますので、そうした項目もございしますが、ただいま御指摘のような都市過密対策、新鉱床探査費、証券取引責任準備金、こうしたものはもちろん利用はあるわけでございまして、そうした利用状況等を見ながら減収額も計算をいたしておるところでございます。

都市過密化対策といたしましては、その中に例えば特定ガス導管工事償却準備金等も含まれるわけでございしますが、これにつきましては最近でも何件か指定をしているところでございまして。それから、新鉱床探査、それから減耗控除制度、こうしたものもそれぞれ六十年までの実績を見ましても、それぞれの利用があるわけでござ

います。証券取引責任準備金につきましても、利用、それから残高等はございます。

ただ、例えばその証券取引責任準備金にいたしまして、残高は今の四十億円になってございまして、こうした準備金のものを計上いたします際には、その純増額をもって減収額に計上いたしておりますので、むしろ取り崩しの傾向があるものは減収額としてはゼロになる、こういうことでございまして。証券取引責任準備金でございまして、二百十四件の利用企業がございまして。それから、例えば六十二年九期でございまして十五億円程度の積み立ては、しかし一方取り崩し額もございまして、積立純増額がない。その結果、減収額計算ではゼロで御提示申し上げて、こういう事情でございまして。

○塩出啓典君 百七十三項目につきまして、それぞれの項目が例えば各五年間どの程度利用され、現在減収額は幾らであるか、そういうものは資料として提出していただけますか。

○政府委員（水野勝君） 減収額としては毎年項目別に分けて御提出を申し上げておるところでございます。それから百七十三項目という項目、この項目につきましてもその条文別等に御要請に応じまして御提出を申し上げておるところでございます。

ただ、先ほど申し上げましたように、利用はされておりましたも純増ベースでは減収が立っていない項目とか十億円以下でございましてとかいふことで、百七十三項目で減収額を全部それにおつけしてお出しをするという数字にはなりません。が、そうしたものは必要に応じては御提出させていただきます。

○塩出啓典君 各項目にまともてこれは資料はいただいておりますけれども、百七十三項目全部についてそういうデータを大蔵省としてはつかんでいるのかどうか、その点どうなんですか。

○政府委員（水野勝君） 税務統計資料、それから各関係省庁にお願いして実績のとれる項目、そうしたものはとるようにして極力つかむように努力

いたしてきているところがございます。ただ、物によりましては十分な資料が集められない例もございます。

○増出啓典君 これは最後に大蔵大臣に要望いたしますが、租税特別措置は見えない特別措置で、むしろこういうものは廃止をして、特定の業界に必要であるならばこれは見える形でやるべきであるという、こういう意見があるわけでありまして、そういう意味で、一方税務行政も非常に機械化をして、全国コンピュータで資料が収集できるようにして、全国コンピュータで資料が収集できるようにして、一つは、そういう一つの租税特別措置というものがあつた場合、これはどのように使われておるかという実態を常に掌握していかなくてはならない。そういうようなひとつ機械化の中において常に掌握できるようにすべきだという点、それともう一点は、そういうなかなか形の見えない補助金と言われる租税特別措置等ももうできるだけ廃止をする方向で努力をすべきだ。

この二点についてのお考えをお聞きしておきたいと思ひます。

○国務大臣(宮澤喜一君) 主税局長がお答え申し上げておりましたが、これは容易に御想像はおつきいただけると思ふんですが、本来税制をやっておる人たちがいいまして、この租税特別措置というものは概して申しますと特別措置でございますので、政策的要請を取り入れるという意味で、本来の筋から言えば、どつちかという税の専門家から言えば抵抗を感じる種類のことが多いわけでございます。全部がそうだと申し上げておるんじやございませんけれども、そのときどきの政策的要請をやはり国として考えなければならぬというところから申しては、部分が多々ございまして、それから、したがうして増出委員の言われますように、そういう隠れたと申しますか、そういう形で政策的要請を、蔵入の面と申しますか、取るべき税金を減免する形で満たしているという要素があるものですから、おっしゃいますように見え見え直していく必要がありまして、またそれが結局ど

のぐらゐの金額の政策目的を達しているのか、歳入減につながっているのかといふことはしよつちやう氣をつけておかなければならぬ問題であると存じますので、それがまた行革審が指摘しておられるところでございます。

おっしゃいますような趣旨で私も今後とも常に見直しをするように、実態を把握するように努めてまいりたいと思ひます。

○政府委員(日向隆君) 業務管理費用のコンピュータ化の話でございますが、例えば今お話にございまして減収分に関する租税特別措置につきましては、全体の百七十三項目のうち六十二項目については現在その概要をコンピュータで処理しているところでございますが、全体につきましては、コンピュータによつて正確に把握することとございまして、コンピュータ化を図る他の業務との優先度の問題、入力等の事務量の問題等がございまして、したがうして、これを勘案しながら、しかし御指摘を踏まえまして、今全国五百十四税務署がせつかくオンラインで結ばれた本年度でございまして、本年度以降のコンピュータ化の第二次年度計画の中に今の御指摘の点を具体的に盛り込んで順次実施してまいりたい、かように考えております。

○近藤忠孝君 私は、きょうは関税定率法及び関税暫定措置法の一部を改正する法律案に即して質問をしたいと思ひます。

元来、関税関係の法案は毎年出てまいりますが、いつも年度末ぎりぎりまでやってきて、しかもこれは日切れ中の日切れだということとで時間的に本当にわずかな審議しかできません。幸いこの日は昨日七十六分の時間が与えられまして、じや本格的な議論をしようと思つたところが、我が党が関係しない税制協議をめぐつての空転のためにまた時間が圧縮されて半分に近くなつてしまつたのでございまして、かわかりませんが、この問題について議論をしていきたいと思ひます。まず、総論的な問題として、我が国の関税負担率の問題であります。これは各国に比べて低

い。これはそのとおりですが、一つだけお聞きしておきたいのは、例えば対輸入総額は二・五％ぐらいですと推移してまいりましたが、六十一年が三・三％、これは異常に高いですね。それから対有税品輸入額、これは四・三から五・六ぐらいで推移してまいりましたが、これは六十一年が七・五と異常に高いですが、これはどういふことでございまして、これはどういふこと

○政府委員(大山綱明君) 六十一年度の関税負担率が高い理由でございますが、一方でアクションプログラム等の実施で関税率を下げております反面、実は大きな原因となつておりますのは、原油の価格が急落をいたしまして、原油の関税は従量税でございまして、関税収入の方は量がかわらなければ余り変わらないわけでございますが、輸入額が原油価格の低落によつて減ります。つまり、分子は変わらず分母の方が小さくなるということの結果、この率が上がるといふ点が大きな原因でございまして、

じやございせんが、それは例外でありまして、多国籍の交渉をやつてまいりました。で、我が国の関税率は世界で一番低いところに参りましたのですが、工業製品はこれはもう問題なく低いわけでございますが、農業製品の一部にやはり少し関税の高いものが残つてゐる。これは我が国の農業の比較競争力からいって私はまあまあやむを得ないことだと存じております。工業製品の方はこれはもう日本は飛び抜けてと申しますか、最も低いことになつておると思ひます。

○近藤忠孝君 そういつた事情を別にしますと、八〇年以來ずっとこれは世界で最低の水準であり

○政府委員(大山綱明君) 我が国の場合には対外的に非常に大きな黒字が今なお続いているという事実がございまして、それからもう一つ、経済的にGNPが世界のGNPの一割以上を占めるという、そういう何と申しますか、経済的な大国としての国際経済分野における責務というのがあるのではないかと思ひます。私も考えておりますのは、自由な国際貿易、これが世界経済を活性化して、それがひいては各国国民のためにもなるというふうな基本的には考えております。

大臣にお聞きしたいのは、世界最低の負担率であることとどうお考えおられるか。断つておきますが、私もこれはガット等の場で国際的に全体的に引き下げられてくる、そういう引き下げにあつては反対はするものではないんです、全体が下がつていけばね。ただ、我が国の場合には今までの経過を見てみますと、二国間交渉、協定によつてずっと下がつてきている。端的に申しますと、いわば圧力に屈して下げたんじゃないか。これは毎年一言で言つておられますけれども、そういう指摘に対しては大臣どうお考えになりますか。

○国務大臣(宮澤喜一君) とおっしゃいますけれども、やはりケネディ・ラウンドから始まりまして東京ラウンド、今後はウルグアイ・ラウンドになるわけでございますけれども、ああいうやはり多国籍交渉の場で基本的にはずっと引き下げてきておるわけでございます。二国間のものもないわけ

相当に大きな黒字を上げておられます国として、国内の産業事情も考慮しながら下げられるものは下げていく、個別の対応もしていくというところは必要ではないかと、かように考えております。

○近藤忠孝君 そうですと、世界に先駆けて、世界に率先して申しますか、下げていくという、そういう決意を表明したような感じがしますが、しかし大臣が言われたように、工業製品なんかは世界でも本当に低い。大変低いわけですが、それをさらにそういう方向をこの文章は示しているのかどうか、どうでしょうか。

○政府委員(大山綱明君) 世界に先駆けてということまでは必ずしも考えているわけではございません。やはり国際的に多角的な貿易交渉の場で、つまりウルグアイ・ラウンドでというのが基本だと存じますが、それが行われている間にいろいろな貿易摩擦が生じてまいりまして、日本に対して期待と要請がある。そういうものには国内産業事情も考えながら関税率を下げていく、市場アクセスの改善を図っていくということも大事ではないかと思ひます。一般論といたしまして、自由な貿易による国際分業の推進ということとは、理論的に大事な点だと私は思っております。

○近藤忠孝君 次に、円高の影響は関税の保護効果を減殺しているのではないかと、これは確かだと思ひますね。どの程度の影響を及ぼしているか、この辺はどうでしょうか。

○政府委員(大山綱明君) 円高によりまして関税の保護効果が減殺されているというところはある程度認められることだと思ひますけれども、仮に一〇%の円高がありまして一〇%関税の保護効果が減殺されるのかといふと、私は必ずしもそうではないのではないかと感じます。それは、一つは輸入の原材料につきましてフェバブルな、優位な影響があるということも考慮いたさなければならぬと思ひますし、さかのぼって円レートのほうがどういふことで決まるのかというところを考えると、必ずしも専門ではございませぬけれども、基礎的な諸条件を反映

して決まるんだということではございませぬ、基礎的な諸条件、その中の一番大きな要因として購買力平価、物価の上昇率格差というものもあるわけではございませぬ。円高になりましては、その前提条件として例えば日本の経済力が向上するとか生産性が上がるとか、一方アメリカはその点で停滞するとか、そういうことがあるわけではございませぬ。それから、いわば円高というのは日米間の経済力に逆に格差がついた、それが同じレベルになるという面もあるわけではございませぬので、例えば一割円高になったから、それがもたらす関税の保護効果を薄めてしまふというのではないではないか、かように考えます。

○近藤忠孝君 私は、この円高の影響が優位性を保持してゐるのは、産業構造の変化や新興工業国の追い上げによって国際競争力を失いつつある産業部門だと思ひます。その辺について今後外国からの関税引き下げの要請に応じていくと、それがもたらす影響をどういふものではないかと、あなたのこの著書でも、「こうした状況下で、諸外国からの関税引き下げの要請に応じていくことは、今後ますます困難なものとなつていくと考えられます」と、今指摘した部分については、この辺については今後どうされますか。

○政府委員(大山綱明君) 円高ということもこの本の中には書いてございませぬが、いろいろなことと諸外国からの要請にこたえることが難しい事情はあると思ひます。さりとて、それではある特定の国内産業が競争力を失う、それに対してまた障壁を厚くすることによってその産業を守るかどうかといふのは、これは産業政策の問題ではございませぬけれども、産業政策上その産業を今後とも競争力が出てくるまで温存しておくべきか、それとも日本経済の構造としてそういう特定の産業をどうしていくか、もっと別の比較優位な産業に日本はシフトをさせていくべきかといふようなこともありませぬからそこは産業政策だと思ひますが、例えば競争力を失った、それから、これから競争力を回復する見込みのない産業につきまし

ても、関税はすぐに撤廃する、関税をすぐに上げるといふことは別といたしまして、温存していくかといふ点につきましては、一般論ではございませぬけれども、急激な環境の変化が来たときに、あるいは雇用面に影響があるような場合にはしばらくは温存するけれども、いずれは別の比較優位な部門にその場を移していくということも一つの考え方としてあるんだらうと思ひます。私も含めまして、産業所管官庁はそういう厳しい選択をしなければならぬ、そういう選択を指し示した文章ではございませぬ。

○近藤忠孝君 その辺が苦悩のあらわれだと思ひますし、やはりこたえていくことが大変困難だと、そういう指摘と、しかし一方そういうのがあふんですが、私はやっぱりそういう困難な面を十分直視をして今後当たつてもらいたい、こう思ひます。

次に、法案の問題で、関税制度の改正の一つとして鉱工業製品に対する特恵制度の改正問題であります。今回その限度額を拡大することになりましたが、その理由はどういうことですか。

○政府委員(大山綱明君) 開発途上国に対する特恵でございませぬが、この特恵につきましては、開発途上国、NICsなども含めまして我が国との間で貿易アンバランスがまだございませぬ。日本側が相当大きな黒字になつていふようなことがございませぬ。そういう事情を背景といたしまして、開発途上国側からは我が国市場へのアクセスの改善を期待する声が相変わらず強い状況でございませぬ。

○近藤忠孝君 世界の主要国の特恵関税に関する動きはどうかというところでございませぬ。この点は、アメリカ大統領は一月二十九日にアジアNICs向けの特恵関税の撤廃を発表した。アメリカだけじゃないと思ひますけれども、世界の諸国がこれを縮小する理由は何ですか。日本と逆なんですかね。

○政府委員(大山綱明君) アメリカがアジアNICsに対しての特恵関税適用の停止を発表したという点は、御指摘のとおりでございませぬ。この理由には、アメリカ側の対アジアNICsに対する貿易収支がアメリカ側の大幅な赤字であるといったことがその背景にその理由としてはあるわけではございませぬ。対外的にアメリカが申しておりますことは、これらの地域、国が十分な経済力、国際競争力を有するに至つたと、こういうことを挙げております。

そこで、我が国の場合にどう考えるかということではございませぬが、我が国の場合には日本とアジアNICs、あるいはアジアNICsとの間におきましてところの貿易収支を見ますと、相変わらずかなり大きな黒字を続けております。そういう国際収支、貿易収支の状況、それから日本とアジアという非常に地理的に近かつた経済的、文化的にも近い関係にある国でございませぬので、アメリカのようにここで特恵を停止するとかいふ措置を日本としてはとるべきではない、その点は慎重に考えるべきことであると私は考えております。

○近藤忠孝君 これは相対的な問題だと思ひますけれども、しかし例えばアメリカが言っている理由には、経済成長率、一人当たりのGNPの伸び、工業製品の輸出競争力を総合勘案すると、無税という特恵関税上の支援措置がなくても十分やっていると、若干アメリカと日本とはそれは違ふことは今局長が言われたと思ひますけれども、大きな筋としては私はそうではないかと思ひます。また、国によって大分違ふと思ひます。

そこで、シンガポール、香港、台湾、これらの

国のアメリカの措置に対する反響はどうですか。簡単でいいですよ。

○政府委員(大山綱明君) 私どもが承知しております限りでは、各国とも米国の措置に対して遺憾の意を表しております。その点につきまして各国は遺憾はございません。例えばシンガポールは強く失望したという声明をいたしまして、比較的強い調子でございまして、香港当局は、残念ではあると言いつつ、香港経済に対する影響はそれほど重大ではないというようなコメントがありまして、一様に遺憾であるというところは申ししております。

○近藤忠孝君 香港などは影響が少なく見えておるようでは、台湾などは予想した結果だと、こういうような反響もあるようですね。

日本ですが、大臣、これは通産大臣の発言もありまして、元来あるいは通産省の所管なわけかもしれぬけれども、国務大臣という立場からお答えいただきたいと思うんですが、日本としては基本的にアメリカなどという措置をとっているのに対してどういう方向を目指すのか、それについての基本的考えを大臣としてお答えいただきたいと思っております。

○国務大臣(宮澤喜一君) アメリカは、この一年余りでございまして、いわゆるアジアNICsについては、殊に為替が円のようにドルから非常に高くなるというようなことが比較的にございせんので、したがって競争力が非常に対米に對してもよそに對しても有利になりました、それがこれらの国のアメリカに對する大きな輸出超過になつてゐるということをしきりに申します。為替レートを變更しろということも何度も申します。ある程度それは多少は變更されましたけれども、大きな黒字をこれらの国が持つてゐることに相違はないものでございまして、先ほど政府委員が申しましたような決定をするに至つたと思われまゝ。

しかし、我が国の場合にやはりこれらのNIC S諸国、諸地域との関係はアメリカとは全く違

う。むしろこれらの地域がさらによくなつていくことが直接我々の周辺のアジアがよくなつていくことでございまして、多少つらいところはありますが、やっぱり我が国は特惠を維持していくべきである。これは政府内部で相談したことはございせんが、私個人としてはそう思ひます。

○近藤忠孝君 我が国の別特惠適用輸入実績を見てみますと一つの特徴がうかがわれます。一つは対象物品、これは総輸入額の九・七%、それから特惠適用額もこれも年々ふえまして世界からの総輸入額の五・六%、これは決して小さい額じゃないだろうと私は思ふんです。その中で韓国、台湾、これが一、二を占めておられて、全体の特惠の実績の中で韓国が二四・五%、そして台湾地域が二一・二%、合せて四六%を占めておるんです。この中心はやはり韓国、台湾ですよ。となりますと、私は最近の韓国や台湾の経済界、アメリカのあつた判断もありまふけれども、それから見てもこういう状況についてやはり再検討してみることがあるんじゃないかろうか。このままではいいのかわか。この辺どうでしょう。

○政府委員(大山綱明君) 私どももいたしまして、特惠の枠をつくらせておられますその枠の中で、できるだけ各国に均てん化が行われることが望ましいと考へております。そういう意味合いから、六十二年度、昨年度の改正で、従来各国別のシェアが三分の一に達したらもうその国からは入れない、ストップするということになつておりましたのを、四分の一に下げた経緯がございまして、その点をお認めいただいた法律が昨年成立をいたしております。

そんなことで、ただいま御指摘のとおり、大韓民国のシェアは二四・五でございまして、二五以上にあふれることはないわけですが、そういったような措置を通じまして、できるだけ均てん化が行われるようにというふうには考へております。

○近藤忠孝君 私は依然として特惠関税の必要が国がやっぱりあると思ひます。ただ、やっぱり一

面言われている卒業問題、世の中動くものですが、世界経済もそうなので、やはり今挙げたところはそろそろ卒業生じゃないかなという気もするんですが、そういう面からこれをどう考へていいますか。

○国務大臣(宮澤喜一君) その問題はございまして、ですね。ですから、やっぱりほうっておきますと強い者が一番たくさん持つていつてしまふ、言葉は悪いけれども、そういうことでございまして、四分の一までしかいけませんと、そういうふうにして、弱いところといひますか、そういうところへも特惠を享受してもらおう。そういう工夫をいたしておられて、私はまだ今の段階で韓国あるいは台湾が卒業ということを考へなくていいと思ひますし、殊にアメリカが特惠をやめまして、やっぱりこういう影響を受けまふから、我が国としてはやはりこれらの国、地域は統て守つていつてよくなつてもらうのがよいんじゃないかと、基本的には私はそう思つております。

○近藤忠孝君 しかし、私はやっぱり実情をよく見て、この辺は常に検討を加えていくべきものだと、こう思ひます。というの、我が国の海外進出、海外活動とも関係があるんです。大体この特惠関税対象国の多くは、我が国の大企業の海外進出先ですね。今、問題になつておりますのは、進出企業が専ら特惠関税制度を利用して逆輸入をやつてゐる、この実情を御存じですか。

○説明員(坂正君) 一般論として申し上げますと、特惠輸入制度といひますのは、特惠の受益国からそれを原産地としますものを輸入するという場合に適用がされるものでございまして。したがつて、例えば日本の企業が特惠の対象国に出ているという場合に、その企業がつくつたものが日本に對して輸出されてくるという場合にございまして、適用の対象とはなるわけではございまして。ただし、現在の通関統計等の統計制度上、特惠の受益国でどういふ企業がつくつたものかということにつき

ましては統計をとる仕組みになつておりませんので、具体的な実態については十分に把握しておらないという状況でございまして。

○近藤忠孝君 大臣、この実情をしつかりつかんで対応しませんが、やはり国内の中小企業に大きな影響を持つてくるんだと思ひます。また、対外的な批判を受けてくると思ひます。現にその批判が開始しています。御存じでしょうか。これは、ことしの三月五日付の報道によりますと「バンコク四日長谷川記者」ということですね。

「タイ政府がタイが持つ特惠輸出枠の利用を狙う外国投資に警戒を強め始めた。特に、米國が米年からの特惠制度適用の停止を決めたアジアNIC S企業によるタイ進出に、こうした動きが増える」とみている。このほど政府投資委員会に關係省庁からなる小委員会の設置を決め、対策の検討に乗り出した。この進出企業の中心が日本であることは容易に推測できます。となれば、今のようになあゝい実情を全くつかないという状況ではなくて、やはりこういう国際事案をいち早く察知し、対応を立てていくということが必要だと思ふんですが、この辺はどうですか。

○国務大臣(宮澤喜一君) そのことを必ずしも大企業というふうには私どもは考へてしまわれないでございまして、仮にタイとしますと、タイにそういう企業が根をおろしてタイの雇用がふえていく、あるいはタイに新しい技術が育つていくということはいいことである、タイのためになことである。それが大企業であつたら中小企業であるうと、タイのためになれば、それは一つの目的を達するのだと思ひますから、必ずしもそれが大企業の利益になる、その奉仕をするために特惠制度があるというふうには私どもも思つておりません。

ただ、おっしゃいますようなことがやや過剰になきにはあらずでございまして、現地の感情というものもございまして、それから、それは注意はいたしてまいります。

○近藤忠孝君 大臣が言われたようにタイ独自の

産業、それは大であれ中であれ小であれいいと思
うんですよ、その発展はまだいいと思うんです。
ただ、今私が指摘し、タイ政府が対策委員会をつ
くろうとしておりますのは、進出企業がその枠を
取ってしまうという事は、これはタイのために
ならぬことです。だからこそ、問題にして対策
委員会をつくったのだと思うんです。となります
と、これはもうちょっと全体的に広がつていきま
すと、それこそ国際的な大変なごうごうたる非難
になってきかねないと思うので、その辺の対処が
必要ではないのかと、これが私の指摘なんです。
いかがですか。

○国務大臣(宮澤喜一君) それはわかっておりま
す。よく注意いたさなきゃなりません。

○近藤忠孝君 わかっておいて、どうされるので
すか。ただ注意だけではいかぬので、どういうふ
うに注意されますか。

○国務大臣(宮澤喜一君) それは実は先ほど申し
上げたつもりなんです、そのためにタイの雇用
がふえてタイに新しい技術が育っていくというよ
うなことは、大企業がたまた利益を得るというこ
とと違ひますので、その点、だから特恵というの
はいかぬぞというふうには思っております。しか
し、その現地の国でいわば中々らしい企業が今ま
で特恵を取っておったのが、突然日本から大きい
のが来て全部取ってしまったというようになると
なれば、これはまた一つの摩擦でもあるし、その
こと自身が好ましくないんでございましょうか
ら、よく注意はいたしておきます。

○近藤忠孝君 次の問題は、この特恵関税制度が
拡大されますと、やはり国内の関連する中小企業
に大きな影響を与えるのではないかと、この辺の
状況をどうとらえ、どう対処されますか。

○説明員(麓坂正君) 今回の特恵の拡大でござい
ますけれども、その拡大品目の選定あるいは拡大
率の決定に際しましては、事業を所管しておりま
す通産省としましては、諸外国の要望を十分踏ま
えつつも中小企業性業種につきましても国内産業
の事情等につきましても十分配慮いたしまして、国

内産業上の問題のないような措置をしておるつも
りでございまして。そういう意味で、中小企業への
影響は最小限のものというふうになっておると思
います。

○近藤忠孝君 しかし、新聞にはこのNICSか
らの製品輸入急増、その影響を随分書いていま
すね。例えばこれは三月十六日付です。「NICS
Sから製品輸入急増 都内の中小製造業に打撃」
と、これは赤旗じゃありません、日経新聞です。
「装身具は三割減 都が調査」と、こういう状況。
赤旗でも中小企業への影響は書いていますが、そ
の中で逆輸入、これは特恵とは直接関係ないけれ
ども、逆輸入が急増している、こういう状況も
あるんですね。

この辺の状況をどうとらえ、特に中小企業への
影響を具体的にどう対処しているか。ということ
は、どういふ物品について急増しているのか、あ
るいは特に逆輸入などこの実態をどうとらえて
いるのか。この辺どうですか。

○説明員(麓坂正君) 通産省といたしましては、
特恵の影響という点に限らず、今日の円高のも
とにおきまして、中小企業性の各業種につきまし
て輸入が非常にふえておるといふのが実態でござ
いますので、その実態を十分把握いたしまして、
中小企業の経営上問題がないように常日ごろ十分
気を配っておるということでございます。

○近藤忠孝君 気を大いに配ってらわぬといか
ぬのは、幾つか問題があると思うんです。

逆輸入の問題をまたもう一つ聞きますが、もう
一つは、NICS製品輸入が拡大する中で不当表
示の問題が出ており、あたかも国内でNICS諸
国のものが、あたかも国内の表示で販売している
と。この辺は公取が監視を強化しておるようです
が、その実態を御報告いただきたいと思ひます。

○説明員(本城昇君) 最近のアジアNICS製品
にかかわる先生御指摘の不当表示事件でございま
すが、昨年十二月二十四日、アジアNICS諸国
におきまして生産されたレザーウエアについて、
国産品、日本製などの記載のあるタグを付

して国産品のように見せかけて販売していた我が
国のレザーウエア製造販売業者三社に對しまして
排除命令を行ったところでございまして、商品の
不当表示につきましましては、具体的な違反事実の端
緒に接しました場合には厳正に對処してまいる所
存でございまして。

○近藤忠孝君 公取の目にもとまらなかつたらいです
から相当全般にあるものと、こう思うんですね。
そういうことも特に国内の中小業者への影響大き
いと思うんですが、そういう中でさっきの逆輸入
と関係しまして、今回の法案の中の加工再輸入減
税制度の拡大、要するに逆輸入がむしろこれで推
進される、こういう状況になりはしないか。

そこで、この逆輸入が急激にふえていますが、
ふえている実情、その対象品目にどういふものが
多いか、どういふ品目がふえているのか、またど
の地域からの輸入が多いのか、そしてどの地域か
らのものが急増をしているのか。この辺の実態を
どう把握されておりますか。

○政府委員(大山綱明君) ただいまの御質問が今
御提案申し上げております加工再輸入減税制度
に基づきますところの輸入ということでございます
すれば、実は今回拡充を御提案申し上げます前の
品目数は極めて僅少でございます。そんなところ
から、六十年、六十一年につきましては、加工再
輸入減税制度の適用実績は実はゼロでございま
す。

○近藤忠孝君 今言われたとおり、今度の拡充前
は対象は幾ばりな黄銅管など三品目だけであ
る。それで、実際に運用してなかった。しかしな
ぜ、あえてそういう実態にあるものを——これは
かつて昭和四十四年に韓国の強い要望でいわば創
設した制度のようですけれども、実行してなかつ
たわけですよ。

今、全般的に日本の海外進出、特にアジアNI
CS地域ですね、日本から部品を輸出して、それ
を製品にしてまた日本に輸入してくるということ
がどんどんふえていきますよね。そういう中にこう
いう制度をつくるということは、対象物品は限ら

れていまして、も、どんなやれということになる
んじゃないですか。それはむしろそれを促進する
ことになるんじゃないか。そういう意味では、こ
れは経済空洞化と言われますが、日本の産業空洞
化を促進する、全面的ではないですけれども、実
はある部分であれ促進する効果を発揮するんじや
ないかと思うんですがどうなんですか。

○政府委員(大山綱明君) この制度は実は余り動
いておらなかったという事を先ほど申し上げた
わけでございますが、ECにしましてはアメリカ
にしましてはも持っている制度でございまして、ど
ういふところからこの制度が端を発しているかと
申しますと、日本から出ていったもの、それがい
ろいろ加工されて製品になって戻ってくる場合
に、その日本から出ていった部分について、出
ていったにもかかわらず、また帰ってくるときに
同じ関税を取るといふ点について配慮が必要であ
るという考え方を基礎とするものでございまして
で、そう何か特別に優遇を与えるといひますか、
特別な制度であるというふうには私ども実は考え
ていないわけでございます。

ただ、そういう制度を認める認めないは各国の
経済政策と申しましようか、政策的なスタンスに
よって決まるわけでございますので、日本は今ま
でかなり厳しく制限的に制度として持っていたと
いうことでございまして、今回、先ほど来申し上げ
ておりますように、開発途上国からの市場アク
セスの改善を強く期待されているという中
で、こういふ、何といひますか、制度本来とし
てあってもいいものでございまして、対象範囲を
拡大したというのが今回の御提案の趣旨でござい
ます。

それから、これによりまして経済の空洞化が生
ずるかという御質問でございまして、先ほど大臣
からも御答弁もございましたように、そのこと自
体、出ていった先の、直接投資がなされた先の国
の経済をよくし雇用の促進を図るというような効
果も持つわけでございますし、また、日本の海外
直接投資は欧米諸国特にアメリカなどと比べます

とたしか四%以下、三%から四%ぐらいたったと思います。そういったことでまだ大きな比重に達していないということもございまして、また、先ほども比較優位という言葉を使わしていただきましてけれども、日本の産業構造が、こういったことで外に任せられる産業は外でやる、日本はまたさらに高度な技術を擁する産業をどんどん育てていくというようなことが現実に行われておりますので、空洞化というようなことは私は心配する段階ではまだない、こんな判断をいたしております。

○近藤忠孝君 制度を厳しく制限しておいたといふけれども、むしろ当たり前のことなんですよ。それは、部品を輸出したそれが製品となつて輸入をされる、それが経済的メリットがあるからそういうことになるのであつて、それをあえて特に優遇するということとは、やっぱり一つの政策目的。だから、部品を輸出し、かつそれをまたつくって国内へ輸入せよということに政府がこれは推奨しているということになるんだと思います。そういう意味で私はこれは反対であります。

あと時間がわずかなんで、最後に、石油関係の関税率の引き下げであります。これは租税特別措置法の石油税の増税との関係があるんですが、この石油税の増税の関係をちょっとお聞きします。これは一年限りの従量税導入による増税であります。一年限りということの意味なんですね。なかなか意味深長だと思ひまして、要するに、六十四年には大型間接税を導入することを見越して、それまでとちやあやうやということというようになことじゃないかなということこれは推測するんですが、大臣、いかがですか。

○政府委員(水野勝君) 石油税も間接税の中の重要な柱でございます。この石油税につきましましては、御承知のように、これが石油及び石油代替エネルギー対策財源に使われておる、これは最近その収入は激減しておる、しかしその税体系、税率水準のあり方についてはやっぱり間接税の問題としてとにかく技術的に見直す必要がある、一方に

おきましてその財源対策を考える必要があるというところから、基本的な検討は必要でございまして、六十三年度にとかく必要な財源確保を図る必要がある、そういうところから、税収の安定性、負担の安定性両面から考えまして、とにかく六十三年度につきましては、こういう税率水準でこういう税率方式でお願いをしたいということ、御提案を申し上げているところでございまして。

○近藤忠孝君 この石油税の増税と石油関係の関税率の引き下げはこれは一体のものですね。どうもこの石油税の増税による石油企業の負担を緩和するために関税を引き下げるといふことではないかと思ふんです。

しかし、石油企業の負担を緩和するために関税を引き下げと言へばやはり税金による負担です。ね、こんなことが大体あつていいのかどうか。それから、石油企業は増税によつて負担だと言ひまされども、これは水野主税局長とも大分議論をした法人税の転嫁問題ですよ、転嫁するんだから。そうでしょう。転嫁するということは、これ石油企業負担はしないんだから。それはもうあなたとやつて、そのときそれはまあ一致したんですよ。だとしたら、そんな、石油企業の負担増になるからそれで関税引き下げで、国民の負担でこれを助けてやろうなんて、これは私はどうも二重三重の誤りを行つてゐるんじゃないかと思ふんですが、お答えいただきたいと思ひます。

○委員長(村上正邦君) 時間が参つておりますので簡単にお願いします。

○政府委員(大山綱明君) 原重油関税の引き下げを御提案しているところでございまして、その理由は、石油税の引き上げと一緒に議論したという事実はそのとおりでございまして、従来、石油対策あるいは石油代替エネルギー対策というのが石油税とそれから原重油関税両方の窓口から特別会計に入りまして行われていたというのを、今度は石油税の増税が一つのきっかけとなつたのは事実でございまして、原重油関税の方はもう御遠慮し

ようということ、原重油関税収入の繰り入れ先は炭炭勘定に一本化するという、歳入のいわば簡素化という観点、それから一次エネルギーの関税は低い方が望ましいという原油関税軽減の理由、理屈がございまして。そういったことも考えまして、今回百十の関税の引き下げを御提案しているところでございまして。

○近藤忠孝君 その問題、議論をすればまた思つてゐることはたくさんありますけれども……

○委員長(村上正邦君) 時間が参つております。

○近藤忠孝君 時間が参りましたので、これで終わります。

○委員長(村上正邦君) ただいま議題となつております。本案のうち関税率法及び関税暫定措置法の一部を改正する法律案に対する質疑は終局したものと認めます。

午後六時十一分散会

三月二十九日予備審査のため、本委員会に左の案件が付託された。

一、証券取引法の一部を改正する法律案

一、金融先物取引法案

証券取引法の一部を改正する法律案
証券取引法の一部を改正する法律案
証券取引法(昭和二十三年法律第二十五号)の一部を次のように改正する。

証券取引法目次中「有価証券の募集又は売出しに関する届出」を「企業内容等の開示」に、「売買取引」を「有価証券の売買取引等」に改める。

第二條第七項中「同條第二項」を「同條第四項」に、「添附する」を「添付する」に改め、同條第八項中「左に」を「次に」に、「なす」を「行う」に改め、同項第一号中「有価証券の売買」の下に、「有価証券指数等先物取引、有価証券オプション取引又は外国市場証券先物取引」を加え、同項第二号及び第

三号を次のように改める。

二 有価証券の売買、有価証券指数等先物取引、有価証券オプション取引又は外国市場証券先物取引の媒介、取次ぎ又は代理

三 次に掲げる取引の委託の媒介、取次ぎ又は代理

イ 有価証券市場における有価証券の売買取引、有価証券指数等先物取引又は有価証券オプション取引

ロ 外国有価証券市場(有価証券市場に類似する市場で外国に所在するものをいう。以下同じ)における有価証券の売買取引又は外国市場証券先物取引

第二條第八項第四号中「引受け」を「引受け」に改め、同項第五号中「売出し」を「売出し」に改め、同項第六号中「売出しの取扱」を「売出しの取扱」に改め、同項第十一項中「有価証券の売買取引」の下に「有価証券指数等先物取引又は有価証券オプション取引(以下「有価証券の売買取引等」という。)を加え、「基いて」を「基づいて」に改め、同條第十二項中「有価証券の売買取引」を「有価証券の売買取引等」に改め、同項の次に次の四項を加える。

この法律において有価証券先物取引とは、売買の当事者が証券取引所定める基準及び方法に従い、将来の一定の時期において有価証券及びその対価の授受を約する売買取引であつて、当該売買の目的となつて有価証券の転売又は買戻しをしたときは差金の授受によつて決済することができるとする取引をいう。

この法律において有価証券指数等先物取引とは、証券取引所定める基準及び方法に従い、当事者があらかじめ有価証券指数(株券その他大蔵省令で定める有価証券について、その種類に応じて多数の銘柄の価格の水準を総合的に表した株価指数その他の指数で証券取引所の指定するものをいう。以下同じ)として約定する数値(以下「約定指数」という)又は有価証券株券その他大蔵省令で定める有価証券のうち証券取引所の指定するものに限る。の価格として約定

する数値(以下「約定数値」という。)と将来の一定の時期における現実の当該有価証券指数の数値(以下「現実指数」という。)又は現実の当該有価証券の価格の数値(以下「現実数値」という。)の差に基づいて算出される金銭の授受を約する取引をいう。

この法律において有価証券オプション取引とは、証券取引所の定める基準及び方法に従い、当事者の一方の意思表示により当事者間において次に掲げる取引を成立させることができる権利(以下「オプション」という。)を相手方が当事者の一方に付与し、当事者の一方がこれに対して対価を支払うことを約する取引をいう。

一 有価証券の売買取引
二 有価証券指数等先物取引(これに準ずる取引で証券取引所の定めるものを含む。)

この法律において外国市場証券先物取引とは、外国有価証券市場において行われる取引であつて、有価証券指数等先物取引及び有価証券オプション取引と類似の取引をいう。

「第二章 有価証券の募集又は売出しに関する届出」を「第二章 企業内容等の開示」に改める。

第三條中「本章」を「この章」に改め、「に掲げる有価証券」の下に、「政府が元本の償還及び利息の支払について保証している社債券」を加える。

第四條第一項ただし書中「一億円」を「五億円」に改め、同條第二項中「行なわれる」を「行われる」に、「四十日」を「二十五日」に改める。

第五條第一項を次のように改める。

前條第一項の規定による届出をしようとする発行者は、その者が会社である場合(当該有価証券の発行により会社を設立する場合を含む。)においては、大蔵省令で定めるところにより、次に掲げる事項を記載した届出書を大蔵大臣に提出しなければならない。ただし、当該有価証券の発行価格の決定前に募集をする必要がある場合その他大蔵省令で定める場合には、第一号のうち発行価格その他大蔵省令で定める事項を記載しないで提出することができる。

一 当該募集又は売出しに関する事項

二 当該会社の目的、商号及び資本又は出資に関する事項、当該会社の営業及び経理の状況その他事業の内容に関する重要な事項、当該会社の役員(取締役、監査役又はこれらに準ずる者をいう。第百八十八条から第百九十条の三までを除き、以下同じ。)又は発起人に関する事項その他公益又は投資者保護のため必要かつ適当なものとして大蔵省令で定める事項

第五條第二項中「前項」を「第一項」に改め、「添附」を「添付」に改め、同條第一項の次に次の二項を加える。

既に大蔵省令で定める期間継続して有価証券報告書を提出している者は、前條第一項の規定による届出をしようとする場合には、前項の届出書に、大蔵省令で定めるところにより、その者に係る直近の有価証券報告書及びその添付書類並びにその提出以後に提出された半期報告書並びにこれらの訂正報告書の写しをとり込み、かつ、当該有価証券報告書提出後に生じた事実で大蔵省令で定めるところを記載することにより、同項第二号に掲げる事項の記載に代えることができる。

次に掲げるすべての要件を満たす者が前條第一項の規定による届出をしようとする場合において、第一項の届出書に、大蔵省令で定めるところにより、その者に係る直近の有価証券報告書及びその添付書類並びにその提出以後に提出された半期報告書及び臨時報告書並びにこれらの訂正報告書(以下「参照書類」という。)を参照すべき旨を記載したときは、同項第二号に掲げる事項の記載をしたものとみなす。

一 既に大蔵省令で定める期間継続して有価証券報告書を提出していること。

二 当該者に係る第一項第二号に掲げる事項に関する情報が既に公衆に広範に提供されているものとして、その者が既に発行した有価証券の有価証券市場における取引状況等に関し

大蔵省令で定める基準に該当すること。

第八條第一項中「三十日」を「十五日」に改め、同條第三項中「認める場合」の下に「又は当該届出書類の届出者に係る第五條第一項第二号に掲げる事項に関する情報が既に公衆に広範に提供されていると認める場合」を加える。

第十一條第一項中「規定する届出書」の下に「若しくは第二十三條の三第一項に規定する発行登録書若しくは第二十三條の八第一項に規定する発行登録追補書類」を加え、「行なわせた」を「行わせた」に改め、「効力」の下に「若しくは当該発行登録書の効力を加え、又は第八條第一項」を「又は第八條第一項(第二十三條の五第一項において準用する場合を含む。)」に改める。

第十三條第二項中「内容のうち、公益又は投資者保護のため必要かつ適当なものとして大蔵省令で定めるもの」を「事項(大蔵省令で定めるものを除く。)に関する内容」に改め、同項に次のただし書を加える。

ただし、第五條第三項の規定の適用を受ける届出書を提出した者の作成する当該届出書に係る目論見書については、当該目論見書において参照書類を参照すべき旨記載した場合には、同條第一項第二号に掲げる事項の記載をしたものとみなす。

第十三條第四項中「目論見書には」の下に「、第二項の規定により記載すべき事項のほか」を加える。

第十五條第一項中「第九十條」を「第四十七條の二、第九十條」に改め、「第二十一條第一項及び第四項」の下に「、第二十三條の八第一項」を加え、「並びに第百五十六條の九」を「、第百五十六條の九並びに第百八十八條第二項」に改める。

第二十三條の次に次の十一條を加える。

第二十三條の二 第五條第三項の規定の適用を受ける届出書若しくは当該届出書に係る訂正届出書が提出され、又は当該届出書に係る目論見書が作成された場合における第七條、第九條から

第十一條まで及び第十七條から第二十三條までの規定の適用については、第七條中「規定による届出書類」とあるのは「規定による届出書類(同條第三項の規定の適用を受ける届出書にあつては、当該届出書に係る参照書類を含む。以下この条において同じ。)」と、第九條第一項中「届出書類」とあるのは「届出書類(第五條第三項の規定の適用を受ける届出書又は当該届出書に係る第七條の規定による訂正届出書にあつては、これらの届出書又は訂正届出書に係る参照書類を含む。)」と、第十條第一項中「有価証券届出書」とあるのは「有価証券届出書(第五條第三項の規定の適用を受ける届出書又は当該届出書に係る第七條、前條第一項若しくはこの項の規定による訂正届出書にあつては、これらの届出書又は訂正届出書に係る参照書類を含む。)」と、同條第三項中「訂正届出書」とあるのは「訂正届出書(第五條第三項の規定の適用を受ける届出書に係る訂正届出書にあつては、当該訂正届出書に係る参照書類を含む。)」と、第十一條第一項中「有価証券届出書のうち」とあるのは「有価証券届出書(第五條第三項の規定の適用を受ける届出書又は当該届出書に係る第七條、第九條第一項若しくは前條第一項の規定による訂正届出書にあつては、有価証券届出書及び当該有価証券届出書に係る参照書類)」と、同條第二項中「訂正届出書」とあるのは「訂正届出書(第五條第三項の規定の適用を受ける届出書に係る訂正届出書にあつては、当該訂正届出書に係る参照書類を含む。)」と、第十七條中「目論見書」とあるのは「目論見書(第十三條第二項ただし書の規定の適用を受ける目論見書にあつては、当該目論見書に係る参照書類を含む。)」と、第十八條第一項中「有価証券届出書のうち」とあるのは「有価証券届出書(第五條第三項の規定の適用を受ける届出書又は当該届出書に係る第七條、第九條第一項若しくは第十條第一項の規定による訂正届出書にあつては、有価証券届出書及び当該有価証券届出書に係る参照書類)」の

第二十三條の七 前条第一項に定める発行予定期間を経過する日前において発行予定額全額の有価証券の募集又は売出しが終了したときは、発行登録者は、大蔵省令で定めるところによりその旨を記載した発行登録取下届出書を大蔵大臣に提出して、発行登録を取り下げなければならぬ。

前項の場合においては、発行登録は、前条第二項の規定にかかわらず、大蔵大臣が当該発行登録取下届出書を受理した日に、その効力を失う。

第二十三條の八 発行登録者、有価証券の売出しをする者、引受人又は証券会社は、発行登録によりあらかじめその募集又は売出しが登録されている有価証券については、当該発行登録がその効力を生じており、かつ、当該有価証券の募集又は売出しごとにその発行価額又は売出価額の総額、発行条件又は売出条件その他の事項で公益又は投資者保護のため必要かつ適當なものとして大蔵省令で定めるものを記載した書類（以下「発行登録追補書類」という。）が大蔵省令で定めるところにより大蔵大臣に提出されていなければ、これを募集又は売出しにより取得させ、又は売り付けてはならない。ただし、有価証券の募集又は売出しごとの発行価額又は売出価額の総額が五億円未満の有価証券の募集又は売出しで大蔵省令で定めるものについては、この限りでない。

有価証券の募集又は売出しが一定の日において株主名簿に記載されている株主に對し行われる場合には、当該募集又は売出しに關する発行登録追補書類の提出は、その日の十日前までにしなければならない。ただし、有価証券の発行価格又は売出価格その他の事情を勘案して大蔵省令で定める場合は、この限りでない。

第四條第三項及び第四項の規定は、第一項ただし書の規定の適用を受ける有価証券の募集又

省令で定める事項のほか、大蔵省令で定めるところにより、第五条第一項第二号に掲げる事項につき当該発行者に係る直近の参照書類を参照すべき旨を記載するとともに、公益又は投資者保護のため必要かつ適当なものとして大蔵省令で定める書類を添付しなければならない。

第二十三條の九 大蔵大臣は、発行登録書（当該発行登録書に係る参照書類を含む。）及びその添付書類若しくは第二十三條の四の規定による訂正発行登録書（当該訂正発行登録書に係る参照書類を含む。）に形式上の不備があり、又はこれらの書類に記載すべき重要な事項の記載が不十分であると認めるときは、これらの書類の提出者に通知して当該職員をして審問を行わせた後、理由を示し訂正発行登録書の提出を命ずることができる。

発行登録書が効力を生ずる日前に前項の規定による処分があつた場合においては、当該発行登録書は、第二十三條の五第一項において準用する第八條の規定にかかわらず、大蔵大臣が当該発行登録に係る発行登録書を受領した日から大蔵大臣が指定する期間を経過した日に、その効力を生ずる。

前項の場合において、大蔵大臣が指定する期間内に第二十三條の四の規定による訂正発行登録書の提出があつた場合には、大蔵大臣が当該訂正発行登録書を受領した日に、発行登録書の受理があつたものとみなす。

前項の場合において、大蔵大臣は、第二十三條の四の規定による訂正発行登録書の内容が公衆に容易に理解されると認める場合又は当該訂正発行登録書の提出に係る第五條第一項第二号に掲げる事項に関する情報既に公衆に広範に提供されていると認める場合においては、第二項において大蔵大臣が指定した期間に満たない期間を指定することができる。この場合においては、発行登録は、その期間を経過した日に、その効力を生ずる。

第三項の規定は、前項の規定による期間の指

定があつた場合において、当該指定された期間内に第二十三條の四の規定による訂正発行登録書の提出があつたときに準用する。

第二十三條の十 大蔵大臣は、発行登録書（当該発行登録書に係る参照書類を含む。）及びその添付書類、第二十三條の四若しくは前条第一項の規定による訂正発行登録書（当該訂正発行登録書に係る参照書類を含む。）又は発行登録追補書類（当該発行登録追補書類に係る参照書類を含む。）及びその添付書類のうち重要な事項について虚偽の記載があり、又は記載すべき重要な事項若しくは誤解を生じさせないために必要な重要な事実の記載が欠けていることを発見したときは、いつでも、当該書類の提出者に通知して当該職員をして審問を行わせた後、理由を示し訂正発行登録書の提出を命ずることができる。

前条第二項から第五項までの規定は、発行登録書が効力を生ずる日前に前項の規定による訂正発行登録書の提出命令があつた場合に準用する。

大蔵大臣は、発行登録書が効力を生じた日以後に第一項の規定による処分を行つた場合において必要であると認めるときは、当該発行登録書の効力の停止を命ずることができる。

前項の規定による停止命令があつた場合において、第一項の規定による訂正発行登録書が提出され、かつ、大蔵大臣がこれを適当と認めたときは、大蔵大臣は、前項の規定による停止命令を解除するものとする。

前各項の規定は、大蔵大臣が、第一項の規定により提出される訂正発行登録書（当該訂正発行登録書に係る参照書類を含む。）のうち重要な事項について虚偽の記載があり、又は記載すべき重要な事項若しくは誤解を生じさせないために必要な重要な事実の記載が欠けていることを発見した場合に準用する。

第二十三條の十一 大蔵大臣は、発行登録書及びその添付書類、第二十三條の四、第二十三條の

九第一項若しくは前条第一項（同条第五項において準用する場合を含む。）の規定による訂正発行登録書又は発行登録追補書類及びその添付書類並びにこれらの書類に係る参照書類のうち重要な事項について虚偽の記載がある場合において、公益又は投資者保護のため必要かつ適当であると認めるときは、当該発行登録書及びその添付書類、当該訂正発行登録書若しくは当該発行登録追補書類及びその添付書類（以下この条において「発行登録書類等」という。）又は当該発行登録書類等の提出者がこれを提出した日から一年以内に提出する第五條第一項に規定する届出書類若しくは発行登録書類若しくは発行登録追補書類について、これらの書類の提出者に通知して当該職員をして審問を行わせた後、理由を示し、公益又は投資者保護のため相当と認められる期間、当該発行登録書類等に係る発行登録の効力、当該届出書類に係る届出の効力若しくは当該発行登録書類若しくは当該発行登録追補書類に係る発行登録の効力の停止を命じ、又は第八條第一項（第二十三條の五第一項において準用する場合を含む。）に規定する期間を延長することができる。

前項の規定による処分があつた場合において、大蔵大臣は、同項の記載につき第二十三條の四又は前条第一項（同条第五項において準用する場合を含む。）の規定により提出された訂正発行登録書（当該訂正発行登録書に係る参照書類を含む。）の内容が適当であり、かつ、当該提出者の発行する有価証券を募集又は売出しにより取得させ、又は売り付けても公益又は投資者保護のため支障がないと認めるときは、前項の規定による処分を解除することができる。

第二十三條の十二 第六條の規定は、発行登録書及びその添付書類、第二十三條の四、第二十三條の九第一項若しくは第二十三條の十第一項（同条第五項において準用する場合を含む。）の規定による訂正発行登録書又は発行登録追補書類及びその添付書類が提出された場合に準用する。

第十三條（第三項を除く。）の規定は、発行登録を行つた有価証券の発行者及びその者の作成する目論見書について準用する。この場合において、同条第二項中「前項の目論見書は、第五條第一項に規定する届出書（当該届出書に係る第七條の規定による訂正届出書を含む。）に記載すべき事項（大蔵省令で定めるものを除く。）に関する内容」とあるのは「前項の目論見書においては、発行登録書、第二十三條の四の規定による訂正発行登録書又は第二十三條の八第一項に規定する発行登録追補書類（以下第二十三條までにおいて「発行登録追補書類」という。）に記載すべき内容」と、「記載したものでなければならぬ。ただし、第五條第三項の規定の適用を受ける届出書を提出した者の作成する当該届出書に係る目論見書については、当該目論見書において参照書類を参照すべき旨記載した場合においては、同条第一項第二号に掲げる事項の記載をしたものとみなす」とあるのは「記載するとともに、当該発行者に関する第五條第一項第二号に掲げる事項については、当該発行者の作成した参照書類を参照すべき旨記載するものとする」と、同条第五項中「前三項」とあるのは「第二項若しくは前項」と読み替へるものとする。

第十五條（第一項を除く。）の規定は、発行登録を行つた有価証券の募集又は売出しについて準用する。この場合において、同条第二項中「第十三條第二項及び第四項」とあるのは「第二十三條の十二第二項において準用する第十三條第二項及び第四項」と、同条第三項中「第四條第一項の規定による届出がその効力を生じた日」とあるのは「発行登録の効力が生じており、かつ、それに係る発行登録追補書類が提出された日」と、「第十條第一項又は第十一條第一項」とあるのは「第二十三條の十第三項又は第二十三條の十一第一項」と読み替へるものとする。

第十六條の規定は、第二十三條の八第一項の規定又は前項において準用する第十五條第二項

の規定又は前項において準用する第十五條第二項

若しくは第三項の規定に違反して有価証券を取
得させた者について準用する。

第十七条、第十八条第二項及び第二十一条第
三項の規定は、第二項において準用する第十三
条第一項の規定により作成された目論見書につ
いて準用する。この場合において、第十七条中
「目論見書」とあるのは「目論見書(当該目論見
書に係る参照書類を含む。)」と、第十八条第二
項及び第二十一条第三項中「目論見書のうち」
とあるのは「目論見書及び当該目論見書に係る
参照書類のうち」と読み替えるものとする。

第十八条第一項、第二十一条第一項、第二項
及び第四項、第二十三条並びに第二十三条の規
定は、発行登録書及びその添付書類、第二十三
条の四、第二十三条の九第一項若しくは第二十
三条の十第一項(同条第五項において準用する
場合を含む。の規定による訂正発行登録書又は
発行登録追補書類及びその添付書類が提出され
た場合に準用する。この場合において、第十八
条第一項中「有価証券届出書のうち」とある
のは「発行登録書及びその添付書類、第二十三
条の四、第二十三条の九第一項若しくは第二十
三条の十第一項(同条第五項において準用する
場合を含む。の規定による訂正発行登録書(以
下第二十三条までにおいて「訂正発行登録書」
という。又は発行登録追補書類及びその添付書
類並びにこれらの書類に係る参照書類のうち」
に」と、「当該有価証券届出書」とあるのは「発
行登録書及びその添付書類、訂正発行登録書又
は発行登録追補書類及びその添付書類」と、第
二十一条第一項中「有価証券届出書のうち」
とあるのは「発行登録書及びその添付書類、訂
正発行登録書又は発行登録追補書類及びその添
付書類並びにこれらの書類に係る参照書類のう
ち」と、「当該有価証券届出書」とあるのは「発
行登録書及びその添付書類、訂正発行登録書又
は発行登録追補書類及びその添付書類」と、第
二十二条第一項中「有価証券届出書のうち」
とあるのは「発行登録書及びその添付書類、訂

正発行登録書又は発行登録追補書類及びその添
付書類並びにこれらの書類に係る参照書類のう
ち」と、「当該有価証券届出書」とあるのは「発
行登録書及びその添付書類、訂正発行登録書又
は発行登録追補書類及びその添付書類」と、第
二十三条第一項中「第四条第一項の規定による届
出があり、かつ、その効力が生じたこと」とあ
るのは「発行登録の効力が生じており、かつ、
それに係る発行登録追補書類が提出されたこと
と」と、「第十条第一項若しくは第十一条第一
項」とあるのは「第二十三条の十第三項若しくは
第二十三条の十一第一項」と、「当該届出」とあ
るのは「当該発行登録」と、「有価証券届出書」と
あるのは「発行登録書(当該発行登録書に係る参
照書類を含む。及びその添付書類、訂正発行登
録書(当該訂正発行登録書に係る参照書類を含
む。又は発行登録追補書類(当該発行登録追補
書類に係る参照書類を含む。及びその添付書
類」と読み替えるものとする。

第十九条の規定は、前二項の規定により準用
する第十八条の規定により損害賠償の責めに任
ぜべき場合に準用する。この場合において、第
十九条第二項中「有価証券届出書」とあるのは
「発行登録書(当該発行登録書に係る参照書類を
含む。及びその添付書類、第二十三条の四、第
二十三条の九第一項若しくは第二十三条の十第
一項(同条第五項において準用する場合を含む。
の規定による訂正発行登録書(当該訂正発行
登録書に係る参照書類を含む。又は発行登録
追補書類(当該発行登録追補書類に係る参照書
類を含む。及びその添付書類」と、「目論見書」
とあるのは「目論見書(当該目論見書に係る参照
書類を含む。)」と読み替えるものとする。

第二十条の規定は、第五項及び第六項の規定
により準用する第十八条の規定による賠償の請
求権について準用する。この場合において、第
二十条中「有価証券届出書」とあるのは「発行登
録書(当該発行登録書に係る参照書類を含む。及
びその添付書類、第二十三条の四、第二十三

条の九第一項若しくは第二十三条の十第一項
(同条第五項において準用する場合を含む。の
規定による訂正発行登録書(当該訂正発行登録
書に係る参照書類を含む。又は発行登録追補書
類(当該発行登録追補書類に係る参照書類を含
む。及びその添付書類」と、「目論見書のうち
に」とあるのは「目論見書(当該目論見書に係
る参照書類を含む。のうちに」と、「第四条第一
項の規定による届出がその効力を生じた時」とあ
るのは「発行登録の効力が生じており、かつ、
それに係る発行登録追補書類が提出された時」
と、「第十条第一項若しくは第十一条第一項」と
あるのは「第二十三条の十第三項若しくは第二
十三条の十一第一項」と読み替えるものとする。

第二十四条第一項中「事項で、」を削り、「定
めるもの」を「定める事項」に改め、「三通」を削
り、「三箇月」を「三月」に改め、同条第二項中「三
通」を削る。

第二十四条の三中「届出書の下に」又は「発行登
録書若しくは発行登録追補書類を加える。
第二十四条の四に後段として次のように加え
る。

この場合において、同条第一項中「有価証券
を取得した者(募集又は売出しに応じて取得し
た者を除く。）」とあるのは、「有価証券を取得
した者」と読み替えるものとする。

第二十四条の五第一項中「六箇月間」を「六月間」
に改め、「の事項で、」を削り、「定めるもの」を
「定める事項に改め、「三通」を削り、「三箇月」
を「三月」に改め、同条第二項中「行なわれる」を
「行われる」に改め、「三通」を削る。

第二十五条第一項第一号中「有価証券届出書」の
下に「(第五条第三項の規定の適用を受ける届出書
及びその添付書類並びにこれらの訂正届出書を除
く。)」を加え、同項第四号を第六号とし、第三
号を第五号とし、同項第二号中「添付書類」を「添
付書類」に改め、同号を同項第四号とし、同項第
一号の次に次の二号を加える。

二 第五条第三項の規定の適用を受ける届出書
及びその添付書類並びにこれらの訂正届出
書 一年

三 発行登録書及びその添付書類、発行登録追
補書類及びその添付書類並びにこれらの訂正
発行登録書 発行登録が効力を失うまでの期
間

第二十五条第三項中「第十二条」の下に、「第二
十三条の十二第一項」を加える。

第二十六条中「届出書」の下に、「発行登録書の
提出者」を加える。

第二十七条の二第二項中「三十日」を「十五日」
に、「とあり又は」を「とあり、及び」に改める。

第二十八条第二項各号を次のように改める。
一 第二十八条第一号に掲げる行為を行う業
務の免許

二 第二十八条第二号及び第三号に掲げる行
為を行う業務の免許

三 第二十八条第四号及び第五号に掲げる行
為を行う業務の免許

四 第二十八条第六号に掲げる行為を行う業
務の免許

第三十一条第三号中「取引の状況」の下に「並び
に有価証券指数等先物取引、有価証券オプション
取引及び外国市場証券先物取引に係る第二十八
項第一号から第三号までに掲げる行為の状況」を
加える。

第三十三条第五号中「する」とあるの下に「(大蔵省
令で定める場合を除く。)」を加え、同条第七号中
「こえて」を「超えて」に改める。

第三十七条に次の一号を加える。
六 その他大蔵省令で定める場合に該当すると
き。

第三十八条第一項中「行なつた」を「行つた」に改
め、「有価証券の売買その他の取引」の下に「並び
に有価証券指数等先物取引に係る第二十八項第
一号から第三号までに掲げる行為(以下「有価証
券指数等先物取引等」という。)、有価証券オプシ
ョン取引に係る同項第一号から第三号までに掲げ

る行為(以下「有価証券オプション取引等」という。)及び外国市場証券先物取引に係る同項第一号から第三号までに掲げる行為(以下「外国市場証券先物取引等」という。))を加え、「その売買その他の」を「これらの」に改め、「これを」を削る。

第四十七條の次に次の一條を加える。

第四十七條の二 証券会社は、次に掲げる取引に係る契約を締結しようとするときは、あらかじめ、顧客（証券会社、外国証券会社、銀行、信託会社その他の大蔵省令で定める者を除く。）に対しこれらの取引の概要その他大蔵省令で定める事項を記載した書面を交付しなければならぬ。ただし、当該契約の締結前大蔵省令で定める期間内に当該顧客に当該書面を交付した場合には、この限りでない。

一 有価証券先物取引、有価証券指数等先物取引又は有価証券オプション取引

二 外国有価証券市場における有価証券先物取引と類似の取引又は外国市場証券先物取引第四十八条中「有価証券の売買その他の取引」を「有価証券の売買、有価証券指数等先物取引、有価証券オプション取引又は外国市場証券先物取引取引」に、「売買報告書」を「取引報告書」に改める。

第五十条第一号中「その他の取引」の下に「又

有価証券オプションの取引を加え、「株式その他価格の変動する有価証券について、価格」を「有価証券の価格又はオプションの対価の額」に改め、同条第三号中「前二号」を「前各号」に改め、「その他の取引の下に」又は「有価証券指数等先物取引等若しくは有価証券オプションの取引等」を加え、同号を同条第五号とし、同条第二号中「その他の取引」の下に「又は有価証券オプションの取引」を、「当該有価証券」の下に「及びオプション」を加え、同号を同条第三号とし、同号の次に次の一号を加える。

四 有価証券指数等先物取引につき、顧客に対して当該取引について生じた損失の全部又は一部を負担することを約して勧誘する行為

第五十条第一号の次に次の一号を加える。

二 有価証券指数等先物取引に関連し、約定指数若しくは現実指数又は約定数値若しくは現実数値が上昇し又は低下することの断定的判断を提供して勧誘する行為

第五十条に次の一項を加える。

前項(第五号を除く。)の規定

先物取引に係る証券会社又はその役員若しくは
使用人が行う行為について、同項（第一号から
第四号までを除く）の規定は外国市場証券先物
取引等に係るこれらの者が行う行為について準
用する。

第五十二条中「十月」を「四月一日」に、「翌年九

第五十六條第一項中「による利益の額が有価証券の売買」を、「有価証券指数等先物取引、有価証券オプション取引及び外国市場証券先物取引（以下この条において「有価証券の売買等」という。）に

による利益の額が有価証券の売買等」に、「こえる」を「超える」に、「売買損失準備金」を「取引損失準備金」に改め、同条第二項中「有価証券の売買」を「有価証券の売買等」に、「こえる」を「超える」に改める。

第五十七条の二第一項中「その他の取引」の下に

並びに有価証券指数等先物取引等、有価証券才

「シヨ」取引等及び「外国市場証券先物取引等」を
加へ、同条第二項中「その他の取引」の下に「又は
再償証券指数等先物取引等、有価証券オプショ
ン取引等若しくは外国市場証券先物取引等」を加へ

第五十八条中「左の」を「次の」に改め、同条第一
中「その他の取引」の下に「又は有価証券指数等
先物取引等、有価証券オプション取引等若しくは
国市場証券先物取引等」を加え、「なすこと」を
「なすこと」に改め、同条第二号中「その他の取
引」の下に「又は有価証券指数等先物取引等、有価

証券オプティミオン取引等若しくは外国市場証券先物取引等」を加え、「生ぜしめ」を「生じさせ」に、「取引すること」を「取得すること」に改め、同条第三中「その他の取引」の下に「又は有価証券指数等

先物取引等、有価証券オプション取引等若しくは外国市場証券先物取引等」を加え、「以て」を「もつて」に、「利用すること」を「利用すること」に改める。

第六十二条第一項を次のように改める。

証券会社は、勧誘員、販売員、外交員

いかなる名称を有する者であるかを問わず、その役員又は使用人のうち、その営業所以外の場所、その証券会社のために次に掲げる行為を行う者以下「外務員」という。の氏名、生年、月、日、その他大蔵省令で定める事項につき、大蔵省官

に備える外務員登録原簿（以下「登録原簿」という。）を、

うに登録を受けなければならない。

一 第二条第八項各号の一に該当する行為

二 第四十三条ただし書の承認に係る業務に属する行為

三 有価証券の売買の勧誘又は有価証券市場に

おける有価証券の売買取引等、外国有価証券市場における有価証券の売買取引若しくは外国市場証券先物取引の委託の勧誘

第六十四条中「その他の取引」の下に「並びに有価証券指数等先物取引等、有価証券オプション取引等及び外国市場証券先物取引等」を加え、「行な

う」を「行う」に改める。

第六十五条第一項中「なすこと」を「行うこと」に、「但し」を「ただし」に、「有価証券の売買をなし、」を「有価証券の売買、有価証券指数等先物取引、有価証券オプション取引若しくは外国市場証券先物取引を行う場合」に、「以て又は」を「もつ

て若しくは「に」、「基いて」を「基ついて」に、「なす者」を「する者」に、「有価証券の売買をなすのは」を「有価証券の売買、有価証券指数等先物取引、有価証券オプション取引若しくは外国市場証券先物取引を行う場合は」に改め、同条第二項を次のように改める。

前項本文の規定は、銀行、信託会社その他政令で定める金融機関が、次の各号に掲げる有価証券又は取引について、当該各号に定める行為を行う場合には、適用しない。

一 国債証券、地方債証券並びに政府が元本の償還及び利息の支払について保証している社債券その他の債券（以下この項、次条及び第一百七条の二第一項において「国債証券等」という。）

第二條第八項各号に掲げる行為（同項第一

号から第三号までに掲げる行為については、
有価証券の売買及び有価証券の売買に係るものに限る。）

二 次に掲げる取引 第二条第八項第一号から
第三号までに掲げる行為

イ 国債証券等に係る有価証券指数等先物取引

□ 外国市場証券先物取引（国債証券等及び国債証券等のみ、有価証券指数に係るものを含む。）

ハ 第二条第一項第八号に掲げる有価証券のうち国債証券の性質を有するもの(以下「外国国債証券」という。)に係る有価証券先物取引

取引及び有価証券オプション取引（外国国

債証券のみの有価証券指数に係るこれらの取引を含む。）

ホ 外国有価証券市場における有価証券先物取引と類似の取引（外国国債証券に係るものに限る。）

へ 外国市場証券先物取引（外国国債証券及び外国国債証券のみの有価証券指数に係るものに限る。）

第六十五条の二 第二項を次のように改める。

銀行、信託会社その他政令で定める金融機関は、前条第二項各号に掲げる有価証券又は取引

について、同項各号に定める行為のいずれかを営業として行おうとするときは、政令で定めるところにより、その行おうとする業務の内容及び方法を定めて、大蔵大臣の認可を受けなければならぬ。

ばならない。ただし、同条第一項ただし書に該当する行為を除くものとし、同条第二項第一号に定める行為のうち第二項第八号に掲げる行為にあつては、売出しの目的をもつて行うものに限る。

第六十五条の二第三項中「前項に定めるもののほか、」を削り、同条第四項中「前二項」を「前三項」に改め、同条第三項の次に次の一項を加える。

第五十四条第一項（第三号に限る。）、第五十七條の二及び第六章の規定は、認可を受けた金融機関が、国債証券等の有価証券先物取引に係る第二項第八号第二号若しくは第三号に掲げる行為又は前条第二項第二号に掲げる取引に係る第二項第八号第二号若しくは第三号に掲げる行為を行う場合に準用する。

第六十五条の二に次の一項を加える。

認可を受けた金融機関が、国債証券等の有価証券先物取引に係る第二項第八号第二号若しくは第三号に掲げる行為又は前条第二項第二号に掲げる取引について第二項第八号第二号若しくは第三号に掲げる行為を行う場合における前項の規定の適用については、同項中「認可を受けた金融機関」とあるのは「認可を受けた金融機関若しくは当該金融機関と取引をする者」と、「第一項の認可」とあるのは「当該金融機関の第一項の認可」と、「当該認可」とあるのは「当該金融機関の当該認可」とする。

第六十七條第一項中「その他の取引」の下に「並びに有価証券指数等先物取引等、有価証券オプション取引等及び外国市場証券先物取引等」を加え、「且つ」を「かつ」に、「以て」を「もつて」に改める。

第六十九條第一項中「左の」を「次の」に、「添付書類」を「添付書類」に改め、同項第一号中「その他の取引」の下に「並びに有価証券指数等先物取引等、有価証券オプション取引等、有価証券先物取引等、有価証券先物取引等」を加え、「且つ」を「かつ」に、「十分でないとき」を「十分でないとき」に改め、同項第二号中「あるとき」を「あるとき」に改める。

第七十一条中「左に」を「次に」に改め、同条第一号中「その他の取引」の下に「並びに有価証券指数等先物取引等、有価証券オプション取引等及び外国市場証券先物取引等」を加え、「且つ」を「かつ」に、「目的とする」とあるものを「目的とする」と改め、同条第二号中「つとめる」とあるものを「努める」と改め、同条第三号中「の外」を「のほか」に、「できる」とあるものを「できる」と改め、同条第四号中「基いて」を「基づいて」に、「なして」を「して」に改め、「その他の取引」の下に「若しくは有価証券指数等先物取引等、有価証券オプション取引等若しくは外国市場証券先物取引等」を加え、「できる」とあるものを「できる」と改め、同条第五号中「基く」を「基づく」に、「である」とあるものを「である」と改め、同条第六号中「である」とあるものを「である」と改め、同条第七号中「これを」を削り、「させる」とあるものを「させる」と改める。

第七十四条中「その他の取引」の下に「並びに有価証券指数等先物取引等、有価証券オプション取引等及び外国市場証券先物取引等」を加え、「且つ」を「かつ」に改める。

第八十三條第一項中「左の」を「次の」に改め、同項第一号中「且つ」を「かつ」に、「売買取引」を「有価証券の売買取引、有価証券指数等先物取引及び有価証券オプション取引」に、「十分である」とあるものを「十分である」と改め、同項第二号中「である」とあるものを「である」と改め、同項第三号中「有価証券の取引」の下に「並びに有価証券指数等先物取引及び有価証券オプション取引に係る第二項第八号第一号から第三号までに掲げる行為」を加え、「且つ適当である」とあるものを「かつ適当である」と改める。

第八十八條中「左に」を「次に」に改め、同条第十一号中「上場有価証券」の下に「上場有価証券指数又は上場オプション」を加える。

第九十七條第四項中「売買取引」を「有価証券の売買取引等」に、「因り」を「より」に、「先立ち」を「先立ち」に改める。

第九十八條中「売買取引」を「有価証券の売買取引等」に改める。

第九十九條第一項中「なした売買取引」をした有価証券の売買取引、有価証券指数等先物取引及び有価証券オプション取引に、「その売買取引」を「これらの取引」に改め、「これを」を削り、同条第二項中「その売買取引」を「同項に規定する取引」に改める。

第五章第四節の節名中「売買取引」を「有価証券の売買取引等」に改める。

第七十條中「売買取引」を「有価証券の売買取引、有価証券指数等先物取引及び有価証券オプション取引」に、「これをなす」を「行う」に改める。

第七十條の二第二項を次のように改める。

前条の規定にかかわらず、証券取引所は、定款の定めるところにより、次の各号に掲げる取引について、当該各号に定める者に、当該証券取引所の有価証券市場における取引資格を与えることができ、

一 有価証券先物取引、有価証券指数等先物取引及び有価証券オプション取引（以下「証券先物取引等」という。） 会員以外の証券会社及び政令で定める外国証券会社

二 証券先物取引等（国債証券等に係る有価証券先物取引並びに第六十五條第二項第二号イ、ハ及びニに掲げる取引に限る。） 認可を受けた金融機関のうち大蔵省令で定める業務を行う者

第七十條の二第二項中「国債証券等に係る先物取引」を「同項各号に掲げる取引」に、「第百二十九條第二項」を「第百二十九條第三項」に改める。

第七十條中「左に」を「次に」に改め、同条第一号及び第四号中「売買取引」を「有価証券の売買取引、有価証券指数等先物取引及び有価証券オプション取引」に改め、同条第五号中「受渡」を「受渡」に改め、同条第六号中「事項の外売買取引」を「事項のほか、有価証券の売買取引等」に改める。

第七十條の二第二項中「国債証券に係る先物取引」を「国債証券又は外国国債証券」に、「その取引の円滑化に資するため、取引の対象として」を「有価証券先物取引又は有価証券指数等先物取引（約定数値及び現実数値に基づき金銭の授受を約する取引に限る。次項において同じ。）のため」に改め、同条第二項中「国債証券」の下に「又は外国国債証券」を、「算定方法」の下に「有価証券指数等先物取引にあつては、標準物に係る約定数値及び現実数値に基づき授受する金銭の算定方法」を加え、同条第三項中「設定された」の下に「国債証券又は外国国債証券に係る」を加え、「第二項第一号に掲げる国債証券」を「国債証券又は外国国債証券」に改める。

第七十條の三第一項中「先物取引」を「証券先物取引等」に、「売買証拠金」を「取引証拠金」に改め、同条第二項中「売買証拠金」を「取引証拠金」に改め、同条第三項中「売買証拠金」を「取引証拠金」に改め、「有価証券市場における売買取引」を「有価証券の売買取引等」に、「先物取引」を「証券先物取引等」に改める。

第七十條の四第一項中「次条」に、「基き」を「基づき」に、「除く外、有価証券を売買取引」を「除くほか、有価証券、有価証券指数又はオプション（以下第百二十五條第一項を除き、「有価証券等」という。）をそれぞれ有価証券の売買取引等」に、「当該有価証券」を「当該有価証券等」に改める。

第七十條の五第一項中「有価証券等」に改める。

第七十條の六第一項中「有価証券等」に改める。

第七十條の七第一項中「有価証券等」に改める。

第七十條の八第一項中「有価証券等」に改める。

「且つ」を「かつ」に改める。

第百五十七条中「なす」を「行う」に改め、「その他の取引」の下に「若しくは有価証券指数等先物取引等、有価証券オプション取引等若しくは外国市場証券先物取引等」を加え、「売買取引」を「有価証券の売買取引等」に、「争」を「争い」に改める。

第百六十三条中「六箇月」を「六月」に、「売買取引」を「有価証券の売買取引等」に改める。

第百六十五条中「その他の取引」の下に「並びに有価証券指数等先物取引等、有価証券オプション取引等及び外国市場証券先物取引等」を加え、「審議会」というを「審議会」というに改める。

第百八十五条第一項中「第六十五條の二第五項」を「第六十五條の二第六項（同条第七項において読み替へて適用する場合を含む。）」に改める。

第百八十八条を次のように改める。

第百八十八条 会社の役員及び主要株主（自己又は他人（仮設人を含む。）の名義をもって発行済株式の総数の百分の十以上の株式（株式の所有の態様その他の事情を勘案して大蔵省令で定めるものを除く。）を有している株主をいう。以下この条から第九十條の二までにおいて同じ。）は、自己の計算において証券取引所に上場されている当該会社の株券、転換社債券、新株引受権付社債券若しくは新株の引受権を表示する証券又はこれらの有価証券の売買取引に係るオプション（以下この条及び次条において「株券等」という。）の買付け又は売付け（オプションにあつては、取得又は付与。以下この条及び次条において同じ。）をした場合（当該役員又は主要株主が委託者又は受益者である信託の受託者が当該会社の株券等の買付け又は売付けをする場合であつて大蔵省令で定める場合を含む。以下この条及び次条において同じ。）においては、大蔵省令で定めるところにより、その売買（オプションの取得又は付与を含む。以下この項及び次条において同じ。）に関する報告書を売買があつた日の属する月の翌月十五日までに、大蔵大臣に提出しなければならない。ただし、買付け

又は売付けの態様その他の事情を勘案して大蔵省令で定める場合については、この限りでない。

前項に規定する役員又は主要株主が、当該会社の株券等の買付け又は売付けを証券会社に委託して行つた場合においては、同項に規定する報告書は、当該証券会社を経由して提出するものとする。

第百八十九條第一項中（自己又は他人（仮設人を含む。）の名義を以て発行済株式の総数又は出資の総額の百分の十以上の株式又は出資を有している株主又は出資者をいう。以下同じ。）を削り、「当該会社の株式を」「証券取引所に上場されている当該会社の株券等」に改め、「についで」の下に「自己の計算において」を加え、「買付け」「買付け」に改め、同条第四項中「前三項」を「前各項」に、「売付け」を「買付け」に改め、又「及び役員又は主要株主の行う買付け又は売付けの態様その他の事情を勘案して大蔵省令で定める場合」を加え、「これを」を削り、同条第三項の次に次の四項を加える。

大蔵大臣は、前条の報告書の記載に基づき、会社の役員又は主要株主が第一項の利益を得ていと認める場合において、報告書のうち当該利益に係る部分（以下この条において「利益関係書類」という。）の写しを当該役員又は主要株主に送付し、当該役員又は主要株主から、当該利益関係書類に關し次項に定める期間内に同項の申立てがないときは、当該利益関係書類の写しを当該会社に送付するものとする。ただし、大蔵大臣が、当該利益関係書類の写しを当該役員若しくは主要株主又は当該会社に送付する前に、第一項の利益が当該会社に提供されたことを知つた場合には、この限りでない。

前項本文の規定により会社の役員又は主要株主に利益関係書類の写しが送付された場合において、当該役員又は主要株主は、当該利益関係

書類の写しに記載された内容の売買を行つていないと認めるときは、当該利益関係書類の写しを受領した日から起算して二十日以内に、大蔵大臣に、その旨の申立てをすることができ、前項の規定により、当該役員又は主要株主から当該利益関係書類の写しに記載された内容の売買を行つていない旨の申立てがあつた場合には、第四項本文の規定の適用については、当該申立てに係る部分は、大蔵大臣に対する前条第一項の規定による報告書に記載がなかつたものとみなす。

大蔵大臣は、第四項の規定に基づき会社に利益関係書類の写しを送付した場合には、当該利益関係書類の写しを当該送付の日より起算して三十日を経過した日から第三項に規定する請求権が消滅する日まで（請求権が消滅する日以前において大蔵大臣が第一項の利益が当該会社に提供されたことを知つた場合には、当該知つた日まで）公衆の縦覧に供するものとする。ただし、大蔵大臣が、当該利益関係書類の写しを公衆の縦覧に供する前において、第一項の利益が当該会社に提供されたことを知つた場合には、この限りでない。

第百八十九條に次の一項を加える。

第四項において、大蔵大臣が会社の役員又は主要株主が第一項の利益を得ていと認める場合における当該利益の算定の方法については、大蔵省令で定める。

第百九十條を次のように改める。

第百九十條 会社の役員又は主要株主は、次に掲げる行為をしてはならない。

一 証券取引所に上場されている当該会社の発行する株券、転換社債券、新株引受権付社債券又は新株の引受権を表示する証券（以下この条において「株券等」という。）の売付けであつて、その売付けに係る株券等の額が、その者が有する当該会社の同種の株券等の額として大蔵省令で定める額を超えるもの

二 当該会社の株券等の売買取引に係るオプション

の取得（当該オプションの行使により、当該行使をした者が当該取引において売主としての地位を取得するものに限る。）又は付与（当該オプションの行使により、当該行使をした者が当該取引において買主としての地位を取得するものに限る。）であつて、取得し又は付与したオプションが行使された場合に成立する売買取引に係る株券等の額が、その者が有する当該会社の同種の株券等の額として大蔵省令で定める額を超えるもの

第百九十條の次に次の二條を加える。

第百九十條の二 次の各号に掲げる者（以下この条において「会社関係者」という。）であつて、第二條第一項第四号又は第六号に掲げる有価証券で証券取引所に上場されているものその他の政令で定める有価証券（以下この条において「上場株券等」という。）の発行者である会社の業務等に関する重要事実を当該各号に定めるところにより知つたものは、当該業務等に関する重要事実の公表がされた後でなければ、当該会社の上場株券等（上場株券等の売買取引に係るオプションを含む。以下この条において同じ。）の売買（オプションにあつては、付与又は取得をいう。）その他の有價の譲渡又は譲受け（以下この条において「売買等」という。）をしてはならない。当該会社の業務等に関する重要事実を次の各号に定めるところにより知つた会社関係者であつて、当該各号に掲げる会社関係者でなくつた後一年以内のものについても、同様とする。

一 当該会社の役員、代理人、使用人その他の従業者（以下この条及び次条において「役員等」という。）その者の職務に關し知つたとき

二 商法第二百九十三條ノ六第一項に定める権利を有する株主（当該株主が法人（法人でない団体で代表者又は管理人の定めのあるものを含む。以下この条及び次条において同じ。）であるときはその役員等を、当該株主が法人以

外の者であるときはその代理人又は使用人を
含む。当該権利の行使に關し知つたとき。

三 当該会社に対する法令に基づく権限を有す
る者 当該権限の行使に關し知つたとき。

四 当該会社と契約を締結している者（その者
が法人であるときはその役員等を、その者が
法人以外の者であるときはその代理人又は使
用人を含む。）であつて、当該会社の役員等以
外のもの 当該契約の締結又は履行に關し知
つたとき。

五 第二号又は前号に掲げる者であつて法人で
あるものの役員等（その者が役員等である当
該法人の他の役員等が、それぞれ第二号又は
前号に定めるところにより当該会社の業務等
に關する重要事実を知つた場合におけるその
者に限る。）その者の職務に關し知つたと
き。

前項に規定する業務等に関する重要事実と
は、次に掲げる事実（第一号及び第二号に掲げ
る事実にあつては、投資者の投資判断に及ぼす
影響が軽微なものとして大蔵省令で定める基準
に該當するものを除く。）をいう。

一 当該会社の業務執行を決定する機関が次に
掲げる事項を行うことについての決定をした
こと又は当該機関が当該決定（公表がされた
ものに限る。）に係る事項を行わないことを決
定したこと。

イ 株式、転換社債及び新株引受権付社債の
発行

ロ 資本の減少

ハ 株式の分割

ニ 利益の配当又は商法第二百九十三条ノ五
に定める営業年度中の金銭の分配（その一
株当たりの額又は方法が直近の利益の配当
又は金銭の分配と異なるものに限る。）

ホ 合併

ヘ 営業の全部又は一部の譲渡又は譲受け
ト 解散（合併による解散を除く。）
チ 新製品又は新技術の企業化

リ 業務上の提携その他のイからチまでに掲
げる事項に準ずる事項として政令で定める
事項

二 次に掲げる事実が発生したとき。

イ 災害又は業務に起因する損害

ロ 主要株主の異動

ハ 上場株券等の上場の廃止の原因となる事
実

ニ イからハまでに掲げる事実に準ずる事実
として政令で定める事実

三 当該会社の売上高、経常利益又は純利益
（以下この条において「売上高等」という。）に
ついて、公表がされた直近の予想値（当該予
想値がない場合は、公表がされた前事業年度
の実績値）に比較して当該会社が新たに算出
した予想値又は当事業年度の決算において差
異（投資者の投資判断に及ぼす影響が重要な
ものとして大蔵省令で定める基準に該當する
ものに限る。）が生じたこと。

四 前三号に掲げる事実を除き、当該会社の運
営、業務又は財産に關する重要な事実であつ
て投資者の投資判断に著しい影響を及ぼすも
の

会社関係者（第一項後段に規定する者を含
む。以下この項において同じ。）から当該会社
係者が第一項各号に定めるところにより知つた
同項に規定する業務等に関する重要事実の伝達
を受けた者（同項各号に掲げる者であつて、当
該各号に定めるところにより当該業務等に関す
る重要事実を知つたものを除く。）は、当該業務
等に関する重要事実の公表がされた後でなけれ
ば、当該会社の上場株券等の売買等をしてはな
らない。

第一項、第二項第一号及び第三号並びに前項
の公表がされたとは、会社の第一項に規定す
る業務等に関する重要事実、会社の業務執行
を決定する機関の決定又は会社の売上高等につ
いて、当該会社により多数の者の知り得る状態
に置く措置として政令で定める措置がとられた

こと又は当該会社が提出した第二十五条第一項
に規定する書類にこれらの事項が記載されてい
る場合において、当該書類が同項の規定により
公衆の縦覧に供されたことをいう。

第一項及び第三項の規定は、次に掲げる場合
には、適用しない。

一 新株引受権を有する者が当該新株の引受権
を行使することにより株券を取得する場合

二 転換社債を有する者がその転換の請求によ
り株券を取得する場合

三 商法第二百四十五条ノ二、第三百四十九条
第一項若しくは第四百八条ノ三第一項の規定
による株式の買取りの請求又は法令上の義務
に基づき売買等をする場合

四 当該会社の株券等（第二十七条の二第一項
に規定する株券等をいう。）に係る同項に規定
する公開買付け（同項ただし書に規定する政
令で定める公開買付けを除く。）又はこれに準
ずる行為として政令で定めるものに對抗する
ため当該会社の取締役会が決定した要請に基
づいて、当該会社の上場株券等の買付け（オ
プションにあつては、取得（オプションの行
使により当該行使をした者が当該オプション
に係る上場株券等の買付けにおいて買主と
しての地位を取得するものに限る。）をいう。）
その他の有償の譲受けをする場合

五 第二百二十五条第三項の政令で定めるところ
により売買等をする場合

六 第二条第一項第四号に掲げる社債券（転換
社債券及び新株引受権付社債券を除く。）又は
当該社債券の売買取引に係るオプションの売
買等をする場合（大蔵省令で定める場合を除
く。）

七 第一項又は第三項の規定に該當する者の間
において、有価証券市場によらないで売買等
をする場合（当該売買等の当事者の双方にお
いて、当該売買等に係る上場株券等について
て、更に第一項又は第三項の規定に違反して
売買等が行われることとなることを知つてい

る場合を除く。）

八 会社の第一項に規定する業務等に関する重
要事実を知る前に締結された当該会社の上場
株券等の売買等に関する契約の履行又は会社
の同項に規定する業務等に関する重要事実を
知る前に決定された当該会社の上場株券等の
売買等の計画の実行として売買等をする場合
その他これに準ずる特別の事情に基づく売買
等であることが明らかでない売買等をする場合
（大蔵省令で定める場合に限る。）

第九十条の三 次の各号に掲げる者（以下この
条において「公開買付者等関係者」という。）であ
つて、第二十七条の二第一項に規定する株券等
で証券取引所に上場されているもの（以下この
条において「株券等」という。）の同項に規定する
公開買付け（同項ただし書に規定する政令で定
める公開買付けを除く。）又はこれに準ずる行為
として政令で定めるもの（以下この条において
「公開買付け等」という。）をする者（以下この条
において「公開買付者等」という。）の公開買付け
等の実施に關する事実又は公開買付け等の中止
に關する事実を当該各号に定めるところにより
知つたものは、当該公開買付け等の実施に關す
る事実又は公開買付け等の中止に關する事実の
公表がされた後でなければ、公開買付け等の実
施に關する事実に係る場合にあつては当該公開
買付け等に係る株券等（株券等の売買取引に係
るオプションを含む。以下この項において同
じ。）の買付けその他の有償の譲受け（以下この
条において「買付け等」という。）をしてはなら
ず、公開買付け等の中止に關する事実に係る場
合にあつては当該公開買付け等に係る株券等の
売付けその他の有償の譲渡（以下この条におい
て「売付け等」という。）をしてはならない。当該
公開買付け等の実施に關する事実又は公開買付
け等の中止に關する事実を次の各号に定めると
ころにより知つた公開買付者等関係者であつ
て、当該各号に掲げる公開買付者等関係者でな
くなつた後一年以内のものについても、同様と

する。

一 当該公開買付け等の役員等（当該公開買付け者等が法人以外の者であるときは、その代理人又は使用人）その者の職務に關し知つたとき。

二 当該公開買付け者等の商法第二百九十三条ノ六第一項に定める権利を有する株主（当該株主が法人であるときはその役員等を、当該株主が法人以外の者であるときはその代理人又は使用人を含む。）当該権利の行使に關し知つたとき。

三 当該公開買付け者等に対する法令に基づく権限を有する者 当該権限の行使に關し知つたとき。

四 当該公開買付け者等と契約を締結している者（その者が法人であるときはその役員等を、その者が法人以外の者であるときはその代理人又は使用人を含む。）であつて、当該公開買付け者等が法人であるときはその役員等以外のもの、その者が法人以外の者であるときはその代理人又は使用人以外のもの 当該契約の締結又は履行に關し知つたとき。

五 第二号又は前号に掲げる者であつて法人であるものの役員等（その者が役員等である当該法人の他の役員等が、それぞれ第二号又は前号に定めるところにより当該公開買付け者等の公開買付け等の実施に關する事実又は公開買付け等の中止に關する事実を知つた場合におけるその者に限る。）その者の職務に關し知つたとき。

前項に規定する公開買付け等の実施に關する事実又は公開買付け等の中止に關する事実とは、公開買付け等（当該公開買付け者等が法人であるときは、その業務執行を決定する機関をいう。以下この項において同じ。）が、それぞれ公開買付け等を行うことについての決定をしたこと又は公開買付け者等が当該決定（公表がされたものに限る。）に係る公開買付け等を行わないことを決定したことをいう。ただし、投資者の投

資判断に及ぼす影響が軽微なものととして大蔵省令で定める基準に該当するものを除く。

第一項に規定する買付けには、オプションの取得（オプションの行使により当該行使をした者が当該オプションに係る株券等の売買取引において買主としての地位を取得するものに限る。）及び付与（オプションの行使により当該行使をした者が当該オプションに係る株券等の売買取引において売主としての地位を取得するものに限る。）を含むものとし、同項に規定する売付けには、オプションの取得（オプションの行使により当該行使をした者が当該オプションに係る株券等の売買取引において売主としての地位を取得するものに限る。）及び付与（オプションの行使により当該行使をした者が当該オプションに係る株券等の売買取引において買主としての地位を取得するものに限る。）を含むものとする。

公開買付け者等関係者（第一項後段に規定する者を含む。以下この項において同じ。）から当該公開買付け者等関係者が第一項各号に定めるところにより知つた同項に規定する公開買付け等の実施に關する事実又は公開買付け等の中止に關する事実（以下この条において「公開買付け等事実」という。）の伝達を受けた者（同項各号に掲げる者であつて、当該各号に定めるところにより当該公開買付け等事実を知つたものを除く。）は、当該公開買付け等事実の公表がされた後でなければ、同項に規定する公開買付け等の実施に關する事実に係る場合にあつては当該公開買付け等に係る株券等（株券等の売買取引に係るオプションを含む。第六項第五号を除き、以下この条において同じ。）の買付け等をしてはならず、第一項に規定する公開買付け等の中止に關する事実に係る場合にあつては当該公開買付け等に係る株券等の売付け等をしてはならない。

第一項、第二項及び前項の公表がされたとは、公開買付け等事実について、当該公開買付け者等により多数の者の知り得る状態に置く措置

として政令で定める措置がとられたこと、第二十七條の三第二項の規定により公告がされたこと又は第二十七條の七第一項に規定する公開買付届出書が同項の規定により公衆の縦覧に供されたことをいう。

第一項及び第四項の規定は、次に掲げる場合には、適用しない。

一 新株引受権を有する者が当該新株の引受権を行使することにより株券を取得する場合

二 転換社債を有する者がその転換の請求により株券を取得する場合

三 商法第二百四十五條ノ二、第三百四十九條第一項若しくは第四百八條ノ三第一項の規定による株式の買取りの請求又は法令上の義務に基づき公開買付け等事実に係る株券等の買付け等又は売付け等をする場合

四 公開買付け者等の要請（当該公開買付け者等が会社である場合には、その取締役会が決定したものに限る。）に基づいて当該公開買付け等に係る株券等の買付け等をする場合（当該公開買付け者等に当該株券等の売付け等をする目的をもつて当該株券等の買付け等をする場合に限る。）

五 公開買付け等に対抗するため当該公開買付け等に係る株券等の発行者である会社の取締役会が決定した要請に基づいて当該会社の株券等（株券等の売買取引に係るオプションを含む。）の買付け等をする場合

六 第二百二十五條第三項の政令で定めるところにより株券等の買付け等又は売付け等をする場合

七 第一項に規定する公開買付け等の実施に關する事実を知つた者が有価証券市場によらな

い当該公開買付け等の実施に關する事実を知つてゐる者から買付け等をする場合又は同項に規定する公開買付け等の中止に關する事

実を知つた者が有価証券市場によらないで当該公開買付け等の中止に關する事実を知つてゐる者に売付け等をする場合（当該売付け等

の当事者の双方において、当該売付け等に係る株券等について、更に同項又は第四項の規定に違反して売付け等が行われることとなることを知つてゐる場合を除く。）

八 公開買付け者等の公開買付け等事実を知る前に締結された当該公開買付け等に係る株券等の買付け等若しくは売付け等に関する契約の履行又は公開買付け者等の公開買付け等事実を知る前に決定された当該公開買付け等に係る株券等の買付け等若しくは売付け等の計画の実行として買付け等又は売付け等をする場合その他これに準ずる特別の事情に基づく買付け等又は売付け等であることが明らかでない買付け等又は売付け等をする場合（大蔵省令で定める場合に限る。）

第九十一條第二項中「売買取引」を「次に掲げる取引」に改め、同項に次の各号を加える。

一 有価証券の売買取引

二 有価証券指数等先物取引及び有価証券オプション取引と類似の取引

第九十四條の二を第九十四條の三とし、第九十四條の次に次の一条を加える。

第九十四條の二 外国有価証券市場において行われる有価証券の売買取引又は外国市場証券先物取引の委託の媒介、取次ぎ又は代理に對しこの法律の規定を適用する場合における技術的読替えその他外国有価証券市場において行われるこれらの取引に對するこの法律の規定の適用に關し必要な事項は、政令で定める。

第八章中第九十六條の次に次の一条を加える。

第九十六條の二 この法律の規定に基づき命令を制定し、又は改廃する場合においては、その命令で、その制定又は改廃に伴い合理的に必要と判断される範囲内において、所要の経過措置（罰則に關する経過措置を含む。）を定めることができる。

第九十七條第一号中「売出」を「売出し」に改め、「その他の取引」の下に「若しくは有価証券指

数等先物取引等、有価証券オプション取引等若しくは外国市場証券先物取引等を加え、「有価証券の相場」を「有価証券等の相場」に、「以て」を「もつて」に改め、同条第一号の二中「届出書類の下に」を「訂正届出書」の下に「（当該訂正届出書に係る参照書類を含む）」を、「訂正届出書」の下に「（当該訂正届出書に係る参照書類を含む）」、第二十三号の三第一項及び第二項（これらの規定を第二十七号において準用する場合を含む。）の規定による発行登録書（当該発行登録書に係る参照書類を含む。）及びその添付書類、第二十三号の四、第二十三号の九第一項若しくは第二十三号の十第一項の規定若しくは同条第五項において準用する同条第一項（これらの規定を第二十七号において準用する場合を含む。）の規定による訂正発行登録書（当該訂正発行登録書に係る参照書類を含む。）、第二十三号の八第一項及び第四項（これらの規定を第二十七号において準用する場合を含む。）の規定による発行登録追補書類（当該発行登録追補書類に係る参照書類を含む。）及びその添付書類を加え、同条第一号の三の次に次の一号を加える。

一 第四 第四十四号の規定に違反して他人に証券業を営ませたる者
第九十八号第一号の二中「第十二条」の下に「第二十三号の十二第一項」を加え、「あたり」を「当たり」に改め、同条第二号中「含む。」の下に「第二十三号の八第一項（第二十七号において準用する場合を含む。）」を加える。
第二百条第一号中「第十二条」の下に「第二十三号の十二第一項」を加え、同条第二号の二中「第二十七号」を「第二十三号の十二第三項において準用し、及びこれらの規定を第二十七号に改め、同条第二号の八を第二号の九とし、第二号の三から第二号の七までを一号ずつ繰り下げ、第二号の二の次に次の一号を加える。」
二の三 第二十三号の四前段、第二十三号の九第一項若しくは第二十三号の十第一項の規定又は同条第五項において準用する同条第一項

（これらの規定を第二十七号において準用する場合を含む。）の規定による訂正発行登録書を提出しない者
第二百条第三号の二を次のように改める。
三の二 第四十七号の二（第六十五号の二第三項において準用する場合を含む。以下この号において同じ。）の規定に違反して、書面を交付せず、又は第四十七号の二に規定する事項を記載しない書面若しくは虚偽の記載をした書面を交付した者
第二百条第四号中又は第二百八十八号第一項を「第二百八十八号第一項、第二百九十条の二第一項若しくは第三項又は第二百九十条の三第一項若しくは第四項」に改め、同条第五号中「有価証券」を「有価証券等」に改め、同条第六号中「以て有価証券」を「もつて有価証券等」に改め、「これを」を削る。

第二百一条を次のように改める。
第二百一条 有価証券市場によらないで、有価証券市場における相場により差金の授受を目的とする行為又は次に掲げる取引と類似の取引をした者は、一年以下の懲役又は百万円以下の罰金に処する。ただし、刑法（明治四十年法律第四十五号）第二百八十六条の規定の適用を妨げない。
一 有価証券指数等先物取引
二 有価証券オプション取引のうち第二十条第十五項第二号に掲げるもの
第二百五条第一号を次のように改める。
一 第四号第二項、同条第四項（第二十三号の八第三項において準用する場合を含む。）、第十三号第五項（第二十三号の十二第二項において準用し、及びこれらの規定を第二十七号において準用する場合を含む。）、第十五条第三項（第二十三号の十二第三項において準用し、及びこれらの規定を第二十七号において準用する場合を含む。）において準用する第十五条第二項、第二十三号第二項（第二十三号の十二第六項において準用し、及びこれらの

規定を第二十七号において準用する場合を含む。）、第二十三号の八第二項（第二十七号の二第二項（第二十七号の二第二項において準用する場合を含む。）、第二十四号の二第二項（第二十七号の二第二項において準用する場合を含む。）、第五十一条、第二百九十条又は第二百九十四条の規定に違反した者
第二百五条第三号中「第六十五号の二第五項」を「第六十五号の二第六項（同条第七項において読み替えて適用する場合を含む。）」に改め、同条第十号中「第二百二十七号」を「第二百二十七号第一項（同条第二項において準用する場合を含む。）」に改め、同条第十四号の二を第十四号の三とし、第十四号の次に次の一号を加える。
十四の二 第二百八十八号の規定に違反して報告書を出さず若しくは虚偽の記載をした報告書を出し、又は第二百八十九号第五項の規定による申立てにおいて虚偽の申立てをした者
第二百五条第十五号中「第六十五号の二第五項」を「第六十五号の二第六項（同条第七項において読み替えて適用する場合を含む。）」に改める。
第二百六条中又は証券金融会社を「証券金融会社又は証券取引所に上場されている有価証券の発行者」に改める。
第二百八条第一号中「第四号第三項」の下に「（第二十三号の八第三項において準用する場合を含む。）」を、「第二百九十条第一項」の下に「（同条第二項において準用する場合を含む。）」を、「第二百九十三号」の下に「（同条第二項において準用する場合を含む。）」を加え、同条第三号中「第五十四号第一項」の下に「（第六十五号の二第四項において準用する場合を含む。）」を加え、同条第三号の二中「第五十七号の二」の下に「（第六十五号の二第四項において準用する場合を含む。）」を加える。
第二百九条中第三号を第四号とし、第二号を第三号とし、第一号を第二号とし、同号の前に次の一号を加える。
一 第六十七号第五項又は第七十九号第三項の規定に違反した者（法人であるときは、その

代表者

第二百十号を削る。

附則

（施行期日）

第一条 この法律は、公布の日から起算して六月を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。ただし、第五十二条の改正規定、附則第十六条中証券投資信託法（昭和二十六年法律第九十八号）第十八条の二の改正規定及び附則第十八条中外国証券業者に関する法律（昭和四十六年法律第五号）第十九条第一項の改正規定は昭和六十四年四月一日から、第二百九十条の次に二条を加える改正規定、第二百九十条の改正規定及び附則第十二条の規定は公布の日から起算して一年を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。
（経過措置）

第二条 改正後の証券取引法（以下「新法」という。）

第四条第一項の規定は、この法律の施行の日（以下「施行日」という。）以後に開始する有価証券の募集又は売出し（施行日前に開始した改正前証券取引法（以下「旧法」という。）第四条第一項の規定による届出に係るものを除く。）について適用し、施行日前に開始した有価証券の募集又は売出し及び施行日前に開始した旧法第四条第一項の規定による届出に係る有価証券の募集又は売出しは施行日以後に開始するものについては、なお従前の例による。
第三条 新法第四条第二項の規定は、施行日から二十五日を経過した日以後の一定の日において株主名簿に記載されている株主に対し行われる有価証券の募集又は売出しについて適用し、当該経過した日以前における一定の日において株主名簿に記載されている株主に対し行われる有価証券の募集又は売出しについては、なお従前の例による。

第四条 新法第八条の規定は、施行日以後に提出される有価証券届出書について適用し、施行日前に提出された有価証券届出書については、な

お従前の例による。

第五条 施行日前にその募集又は売出しにつき旧法第四十一条の規定による届出があつた有価証券の発行者である会社は、施行日において新法第四十一条本文の規定の適用を受けた有価証券の発行者である会社とみなして、新法第二十四条第一項の規定を適用する。

第六条 新法第二十四条の四の規定は、施行日以後に提出される有価証券報告書について適用し、施行日前に提出された有価証券報告書については、なお従前の例による。

第七条 この法律の施行の際現に旧法第二十八条第二項第一号又は第二号の免許を受けている証券会社は、この法律の施行の際新法第二十八条第二項第一号又は第二号の免許を受けたものとみなす。この場合において、旧法第二十八条第二項第一号又は第二号の免許に係る旧法第二十九条第一項の条件は、新法第二十八条第二項第一号又は第二号の免許に係る新法第二十九条第一項の条件とみなす。

2 この法律の施行の際現に旧法第六十五条の二第一項の規定により同条第二項において準用する旧法第二十八条第二項第一号又は第二号の認可を受けている金融機関は、この法律の施行の際新法第六十五条の二第一項の規定により同条第二項において準用する新法第二十八条第二項第一号又は第二号の認可を受けたものとみなす。この場合において、旧法第六十五条の二第一項の規定により同条第二項において準用する旧法第二十八条第二項第一号又は第二号の認可に係る旧法第六十五条の二第二項において準用する旧法第二十九条第一項の条件は、新法第六十五条の二第二項において準用する同条第二項において準用する新法第二十八条第二項第一号又は第二号の認可に係る新法第六十五条の二第二項において準用する新法第二十九条第一項の条件とみなす。

第八条 昭和六十三年十月から開始する証券会社の営業年度についての旧法第五十二条の規定の適用については、同条中「翌年九月」とあるのは、「翌年三月」とする。

2 証券会社の営業年度について前項の規定を適用する場合における旧法第五十七条の規定の適用については、同条中「毎決算期」とあるのは、「当該営業年度に係る決算期」とする。

第九条 この法律の施行の際現に旧法第六十二条第一項の規定により証券会社が登録を受けている外務員については、新法第六十二条第一項の規定により登録を受けたものとみなす。

第十条 新法第八十八条の規定は、施行日以後に行われる同条の株券等の同条の買付け又は売付けについて適用する。

第十一条 新法第八十九条の規定は、施行日以後に行われる同条の株券等の同条の買付け又は売付けに係る利益について適用し、施行日前に行われた旧法第八十九条の規定による同条の株式の同条の買付け又は売付けに係る利益については、なお従前の例による。

第十二条 新法第九十条の二の規定は、その施行の日以後に生じた同条第一項に規定する業務等に関する重要事実（同条第二項第一号に規定する会社の業務執行を決定する機関がした同条に掲げる事項を行わない旨の決定にあつては当該事項を行うことについての当該機関の決定が同日以後に行われた場合に係るものに限るものとし、同項第三号に掲げる事実にあつては同日以後に同条第四項の公表がされた同条第二項第三号に規定する直近の予想値又は前事業年度の実績値と比較して生じたものに限る。）を知つた者又はこれらの事実の伝達を受けた者について、適用する。

2 新法第九十条の三の規定は、その施行の日以後に生じた同条第一項に規定する公開買付け等の実施に関する事実若しくは公開買付け等の中止に関する事実（同項に規定する公開買付け等の中止に関する事実にあつては、同項に規定する公開買付け等を行うことについての同条第二項に規定する公開買付け等の決定が同日以後

に行われた場合に係るものに限る。）を知つた者又はこれらの事実の伝達を受けた者について、適用する。

（証券取引法の一部を改正する法律の一部改正）第十三条 証券取引法の一部を改正する法律（昭和二十八年法律第四十二号）の一部を次のように改正する。

附則中第七項を削り、第八項を第七項とし、第九項を削り、第十項を第八項とし、第十一項を削る。

第十四条 証券取引法の一部を改正する法律（昭和四十六年法律第四号）の一部を次のように改正する。

附則中第四項を削り、第五項を第四項とし、第六項から第十一項までを一項ずつ繰り上げ、第十二項を削る。

（証券取引法の一部を改正する法律の一部改正に伴う経過措置）第十五条 前条の規定の施行の日前に同条の規定による改正前の証券取引法の一部を改正する法律附則第四項の規定の適用を受けて開始された有価証券の募集又は売出しについては、なお従前の例による。

（証券投資信託法の一部改正）第十六条 証券投資信託法の一部を次のように改正する。

第二条第一項中「基いて」を「基づいて」に改め、「運用すること」の下に「（当該運用に関連して有価証券指数等先物取引、有価証券オプション取引又は外国市場証券先物取引を行うことを含む。次条において同じ。）」を加え、「且つ」を「かつ」に改め、同条第二項中「国債証券」の下に「又は同法第六十五条第二項第一号ハに規定する外国国債証券」を加え、同条第三項を同条第四項とし、同条第二項の次に次の一項を加える。

3 この法律において、「有価証券指数等先物取引」とは証券取引法第二十四条に規定する有価証券指数等先物取引をいい、「有価証券指数等先物取引をいい、」

証券オプション取引」とは同条第十五項に規定する有価証券オプション取引をいい、「外国市場証券先物取引」とは同条第十六項に規定する外国市場証券先物取引をいう。

第三條中「除く外」を「除くほか」に改め、「運用すること」の下に「（有価証券指数等先物取引、有価証券オプション取引又は外国市場証券先物取引を行うことにより運用することを含む。）」を加え、「但し」を「ただし」に、「且つ」を「かつ」に改める。

第十八条の二中「毎年十月一日」を「毎年四月一日」に、「翌年九月三十日」を「翌年三月三十一日」に改める。

（証券投資信託法の一部改正に伴う経過措置）第十七条 昭和六十三年十月一日から開始する委託会社の営業年度についての前条の規定による改正前の証券投資信託法第十八条の二の規定の適用については、同条中「翌年九月三十日」とあるのは、「翌年三月三十一日」とする。

（外国証券業者に関する法律の一部改正）第十八条 外国証券業者に関する法律の一部を次のように改正する。

第二条第三号中「又は証券会社」を「証券会社、有価証券指数等先物取引、有価証券オプション取引又は外国市場証券先物取引」に、「から第四項まで又は第九項」を「及び第二項」に改め、「国債証券」の下に「又は同法第六十五条第二項第一号ハに規定する外国国債証券」を加え、「有価証券の募集、有価証券の売出し又は証券会社」を「同法第二条第三項に規定する有価証券の募集、同条第四項に規定する有価証券の売出し、同条第九項に規定する証券会社、同条第十四項に規定する有価証券指数等先物取引、同条第十五項に規定する有価証券オプション取引又は同条第十六項に規定する外国市場証券先物取引」に改める。

第二条第五号を同条第七号とし、同条第四号の次に次の二号を加える。

五 有価証券指数 証券取引法第二十四条第十四

項に規定する有価証券指数及びこの指数と類似の指数であつて外国市場証券先物取引のうち有価証券指数等先物取引と類似の取引に係るものをいう。

六 オプション 証券取引法第二十五条に規定するオプション及び当該オプションと類似の権利であつて外国市場証券先物取引のうち有価証券オプション取引と類似の取引に係るものをいう。

第三条第三項各号を次のように改める。

一 証券取引法第二十八条第一号(定義)に掲げる行為を行う業務の免許

二 証券取引法第二十八条第二号及び第三号に掲げる行為を行う業務の免許

三 証券取引法第二十八条第四号及び第五号に掲げる行為を行う業務の免許

四 証券取引法第二十八条第六号に掲げる行為を行う業務の免許

第五条第三号中「取引の状況」の下に「並びに有価証券指数等先物取引、有価証券オプション取引及び外国市場証券先物取引に係る証券取引法第二十八条第一号から第三号まで(定義)に掲げる行為の状況」を加える。

第六条第三号中「有価証券」の下に「有価証券指数又はオプション(以下「有価証券等」という。以下同じ)」を加える。

第十条第三号中「する」の下に「(大蔵省令で定める場合を除く。を)を加える。

第十七条第一項中「売買報告書」を「説明書の交付、取引報告書」に改め、同条第二項中「第五十号」を「第五十号第一項」に改める。

第十八条に次の一項を加える。

2 前項の規定は、有価証券指数等先物取引及び有価証券オプション取引について準用する。この場合において、有価証券指数等先物取引にあつては同項中「売買の別」とあるのは「現実指数若しくは現実指数が約定指数若しくは約定指数を上回つた場合に金銭を支払う立場の当事者となるか又は当該金銭を受領す

る立場の当事者となるかの別」と、「価格」とあるのは「約定指数若しくは約定数値」と、有価証券オプション取引にあつては同項中「売買の別」とあるのは「オプションを付与する立場の当事者となるか取得する立場の当事者となるかの別」と、「価格」とあるのは「対価の額」と読み替へるものとする。

第十九条第一項中「毎年十月」を「毎年四月」に、「翌年九月」を「翌年三月」に改める。

第二十三条の見出し中「売買損失準備金」を「取引損失準備金」に改め、同条中「売買損失準備金」を「取引損失準備金」に、「これらの規定」を「同法第五十六条第一項」に、「積み立て」とあるのは「当該支店において積み立て」とを「積み立てなければ」とあるのは「当該支店において積み立てなければ」と、同条第二項中「有価証券の売買等」とあるのは「その支店における有価証券の売買等」と、同法第五十七条の二第一項及び第二項中「有価証券の売買」とあるのは「その支店における有価証券の売買」と、同条第一項中「積み立てなければ」とあるのは「当該支店において積み立てなければ」と改める。

第二十七条中「行なう」を「行う」に改め、「有価証券の売買その他の取引」の下に「又は証券取引法第三十八条第一項に規定する有価証券指数等先物取引等、有価証券オプション取引等若しくは外国市場証券先物取引等」を加える。

第三十一条第一項中「有価証券」を「有価証券等」に、「行なう」を「行う」に、「行なおう」を「行おう」に改める。

第三十三条を次のように改める。

第三十三条 次の各号のいずれかに該当する者は、三年以下の懲役若しくは三百万円以下の罰金に処し、又はこれを併科する。

一 第十七条第一項において準用する証券取引法第四十四条の規定に違反した者

二 第三十条において準用する証券取引法第一百八十七条の規定による裁判所の命令に違反した者

第三十五条第五号中「証券取引法第四十四条」を「証券取引法第四十七条の二」に、「違反した者」を「違反して、書面を交付せず、又は同条に規定する事項を記載しない書面若しくは虚偽の記載をした書面を交付した者」に改め、同条に次の一号を加える。

六 第六十七条第二項において準用する証券取引法第四十四条の規定に違反した者

第三十六条第三号中「売買報告書」を「取引報告書」に改め、同条中第四号を削り、第五号を第四号とし、第六号から第十一号までを一号ずつ繰り上げる。

(外国証券業者に関する法律の一部改正に伴う経過措置)

第十九条 この法律の施行の際現に前条の規定による改正前の外国証券業者に関する法律(以下この条において「旧外国証券業者法」という。)第三十三条第一号又は第二号の免許を受けている外国証券会社は、この法律の施行の際前条の規定による改正後の外国証券業者に関する法律(以下この条において「新外国証券業者法」という。)第三十三条第一号又は第二号の免許を受けたものとみなす。この場合において、旧外国証券業者法第三十三条第三項第一号又は第二号の免許に係る同条第四項において準用する旧法第二十九条第一項の条件は、新外国証券業者法第三十三条第三項第一号又は第二号の免許に係る同条第四項において準用する新法第二十九条第一項の条件とみなす。

2 昭和六十三年十月から開始する期間に係る営業報告書についての旧外国証券業者法第十九条第一項の規定の適用については、同項中「翌年九月」とあるのは、「翌年三月」とする。

3 附則第九条の規定は、この法律の施行の際現に旧外国証券業者法第二十二條において準用する旧法第六十二条第一項の規定により外国証券会社の支店が登録を受けている外務員について準用する。

(株券等の保管及び振替に関する法律の一部改正)

第二十條 株券等の保管及び振替に関する法律(昭和五十九年法律第三十号)の一部を次のように改正する。

第六條第一項第三号中「第二條第十三項」を「第二條第十七項」に改める。

(有価証券に係る投資顧問業の規制等に関する法律の一部改正)

第二十一條 有価証券に係る投資顧問業の規制等に関する法律(昭和六十一年法律第七十四号)の一部を次のように改正する。

第二條第一項中「有価証券の価値」を「有価証券の価値等」に改め、「の判断」の下に「(有価証券指数等先物取引等及び有価証券オプション取引等にあつては、行ふべき取引の内容及び時期についての判断)」を加え、同条第四項中「有価証券の価値」を「有価証券の価値等」に改め、同条第五項中「国債証券」の下に「又は同法第六十五條第二項第二号ハに規定する外国国債証券」を加え、同条第六項を同条第十項とし、同条第五項の次に次の四項を加える。

6 この法律において「有価証券指数等先物取引等」とは、有価証券指数等先物取引(証券取引法第二條第十四項に規定する有価証券指数等先物取引をいう。以下同じ。又は外国市場証券先物取引(同条第十六項に規定する外国市場証券先物取引をいう。以下同じ。のうちに有価証券指数等先物取引と類似の取引をいう。

7 この法律において「有価証券オプション取引等」とは、有価証券オプション取引(証券取引法第二條第十五項に規定する有価証券オプション取引をいう。以下同じ。又は外国市場証券先物取引のうち有価証券オプション取引と類似の取引をいう。

8 この法律において「有価証券等」とは、有価証券、有価証券指数(証券取引法第二條第十四項に規定する有価証券指数及びこの指数と類似の指数であつて外国市場証券先物取引の

うち有価証券指数等先物取引と類似の取引に係るものをいう。又はオプション（同条第十五項に規定するオプション及び当該オプションと類似の権利であつて外国市場証券先物取引のうち有価証券オプション取引と類似の取引に係るものをいう。次項及び第十六条第二号において同じ。）をいう。

9 この法律において「有価証券の価値等」とは、有価証券の価値若しくはオプションの対価の額又は約定指数、約定数値、現実指数若しくは現実数値（証券取引法第二條第十四項に規定する約定指数、約定数値、現実指数又は現実数値及びこれらの数値と類似の数値であつて外国市場証券先物取引のうち有価証券指数等先物取引と類似の取引に係るものをいう。第十六条第二号において同じ。）の動向をいう。

第三條及び第十三條第二項中「有価証券の価値」を「有価証券の価値等」に改める。

第十六條第一号中「有価証券の売買」の下に「有価証券指数等先物取引等又は有価証券オプション取引等」を加え、「売買」を「取引」に改め、同条第二号中「売買」を「取引」に改め、「売買の別」の下に「有価証券指数等先物取引等」を加へ、現実指数若しくは現実数値が約定指数若しくは約定数値を上回つた場合に金銭を支払ふ立場の当事者であつたか又は当該金銭を受領する立場の当事者であつたかの別、有価証券オプション取引等にあつては、オプションを付与する立場の当事者であつたか又は取得する立場の当事者であつたかの別」を加える。

第二十二條第二号中「有価証券」を「有価証券等」に、「売買」を「取引」に改め、「価格」の下に「数値又は対価の額」を加える。

第三十三條中「有価証券の価値」を「有価証券の価値等」に、「売買」を「取引」に改める。

第三十四條中「有価証券の価値」を「有価証券の価値等」に改める。

第五十條第一項中「有価証券」を「有価証券等」に改める。

に改める。

第五十四條第一号中「有価証券の価値」を「有価証券の価値等」に改め、同条第五号を第六号とし、第四号を第五号とし、第三号の次に次の一号を加える。

四 第十二條（第三十三條において準用する場合を含む。）の規定に違反して、他人に投資顧問業又は投資一任契約に係る業務を営ませたる者
第五十六條中第二号を削り、第三号を第二号とし、第四号から第七号までを一号ずつ繰り上げる。

（有価証券に係る投資顧問業の規制等に関する法律の一部改正に伴う経過措置）
第二十二條 この法律の施行の際現に前条の規定による改正前の有価証券に係る投資顧問業の規制等に関する法律（以下この条において「旧投資顧問業法」という。）第二十四條第一項の規定により業務の内容及び方法を定めて大蔵大臣の認可を受けている投資顧問業者は、この法律の施行の際に当該業務の内容及び方法と同一の業務の内容及び方法を定めて前条の規定による改正後の有価証券に係る投資顧問業の規制等に関する法律（以下この条において「新投資顧問業法」という。）第二十四條第一項の大蔵大臣の認可を受けたものとみなす。この場合において、旧投資顧問業法第二十四條第一項の認可に係る旧投資顧問業法第二十五條第一項の条件は、新投資顧問業法第二十四條第一項の認可に係る新投資顧問業法第二十五條第一項の条件とみなす。

（農林中央金庫法の一部改正）
第二十三條 農林中央金庫法（大正十二年法律第四十二号）の一部を次のように改正する。
第十三條第一項第七号を次のように改める。
七 所属団体ニ対シ証券取引法第六十五條第二項各号ニ掲グル有価証券又ハ取引ニ付テ同項各号ニ定ムル行為（前号及第十一号ニ該当スルモノ並ニ同法第二條第八項第四号ニ掲グルモノヲ除ク）ヲ為スコト
第十四條ノ三第一項中「第十三條第一項第五号」を「第十三條第一項第六号」に改め、第二号を次のように改める。
二 証券取引法第六十五條第二項各号ニ掲グル有価証券又ハ取引ニ付テ同項各号ニ定ムル行為（前号ノ業務ニ該当スルモノヲ除ク）ヲ為スコト
第十四條ノ三第一項中第三号を第四号とし、第二号の次に次の一号を加える。
三 国債等ノ貸付ヲ為スコト
第十四條ノ三第二項中「又ハ第三号」を「乃至第四号」に改める。
第十五條第一号中「又ハ引受」を「若ハ引受」に改め、「為スモノヲ除ク」の下に「又ハ証券取引法第二條第十四項乃至第十六項ニ規定スル取引」を加える。

（農林中央金庫法の一部改正に伴う経過措置）
第二十四條 農林中央金庫がこの法律の施行の際現に前条の規定による改正前の農林中央金庫法第十四條ノ三第二項の規定により業務の内容及び方法を定めて主務大臣の認可を受けている場合には、農林中央金庫は、この法律の施行の際に当該業務の内容及び方法と同一の業務の内容及び方法を定めて前条の規定による改正後の農林中央金庫法第十四條ノ三第二項の主務大臣の認可を受けたものとみなす。
（商工組合中央金庫法の一部改正）
第二十五條 商工組合中央金庫法（昭和十一年法律第十四号）の一部を次のように改正する。
第二十八條第一項第七号中「（商工債券ヲ除ク）を削り、同項第八号を次のように改める。
八 所属団体又ハ其ノ構成員ニ対シ証券取引法（昭和二十三年法律第二十五号）第六十五條第二項各号ニ掲グル有価証券又ハ取引ニ付テ同項各号ニ定ムル行為（前号及同法第二條第八項第四号ニ掲グルモノヲ除ク）ヲ為スコト
第二十八條ノ四第一項第三号を次のように改める。

三 国債、地方債若ハ政府ガ元本ノ償還及利
息ノ支払ニ付保証ヲ為シタル社債其ノ他ノ
債券（以下「国債等」と謂フ）又ハ商工債券ノ
所有者ニ対シ当該国債等又ハ商工債券ヲ担
保トスル貸付ヲ為スコト
第二十八條ノ六第一項第二号を次のように改
める。

二 証券取引法第六十五條第二項各号ニ掲
グル有価証券又ハ取引ニ付テ同項各号ニ定ム
ル行為（前号ノ業務ニ該当スルモノヲ除ク）
ヲ為スコト
第二十八條ノ六第一項第三号を同項第四号と
し、同項第二号の次に次の一号を加える。
三 国債等ノ保護預リ又ハ貸付ヲ為スコト
第二十八條ノ六第二項中「前項第一号又ハ第
三号」を「前項第一号乃至第四号」に改める。
第二十九條第一項第一号中「取得ヲ為スコト」
を「取得及証券取引法第二條第十四項乃至第十
六項ニ規定スル取引ヲ為スコト」に改める。
（商工組合中央金庫法の一部改正に伴う経過措
置）
第二十六條 商工組合中央金庫がこの法律の施行
の際現に前条の規定による改正前の商工組合中
央金庫法第二十八條ノ六第二項の規定により業
務の内容及び方法を定めて主務大臣の認可を受
けている場合には、商工組合中央金庫は、この
法律の施行の際に当該業務の内容及び方法と同
一の業務の内容及び方法を定めて前条の規定に
よる改正後の商工組合中央金庫法第二十八條ノ
六第二項の主務大臣の認可を受けたものとみな
す。

（外国為替及び外国貿易管理法の一部改正）
第二十七條 外国為替及び外国貿易管理法（昭和
二十四年法律第二百二十八号）の一部を次のよ
うに改正する。
第六條第一項第十四号を次のように改める。
十四 「証券指数等先物契約」とは、証券取引
法（昭和二十三年法律第二十五号）第二條
第十四項に規定する有価証券指数等先物取

引、同条第十五項に規定する有価証券オプション取引（同項第二号に掲げる取引に係るものうち、政令で定めるものに限る。以下この号において同じ。）及び同条第十六項に規定する外国市場証券先物取引（同条第十四項に規定する有価証券指数等先物取引及び同条第十五項に規定する有価証券オプション取引に類する取引に限る。）に係る契約をいう。

第二十条第五号中「外貨証券の取得」の下に「（これらの者の一方の意思表示により、居住者による非居住者からの外貨証券の取得が行われる権利の当該一方の者による取得を含む。第二十二条第一項において同じ。）」を、「証券の取得」の下に「（これらの者の一方の意思表示により、非居住者による居住者からの証券の取得が行われる権利の当該一方の者による取得を含む。同項において同じ。）」を加え、同条中第十号を第十二号とし、第九号を第十一号とし、第八号を第十号とし、第七号の次に次の二号を加える。

八 居住者と非居住者との間の証券指数等先物契約に基づく債権の発生等に係る取引
九 居住者その他の居住者との間の証券指数等先物契約に基づく外国通貨をもつて支払を受けることができる債権の発生等に係る取引

第二十一条第一項第一号中「又は第四号」を「第四号又は第九号」に改め、「業として行う資本取引」の下に「及び本邦にある外国為替公認銀行がその媒介、取次ぎ又は代理を業として行う資本取引」を加える。

第二十二条第一項ただし書中「及び第三号」を「第三号及び第七号」に改め、「昭和二十三年法律第二十五号」を削り、同項第四号中「第九号」を「第十一号」に改め、同項第七号中「第二十号第八号」を「第二十号第十号」に改め、同号を同項第八号とし、同項第六号の次に次の一号を加える。

七 第二十条第八号に掲げる資本取引 居住者

第二十三条第一項中「及び同項第四号から第七号まで」を「並びに同項第四号から第六号まで及び第八号」に、「同項第七号」を「同号」に改める。

第二十四条第一項中「同条第十号」を「同条第十二号」に改める。

（相互銀行法の一部改正）
第二十八条 相互銀行法（昭和二十六年法律第九十九号）の一部を次のように改正する。

第二十三条第三項第二号中「有価証券の売買」の下に「有価証券指数等先物取引、有価証券オプション取引又は外国市場証券先物取引」を加え、同項第四号中「及び次条」を削り、同条第四項中「前項第四号」を「第三項第四号」に改め、同項を同条第五項とし、同条第三項の次に次の一項を加える。

4 前項第二号の「有価証券指数等先物取引」、「有価証券オプション取引」又は「外国市場証券先物取引」とは、それぞれ証券取引法（昭和二十三年法律第二十五号）第二十四条第四号から第十六項まで（定義）に規定する有価証券指数等先物取引、有価証券オプション取引又は外国市場証券先物取引をいう。

第二条の二中「国債等に係る引受け、募集又は売出しの取扱い、売買その他の業務（同条第三項）を「証券取引法第六十五条第二項各号（金融機関の証券業務の特例）に掲げる有価証券又は取引について、同項各号に定める行為を行う業務（前条第三項）に改める。

附則第六項中「国債等に係る」を削る。

（相互銀行法の一部改正に伴う経過措置）
第二十九条 この法律の施行の際現に前条の規定による改正前の相互銀行法附則第六項の規定により業務の内容及び方法を定めて大蔵大臣の認可を受けている相互銀行は、この法律の施行の際に当該業務の内容及び方法と同一の業務の内容及び方法を定めて前条の規定による改正後の

相互銀行法附則第六項の大蔵大臣の認可を受けたものとみなす。

（信用金庫法の一部改正）
第三十条 信用金庫法（昭和二十六年法律第二百三十八号）の一部を次のように改正する。

第五十三条第三項第二号中「有価証券の売買」の下に「有価証券指数等先物取引、有価証券オプション取引又は外国市場証券先物取引」を加え、同条第四項中「国債等に係る引受け、募集又は売出しの取扱い、売買その他の業務」を「証券取引法（昭和二十三年法律第二十五号）第六十五条第二項各号（金融機関の証券業務の特例）に掲げる有価証券又は取引について、同項各号に定める行為を行う業務」に改め、同条第七項中「国債等に係る」を削り、同条中第十一項を第十二項とし、第八項から第十項までを一項目づつ繰り下げ、第七項の次に次の一項を加える。

8 第三項第二号の「有価証券指数等先物取引」、「有価証券オプション取引」又は「外国市場証券先物取引」とは、それぞれ証券取引法（昭和二十三年法律第二十五号）第二十四条第四号から第十六項まで（定義）に規定する有価証券指数等先物取引、有価証券オプション取引又は外国市場証券先物取引をいう（次条第四項第二号において同じ。）。

第五十四条第四項第二号中「有価証券の売買」の下に「有価証券指数等先物取引、有価証券オプション取引又は外国市場証券先物取引」を加え、同条第五項中「国債等に係る引受け、募集又は売出しの取扱い、売買その他の業務」を「証券取引法第六十五条第二項各号（金融機関の証券業務の特例）に掲げる有価証券又は取引について、同項各号に定める行為を行う業務」に改め、同条第七項中「国債等に係る」を削り、同条第八項中「前条第八項から第十一項まで」を「前条第九項から第十二項まで」に、「同条第八項中」を「同条第九項中」に、「同条第十一項中」を「同条第十二項中」に改める。

（信用金庫法の一部改正に伴う経過措置）
第三十一条 この法律の施行の際現に前条の規定による改正前の信用金庫法第五十三条第七項の規定により業務の内容及び方法を定めて大蔵大臣の認可を受けている信用金庫は、この法律の施行の際に当該業務の内容及び方法と同一の業務の内容及び方法を定めて前条の規定による改正後の信用金庫法第五十三条第七項の大蔵大臣の認可を受けたものとみなす。

2 この法律の施行の際現に前条の規定による改正前の信用金庫法第五十四条第七項の規定により業務の内容及び方法を定めて大蔵大臣の認可を受けている信用金庫連合会は、この法律の施行の際に当該業務の内容及び方法と同一の業務の内容及び方法を定めて前条の規定による改正後の信用金庫法第五十四条第七項の大蔵大臣の認可を受けたものとみなす。

（長期信用銀行法の一部改正）
第三十二条 長期信用銀行法（昭和二十七年法律第八十七号）の一部を次のように改正する。

第六條第三項第一号中「限る。」の下に「又は有価証券指数等先物取引、有価証券オプション取引若しくは外国市場証券先物取引（投資の目的をもつてするもの又は顧客の書面による注文を受けてその計算においてするものに限る。）」を加え、同項第三号を次のように改める。

三 証券取引法（昭和二十三年法律第二十五号）第六十五条第二項各号（金融機関の証券業務の特例）に掲げる有価証券又は取引について、同項各号に定める行為を行う業務（第一項第一号及び第一号に掲げる業務に該当するものを除く。）

4 前項第一号の「有価証券指数等先物取引」、「有価証券オプション取引」又は「外国市場証券先物取引」とは、それぞれ証券取引法第二十四条第四号から第十六項まで（定義）に規定する有価証券指数等先物取引、有価証券オプション取引又は外国市場証券先物取引をいう。

（外国為替銀行法の一部改正）

第三十三條 外國為替銀行法（昭和二十九年法律第六十七號）の一部を次のように改正する。

第六條第四項第一号中「有価証券の売買」の下に「有価証券指数等先物取引、有価証券オプション取引又は外国市場証券先物取引」を加え、同項第三号中「及び次条」を削り、同条第五項中「前項第三号」を「第四項第三号」に改め、同項を同条第六項とし、同条第四項の次に次の一項を加える。

5 前項第一号の「有価証券指数等先物取引」、「有価証券オプション取引」又は「外国市場証券先物取引」とは、それぞれ証券取引法（昭和二十三年法律第二十五号）第二条第十四項から第十六項まで（定義）に規定する有価証券指数等先物取引、有価証券オプション取引又は外国市場証券先物取引をいう。

第七條中「国債等に係る引受け、募集又は売出しの取扱ひ、売買その他の業務（同条第四項）を証券取引法第六十五條第二項各号（金融機関の証券業務の特例）に掲げる有価証券又は取引について、同項各号に定める行為を行う業務（前条第四項）に改める。

附則第四項中「国債等に係る」を削る。
（外国為替銀行法の一部改正に伴う経過措置）
第三十四條 この法律の施行の際現に前条の規定による改正前の外国為替銀行法附則第四項の規定により業務の内容及び方法を定めて大蔵大臣の認可を受けている外国為替銀行は、この法律の施行の際に当該業務の内容及び方法と同一の業務の内容及び方法を定めて前条の規定による改正後の外国為替銀行法附則第四項の大蔵大臣の認可を受けたものとみなす。

（出資の受入れ、預り金及び金利等の取締りに関する法律の一部改正）
第三十五條 出資の受入れ、預り金及び金利等の取締りに関する法律（昭和二十九年法律第九十五号）の一部を次のように改正する。

第二条第三項中「貸付」を「貸付け」に、「第二条第十三項」を「第二条第十七項」に、「且つ」を

「かつ」に改める。
（所得税法の一部改正）

第三十六條 所得税法（昭和四十年法律第三十三号）の一部を次のように改正する。
第九條第一項第十一号ロ中「第七條の二（第一項）国債証券等に係る先物取引の取引資格」に規定する先物取引を「第二条第十三項（有価証券先物取引）に規定する有価証券先物取引」に改め、同条第二項第三号中「先物取引、売却又は」を「有価証券先物取引又は有価証券の売却若しくは」に改める。

（勤労者財産形成促進法の一部改正）
第三十七條 勤労者財産形成促進法（昭和四十六年法律第九十二号）の一部を次のように改正する。
第六條の二第一項中「証券投資信託法第二条第三項」を「証券投資信託法第二条第四項」に改める。

（社債発行限度暫定措置法の一部改正）
第三十八條 社債発行限度暫定措置法（昭和五十二年法律第四十九号）の一部を次のように改正する。
第二条を次のように改める。
第二条 前條

（銀行法の一部改正）
第三十九條 銀行法（昭和五十六年法律第五十九号）の一部を次のように改正する。
第十條第二項第二号中「有価証券の売買」の下に「有価証券指数等先物取引、有価証券オプション取引又は外国市場証券先物取引」を加え、同項第四号中「及び次条」を削り、同条第三項中「前項第四号」を「第二項第四号」に改め、同項を同条第四項とし、同条第二項の次に次の一項を加える。

3 前項第二号の「有価証券指数等先物取引」、「有価証券オプション取引」又は「外国市場証券先物取引」とは、それぞれ証券取引法（昭和二十三年法律第二十五号）第二条第十四項から第十六項まで（定義）に規定する有価証券指

数等先物取引、有価証券オプション取引又は外国市場証券先物取引をいう。

（銀行法の一部改正に伴う経過措置）
第四十條 この法律の施行の際現に前条の規定による改正前の銀行法附則第五條第一項の規定により業務の内容及び方法を定めて大蔵大臣の認可を受けている銀行は、この法律の施行の際に当該業務の内容及び方法を定めて前条の規定による改正後の銀行法附則第五條第一項の大蔵大臣の認可を受けたものとみなす。

（大蔵省設置法の一部改正）
第四十一條 大蔵省設置法（昭和二十四年法律第四十四号）の一部を次のように改正する。
第四條第八十一号及び第五條第四十七号中「又は」を「」に関する届出書又は発行登録書等、有価証券の」に改める。

（罰則に関する経過措置）
第四十二條 施行日前にした行為及びこの附則の規定によりなお従前の例によることとされる事項に係る施行日以後にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

（その他の経過措置の政令への委任）
第四十三條 この附則に規定するもののほか、この法律の施行に伴い必要な経過措置は、政令で定める。

金融先物取引法案
金融先物取引法
目次
第一章 総則（第一条—第二条）

第二章 金融先物取引所
第一節 総則（第三条—第九條）
第二節 設立（第十條—第十七條）
第三節 会員（第十八條—第二十八條）
第四節 機関（第二十九條—第三十四條）
第五節 金融先物取引（第三十五條—第四十六條）
第六節 金融先物取引の受託（第四十七條—第四十八條）
第七節 解散（第四十九條—第五十一條）
第八節 監督（第五十二條—第五十五條）
第三章 金融先物取引業
第一節 許可等（第五十六條—第六十五條）
第二節 業務（第六十六條—第七十四條）
第三節 監督（第七十五條—第八十四條）
第四節 金融先物取引業協会（第八十五條—第九十條）
第四章 雑則（第九十一條—第九十三條）
第五章 罰則（第九十四條—第一百五條）
附則
第一章 総則
（目的）
第一条 この法律は、国民経済の適切な運営及び金融先物取引等の委託者の保護に資するため、金融先物取引所の制度を整備するとともに、金融先物取引業を営む者の業務の適正な運営を確保することにより、金融先物取引及び金融先物取引等の受託等を公正かつ円滑にすることを目的とする。

（定義）
第二条 この法律において「通貨等」とは、次に掲げるものをいう。
一 通貨
二 有価証券、預金契約に基づく債権その他の政令で定めるもの（証券取引法（昭和二十三年法律第二十五号）第二条第一項に規定する有価証券を除く。）
2 この法律において「通貨等」には、金融先物取引所が、前項第二号に掲げるものについて、金

金融先物取引を円滑化するため設定した利率、償還期限その他の条件を標準化した標準物を含むものとする。

3 この法律において「金融指標」とは、通貨の価格若しくは第一項第二号に掲げるものの価格若しくは利率又はこれらに基づいて算出した数値で、金融先物取引所の定めるものをいう。

4 この法律において「金融先物取引」とは、金融先物取引所の定める基準及び方法に従い、金融先物市場において行われる次に掲げる取引をいう。

一 当事者が将来の一定の時期において通貨等及びその対価の授受を約する売買取引であつて、当該売買の目的となつてゐる通貨等の転売又は買戻しをしたときは差金の授受によつて決済することができる取引

二 当事者があらかじめ金融指標の数値として約定する数値（以下「約定数値」という。）と将来の一定の時期における現実の当該金融指標の数値の差に基づいて算出される金銭の授受を約する取引

三 当事者の一方の意思表示により当事者間において次に掲げる取引を成立させることができる権利（以下「金融オプション」という。）を相手方が当事者の一方に付与し、当事者の一方がこれに対して対価を支払うことを約する取引

イ 第一号に掲げる取引
ロ 前号に掲げる取引（これに準ずる取引で金融先物取引所の定めるものを含む。）
ハ 通貨等の売買取引（イに掲げる取引に該当するものを除く。）

5 この法律において「金融先物取引所」とは、金融先物取引を行うために必要な市場を開設することを目的としてこの法律に基づいて設立された者をいう。

6 この法律において「金融先物市場」とは、金融先物取引のために金融先物取引所の開設する市場をいう。

7 この法律において「金融先物取引等」とは、金融先物取引又は金融先物市場に類似する外国に所在する市場（以下「海外金融先物市場」という。）において行われる金融先物取引と類似の取引をいう。

8 この法律において「金融先物取引業」とは、業として金融先物取引等の委託を受け、又はその委託の媒介、取次ぎ若しくは代理を引き受けること（以下「金融先物取引等の受託等」という。）をいう。

9 この法律において「金融先物取引業者」とは、第五十六条の許可を受けて金融先物取引業を営む法人をいう。

第一章 金融先物取引所

第一節 総則

第三条 金融先物取引所は、法人とする。

2 金融先物取引所は、会員組織とする。

（名称）
第四条 金融先物取引所は、その名称中に金融先物取引所という文字を用いなければならない。

2 金融先物取引所でない者は、その名称中に金融先物取引所であると誤認されるおそれのある文字を用いてはならない。

（業務の制限）
第五条 金融先物取引所は、営利の目的をもつて業務を営んではならない。

2 金融先物取引所は、その目的を達成するために直接必要な業務以外の業務を営んではならない。

（金融先物市場類似施設の開設の禁止）
第六条 何人も、金融先物市場に類似する施設を開設してはならない。

2 何人も、前項の施設において金融先物取引と類似の取引をしてはならない。

（相場による差金の授受等の禁止）
第七条 何人も、金融先物市場によらないで、金融先物市場における相場により、差金の授受を目的とする行為及び次に掲げる取引と類似の取引をしてはならない。

引をしてはならない。
一 第二条第四項第二号に掲げる取引
二 第二条第四項第三号に掲げる取引に係る同号に掲げる取引

（登記）
第八条 金融先物取引所は、政令で定めるところにより、登記しなければならない。

2 前項の規定により登記を必要とする事項は、登記の後でなければ、第三者に対抗することができない。

（民法等の準用）

第九条 民法（明治二十九年法律第八十九号）第三十八條第一項、第四十四條、第五十條、第五十一條、第五十四條、第五十五條、第五十七條、第六十條から第六十四條まで並びに第六十五條第二項及び第三項、商法（明治三十二年法律第四十八號）第二百四十三條、第二百四十四條、第二百四十七條から第二百四十九條まで、第二百五十一條及び第二百五十二條並びに非訟事件手続法（明治三十一年法律第十四號）第三十五條第一項の規定は、金融先物取引所について準用する。この場合において、民法第四十四條、第五十四條、第五十五條、第五十七條、第六十條、第六十一條及び第六十三條中「理事」とあるのは「理事長及び理事」と、商法第二百四十三條中「第二百三十一條」とあるのは「金融先物取引法第九條において準用する民法第六十二條」と、非訟事件手続法第三十五條第一項中「仮理事又は特別代理人」とあるのは「特別代理人」と読み替へるものとする。

（発起人）

第十条 金融先物取引所を設立するには、その会員にならうとする者十人以上が発起人とならなければならない。

（定款）

第十一条 発起人は、金融先物取引所の定款を作成し、これに次の事項を記載して署名しなければならない。

一 目的
二 名称
三 事務所所在地及び金融先物市場を開設する地

四 基本金及び出資に関する事項
五 会員の資格、加入及び脱退に関する事項
六 会員信託金に関する事項
七 経費及び損失の負担に関する事項
八 役員に関する事項
九 会議に関する事項
十 業務の執行に関する事項
十一 金融先物取引の種類に関する事項
十二 金融先物取引の清算に関する事項
十三 会計に関する事項
十四 公告の方法

（創立総会）

第十二条 発起人は、定款を作成した後、会員にならうとする者を募り、会議開催日の二週間前までにこれを会議の日時及び場所とともに公告して、創立総会を開かなければならない。

2 発起人及び会員にならうとする者は、創立総会の開会までに、出資の全額を払い込まなければならない。

3 発起人及び会員にならうとする者で第四十条第二項の規定により損失を負担するものは、創立総会の開会までに、書面によりその旨を明らかにしなければならない。

4 定款の承認その他設立に必要な事項の決定は、創立総会の議決によらなければならない。

5 創立総会では、定款を修正することができ、ただし、会員の資格に関する事項はこの限りでない。

6 創立総会の議事は、会員の資格を有する者であつてその開会までに全額の出資の払込みをしたものの半数以上で、かつ、その払い込んだ出資の合計額が払込出資総額の二分の一以上になるものが出席し、その議決権の三分の二以上で決する。

7 第二十一条並びに商法第二百四十三條、第二

百四十四條、第二百四十七條から第二百四十九條まで、第二百五十一條及び第二百五十二條の規定は、創立總會について準用する。この場合において、同法第二百四十三條中「第二百三十二條」とあるのは、「金融先物取引法第十二條第一項」と読み替へるものとする。

(設立の免許の申請)
第十三條 発起人は、創立總會の終了後遅滞なく、次に掲げる事項を記載した免許申請書を大蔵大臣に提出して設立の免許を申請しなければならない。

一 名称
二 事務所及び開設する金融先物市場の所在の場所
三 役員の氏名及び住所
四 会員の商号又は名称

2 前項の免許申請書には、定款、業務規程、受託契約準則その他大蔵省令で定める書類を添付しなければならない。

(設立の免許)
第十四條 大蔵大臣は、前条第一項の免許の申請があつた場合において、次に掲げる基準に適合していると認めるときは、設立の免許をしなければならない。

一 定款、業務規程及び受託契約準則の規定が法令に適合し、金融先物取引の公正を確保し、及び委託者を保護するために十分であること。
二 当該申請に係る金融先物取引所がこの法律の規定に適合するように組織されるものであること。

三 金融先物取引を公正かつ円滑にするために十分な取引量及び会員数が見込まれることその他経済金融の状況に照らして当該金融先物取引所を設立することが公益又は委託者の保護のため必要かつ適当であること。

(理事長への事務の引継ぎ)
第十五條 前条の免許があつたときは、発起人は、遅滞なくその事務を理事長に引き継がなければならない。

ればならない。

(成立)
第十六條 金融先物取引所は、その主たる事務所所在地において設立の登記をすることによつて成立する。

(定款等の変更の認可等)
第十七條 定款、業務規程又は受託契約準則の変更は、大蔵大臣の認可を受けなければ、その効力を生じない。

2 金融先物取引所は、第十三條第一項第二号から第四号までに掲げる事項について変更があつたときは、遅滞なく、その旨を大蔵大臣に届け出なければならない。

第三節 会員
(会員の資格)
第十八條 金融先物取引所は、会員の資格を定める場合には、その金融先物市場における金融先物取引が公正かつ円滑に行われることを確保するため、その定款をもつて、取引量の見込み、財産的基礎、人的構成その他の会員の資格に関する要件を定めなければならない。

(会員の欠格事由)
第十九條 次の各号のいずれかに該当する者は、会員となることができない。

一 法人でない者
二 第七十九條第一項の規定により第五十六條の許可を取り消され、その取消しの日から五年を経過しない法人又はこの法律に相当する外国の法令の規定により当該外国において受けている同種の許可(当該許可に類する登録その他の行政処分を含む。第五号へにおいて「許可等」という。)を取り消され、その取消しの日から五年を経過しない法人

三 この法律又はこれに相当する外国の法令の規定により罰金の刑(これに相当する外国の法令による刑を含む。)に処せられ、その刑の執行を終り、又はその刑の執行を受けることがなくなつた日から五年を経過しない法人

四 第五十四條第一項の規定又はこれに相当する外国の法令の規定による命令(これに相当する外国の法令による命令を含む。次号リにおいて同じ。)により除名され、その除名の日から五年を経過しない法人

る外国の法令の規定による命令(これに相当する外国の法令によるその他の行政処分を含む。次号リにおいて同じ。)により除名され、その除名の日から五年を経過しない法人

五 役員又は法令で定める使用人のうちに次のいずれかに該当する者のある法人
イ 禁治産者若しくは準禁治産者又は外国の法令上これらと同様に扱われている者
ロ 破産者で復権を得ないもの又は外国の法令上これと同様に扱われている者
ハ 禁錮以上の刑(これに相当する外国の法令による刑を含む。)に処せられ、その刑の執行を終り、又はその刑の執行を受けることがなくなつた日から五年を経過しない者

ニ この法律又はこれに相当する外国の法令の規定により罰金の刑(これに相当する外国の法令による刑を含む。)に処せられ、その刑の執行を終り、又はその刑の執行を受けることがなくなつた日から五年を経過しない者

ホ 金融先物取引業者が第七十九條第一項の規定により第五十六條の許可を取り消された場合において、その取消しの日前三十日以内に当該金融先物取引業者の役員であつた者で当該取消しの日から五年を経過しないもの

ヘ この法律に相当する外国の法令の規定により当該外国において受けている第五十六條の許可と同種の許可等を取り消され、その取消しの日から五年を経過しない者(当該許可等を取り消された者が法人である場合においては、当該取消しの日前三十日以内に当該法人の役員であつた者で当該取消しの日から五年を経過しないものを含む。)

ト 第五十三條第三項、第五十四條第二項若しくは第七十九條第三項の規定又はこれらに相当する外国の法令の規定による命令(これに相当する外国の法令による命令を含む。)

の行政処分を含む。)により解任され、その解任の日から五年を経過しない者

チ 金融先物取引所の会員が第五十四條第一項の規定による命令により除名された場合において、その除名の日前三十日以内に当該会員の役員であつた者で当該除名の日から五年を経過しないもの

リ 第五十四條第一項の規定に相当する外国の法令の規定による命令により除名され、その除名の日から五年を経過しない者(当該除名された者が法人である場合においては、当該除名の日前三十日以内に当該法人の役員であつた者で当該除名の日から五年を経過しないものを含む。)

(出資及び責任)
第二十條 会員は、定款の定めるところにより、出資しなければならない。

2 会員の出資額は、均一でなければならない。
3 前項の規定にかかわらず、第四十條第二項の規定により金融先物取引所の損失を負担すべき会員の出資額については、定款の定めるところにより、他の会員の出資額を上回ることができ

る。
4 出資は、金銭をもつて、その全額を払い込むものとする。
5 会員の金融先物取引所に対する責任は、定款の定める経費の負担及び第四十條第二項の規定による損失の負担のほか、その出資額を限度とする。

6 会員は、出資の払込みについて、相殺をもつて金融先物取引所に対抗することができない。
(会員の議決権)
第二十一條 会員は、出資額にかかわらず、各々一個の決権を有する。ただし、前条第三項の規定により他の会員の出資額を上回る出資をしている会員がある場合における第四十條第二項の規定による損失の負担に關連する事項の議決については、定款で別段の定めをすることができ

(持分の譲渡)

第二十二條 會員の持分の譲渡は、脱退しようとする場合においてその全部を會員以外の者に譲渡するときに限り、定款の定めるところにより、金融先物取引所の承認を受けて行ふことができる。

(任意脱退)

第二十三條 會員は、定款の定めるところにより、金融先物取引所の承認を受けて脱退することができる。

(法定脱退)

第二十四條 前条に規定する場合のほか、會員は、次の事由によつて脱退する。
一 第十九条各号のいずれかに該当することとなつたこと。

二 解散

三 除名

(持分の払戻し)

第二十五條 會員が脱退したときは、第二十二條の規定により持分の全部を譲渡した場合を除き、金融先物取引所は、定款の定めるところにより、その持分を払い戻さなければならない。
(残務の結了)

第二十六條 會員が脱退した場合においては、金融先物取引所は、定款の定めるところにより、本人若しくはその一般承継人又は他の會員をして、その金融先物市場において行つた金融先物取引を結了させなければならない。この場合においては、本人又はその一般承継人は、その金融先物取引の結了の目的の範囲内において、なお會員とみなす。

2 前項の規定により金融先物取引所が他の會員をしてその金融先物取引を結了させるときは、本人又はその一般承継人と当該他の會員との間に、委任契約が成立していたものとみなす。
(會員信託金)
第二十七條 會員は、定款の定めるところにより、金融先物取引所に対し、會員信託金を預託しなければならない。

2 會員信託金は、有価証券(国債証券その他大蔵省令で定める有価証券をいう。)をもつて充てることができる。

3 前項の有価証券の充当価格は、金融先物取引所が大蔵大臣の承認を受けて定めるところにより算出した額を超えてはならない。

4 會員に対して金融先物取引を委託した者は、その委託により生じた債権に關し、当該會員の會員信託金について、他の債権者に先立つて弁済を受ける権利を有する。

5 金融先物取引所は、第四十条第一項の規定により、會員に代わつて債務を履行し、又は引き受けたことにより取得した債権と当該會員に対する會員信託金に係る債務を相殺してはならない。

6 金融先物取引所は、国債の保有その他大蔵省令で定める方法によるほか、會員信託金として預託を受けたものを運用してはならない。
(會員に対する制裁)

第二十八條 金融先物取引所は、その定款において、この法律若しくはこの法律に基づく命令若しくはこれらに基づく処分又は当該金融先物取引所の定款、業務規程、受託契約準則その他の規則に違反した會員に対し、過怠金を課し、その者の金融先物取引を停止若しくは制限し、又はその者を除名する旨を定めなければならない。

第四節 機関

(役員)

第二十九條 金融先物取引所に、役員として、理事長一人、理事二人以上及び監事二人以上を置く。

(役員を選任)

第三十條 理事(第三項の規定により選任される理事を除く。以下この項において同じ。)及び監事は、定款の定めるところにより、會員が選挙し、理事長は、定款の定めるところにより、理事長が選挙する。

2 理事長の選任及び解任は、大蔵大臣の認可を受けなければならない。

3 理事長は、定款に特別の定めがある場合には、理事の過半数の同意を得て、定款で定める数の理事を選任する。

4 第十九条第五号イからリまでのいずれかに該当する者は、役員になることができない。

(役員の仕事)

第三十一條 理事長は、金融先物取引所を代表し、その業務を総理する。

2 理事は、定款の定めるところにより、金融先物取引所を代表し、理事長を補佐して金融先物取引所の業務を掌理し、理事長に事故があるときはその職務を代理し、理事長が欠員のときはその職務を行う。

(役員の仕事)

第三十二條 役員が第十九条第五号イからリまでのいずれかに該当することとなつたときは、その職を失う。

(仮理事及び仮監事)

第三十三條 大蔵大臣は、理事又は監事の職務を行ふ者のない場合において、必要があると認めるときは、仮理事又は仮監事を選任することができる。

(秘密保持義務)

第三十四條 金融先物取引所の役員若しくは職員又はこれらの職にあつた者は、その職務に關して知り得た秘密を漏らしてはならない。

第五節 金融先物取引

(取引資格)
第三十五條 金融先物取引は、当該金融先物取引所の會員でなければ行ふことができない。

(業務規程の記載事項)
第三十六條 金融先物取引所の業務規程には、次に掲げる事項を記載しなければならない。

一 金融先物取引の対象とする通貨等若しくは金融オプション又は金融先物取引に係る金融指標(以下この節及び第五十三条において「取引対象通貨等」という。)

二 金融先物取引の期限
三 立会の開閉
四 立会の停止
五 金融先物取引の契約の締結及びその制限に關する事項
六 決済の方法
七 前各号に掲げる事項のほか、金融先物取引に關し必要な事項

(取引証拠金)
第三十七條 金融先物取引所は、定款の定めるところにより、會員から、金融先物取引について、取引証拠金を預託させることができる。

2 前項の取引証拠金は、第二十七條第二項に規定する有価証券その他大蔵省令で定めるもの(次項及び第八十一條において「有価証券等」という。)をもつて充てることができる。

3 前項の規定による有価証券等の充当価格は、金融先物取引所が大蔵大臣の承認を受けて定めるところにより算出した額を超えてはならない。

(取引の開始の届出)

第三十八條 金融先物取引所は、取引対象通貨等の別に取引を行うことができることとなつた日後最初にその立会を行つたときは、遅滞なく、その旨を大蔵大臣に届け出なければならない。
(臨時の立会開閉等の届出)

第三十九條 金融先物取引所は、臨時に立会の全部若しくは一部を開閉し、又はその停止をし、若しくはその停止を解除したときは、遅滞なく、その旨を大蔵大臣に届け出なければならない。

(金融先物取引所による債務の履行等)
第四十條 金融先物取引所は、金融先物取引を円滑にするため、定款の定めるところにより、會員に代わつて当該會員の金融先物取引に基づく債権又は債務について、当該債権を行使し、若しくは取得し、又は当該債務を履行し、若しくは引き受けることができる。

2 金融先物取引所は、前項の規定による債務の

履行又は引受けにより損失が生じた場合において、定款の定めるところにより、一部の会員に当該損失の全部又は一部を負担させることができる。

(債務不履行による損害賠償)

第四十一条 会員が金融先物取引に基づく債務の不履行により他の会員又は金融先物取引所に損害を与えたときは、その損害を受けた会員又は金融先物取引所は、その損害を与えた会員の会員信託金及び取引証拠金について、他の債権者に先立つて弁済を受ける権利を有する。

2 第二十七条第四項の規定による金融先物取引の委託者が優先弁済を受ける権利は、前項の規定にかかわらず、同項の会員信託金についての会員又は金融先物取引所の権利に対して優先する。

(総取引高及び成立した対価の額の揭示と相場表の公表)

第四十二条 金融先物取引所は、金融先物取引について、その取引対象通貨等の期限別に毎日の総取引高及び成立した対価の額又は約定数値を当該金融先物市場に掲示しなければならない。

2 金融先物取引所は、金融先物取引所について、その取引対象通貨等の期限別に毎日の最高、最低及び最終の成立した対価の額又は約定数値を表示する相場表を毎日公表しなければならない。

(相場及び取引高報告書の提出等)

第四十三条 金融先物取引所は、大蔵省令で定めるところにより、毎日及び毎月の当該金融先物取引所の開設する金融先物市場における相場及び取引高報告書で大蔵大臣に提出しなければならない。

2 金融先物取引所は、当該金融先物取引所の開設する金融先物市場における一の会員の自己の計算による金融先物取引であつて決済を終了していないものの件数が大蔵省令で定める件数を超えることとなつた場合その他当該金融先物市場における金融先物取引の状況が大蔵省令で定める要件に該当することとなつた場合には、大

蔵省令で定めるところにより、遅滞なく、その旨を大蔵大臣に報告しなければならない。

(仮装取引等の禁止)

第四十四条 何人も、金融先物取引に関し、次に掲げる行為をしてはならない。

一 仮装の金融先物取引をすること。

二 自己のする金融先物取引の申込みと同時に期に、それと同一の対価の額又は約定数値において、当該金融先物取引を成立させることのできる申込みを他人がすることをあらかじめその者と通謀の上、当該自己のする金融先物取引の申込みをすること。

三 単独で又は他人と共同して、金融先物取引を誘引する目的をもつて、当該金融先物取引が繁盛であると誤解させるべき一連の金融先物取引又は当該金融先物取引の相場を変動させるべき一連の金融先物取引をすること。

四 前三号に掲げる行為の委託又は受託をすること。

五 金融先物取引を誘引する目的をもつて、当該金融先物取引の相場が自己又は他人の市場操作によつて変動するべき旨を流布すること。

(会員の取引の制限)

第四十五条 大蔵大臣は、金融先物市場において、過当な件数の取引が行われ若しくは行われようとするおそれがある場合において、金融先物市場における秩序を維持し、かつ、公益又は委託者の保護のため必要があると認めるときは、会員に対し、金融先物取引又はその受託を制限することができる。

(金融先物取引の停止の場合の残務の結)

第四十六条 第二十六条の規定は、会員の金融先物取引がこの法律又は金融先物取引所の定款の定めるところにより停止された場合について準用する。

第六節 金融先物取引の受託
(受託契約準則及びその記載事項)

第四十七条 会員は、金融先物取引の受託については、金融先物取引所の定める受託契約準則によらなければならない。

2 金融先物取引所は、その受託契約準則において、次に掲げる事項に関する細則を定めなければならない。

一 金融先物取引の受託の条件

二 決済の方法

三 委託手数料の料率及び徴収の方法

四 委託証拠金の料率及び預託の方法

五 前各号に掲げる事項のほか金融先物取引の受託に関し必要な事項

(委託証拠金の預託)

第四十八条 会員は、金融先物取引の受託について、委託者から金融先物取引所の定める委託証拠金の預託を受けなければならない。

2 金融先物取引所が金融先物取引の受託について受託契約準則で定める委託証拠金の料率は、取引の事情を考慮して大蔵大臣が定める料率を下回つてはならない。

3 第三十七条第二項及び第三項の規定は、第一項の委託証拠金について準用する。

第七節 解散

(解散の事由及び解散決議の認可)

第四十九条 金融先物取引所は、次の事由により解散する。

一 定款に定める事由の発生

二 総会の決議

三 会員の数が十人未満となつたこと。

四 破産

五 設立の免許の取消し

2 金融先物取引所の解散に関する総会の決議は、大蔵大臣の認可を受けなければ、その効力を生じない。

(残余財産の分配)

第五十条 残余財産は、定款又は総会の決議により別段の定めをする場合のほか、会員の出資額に応じて分配しなければならない。

(民法等の準用)

第五十一条 民法第六十九条、第七十条、第七十三条から第七十六条まで及び第七十八から第八十三条まで、商法第二百二十五条、第二百二十八条、第二百二十九条、第三百一一条、第四百九条及び第四百二十七条並びに非訟事件手続法第三十五条第二項、第三十六条、第三十七條ノ二、第三百三十五條ノ二十五第二項及び第三項、第三百三十六条、第三百三十七條並びに第三百三十八條の規定は、金融先物取引所の解散の場合について準用する。この場合において、民法第七十条及び第七十四条中「理事」とあるのは、「理事長及び理事」に読み替へるものとする。

2 民法第四十四条、第五十四条、第五十七条、第六十条及び第六十一条の規定は、金融先物取引所の清算人について準用する。

第八節 監督

(立入検査等)

第五十二条 大蔵大臣は、公益又は委託者の保護のため必要があると認めるときは、金融先物取引所若しくはその会員に対し、その業務若しくは財産に関し報告若しくは資料の提出を命じ、又は当該職員に、金融先物取引所の事務所若しくはその会員の営業所若しくは事務所若しくは帳簿書類その他の物件を検査させ、若しくは関係者に質問させることができる。

2 前項の規定により立入検査又は質問をする職員は、その身分を示す証明書を携帯し、関係者の請求があつたときは、これを提示しなければならない。

3 第一項の規定による立入検査又は質問の権限は、犯罪捜査のために認められたものと解してはならない。

(金融先物取引所等に対する監督上の処分)

第五十三条 大蔵大臣は、金融先物取引所が次の各号のいずれかに該当する場合において、公益又は委託者の保護のため必要かつ適当であると認めるときは、当該金融先物取引所に対し、当該各号に定める処分をすることができる。

第五部 大蔵委員会会議録第八号 昭和六十三年三月三十日【参議院】

一 この法律若しくはこの法律に基づく命令若

しくはこれらに基づく処分（以下この条及び次条において「この法律等」という。若しくは定款に違反したとき、又は会員がこの法律等若しくは当該金融先物取引所の定款、業務規程若しくは受託契約準則（以下この号において「定款等」という。）に違反した場合において、当該会員に対しこの法律等若しくは当該定款等を遵守させるために当該金融先物取引所がこの法律等若しくは当該定款により認められた権能の行使その他必要な措置をすることとを意つたとき。設立の免許を取り消し、又は一年以内の期間を定めてその業務の全部若しくは一部の停止を命ずること。

二 正当な理由がないのに、金融先物市場を開設することができることとなつた日から、取引以内に金融先物市場を開設しないとき、取引対象通貨等について金融先物取引を行うことがでることとなつた日から三月以内に金融先物取引を開始しないとき、又は引き続き三月以上取引対象通貨等の全部若しくは一部について金融先物取引を停止したとき、設立の免許若しくは定款若しくは業務規程の変更の認可を取り消し、又は定款若しくは業務規程の変更を命ずること。

三 金融先物取引所の行為又はその開設する金融先物市場における金融先物取引の状況が公益又は委託者の保護のため有害であると認めるとき。三月以内の期間を定めてその業務の全部又は一部の停止を命ずること。

大蔵大臣は、前項の規定による処分をしようとするときは、あらかじめ、大蔵省令で定めるところにより、当該金融先物取引所にその処分の事由を通知し、弁明及び証拠の提出の機会を与えなければならない。

大蔵大臣は、不正の手段により役員となつた者のあることを発見したとき、又は役員がこの法律等若しくは定款に違反したときは、金融先物取引所に対し理由を示し当該役員の解任を命

ずることができる。

大蔵大臣は、前項の規定による処分をしようとするときは、あらかじめ、大蔵省令で定めるところにより、当該役員にその処分の事由を通知し、弁明及び証拠の提出の機会を与えなければならぬ。

第五十四条 大蔵大臣は、會員がこの法律等に違反したときは、金融先物取引所に対し当該會員を除名し、又は六月以内の期間を定めて当該會員の金融先物取引を停止することを命ずることができる。

大蔵大臣は、会員の役員がこの法律等に違反する行為をしたときは、当該会員に対し当該役員の解任を命ずることができる。

前条第四項の規定は、前二項の規定による処分をしようとする場合について準用する。
(定款等の変更命令)

第五十五条 大蔵大臣は、金融先物取引所に対し、当該金融先物取引所の定款、業務規程、受託契約準則その他の規則について、金融先物取引の公正を確保し又は委託者を保護するため必要と認める変更その他の処分を命ずることができらる。

第五十三條第二項の規定は、前項の規定による処分をしようとする場合について準用する。

第三章 金融先物取引業

第一節 許可等

を受けた法人（外国の法令に準拠して設立された法人については、国内に営業所又は事務所を有するものに限る。）でなければ、営むことがで

きない。

(許可の条件)

第五十七条 大蔵大臣は、前条の許可に条件を付

し、及びこれを変更することができる。

前項の条件は、公益又は委託者の保護のために必要な最小限度のものでなければならぬ。

(許可の申請)

第五十八條 第五十六條の許可を受けようとする者は、次に掲げる事項を記載した許可申請書を大蔵大臣に提出しなければならない。

- 一 商号又は名称
- 二 営業所又は事務所の名称及び所在地
- 三 役員の氏名及び住所並びに政令で定める使

用人があるときは、その者の氏名及び住所
四 業務の種類及び方法
五 他に事業を行つてゐるときは、その事業の

種類

六 その他大蔵省令で定める事項

2 前項の許可申請書には、大蔵省令で定める書

類を添付しなければならない。
(許可の基準)

第五十九条 大蔵大臣は、前条の規定による許可

の申請があつたときは、その申請が次に掲げる基準に適合するかどうかを審査しなければならぬ。

一 許可申請者がその営もうとする業務を健全に遂行するに足る財産的基礎を有し、かつ、その者の当該業務の収支の見込みが良好

なものであること。

二 許可申請者が、その人的構成に照らして、その営もうとする業務を公正かつ的確に遂行

することができ、知識及び経験を有し、かつ、十分な社会的信用を有するものであること。

2 大蔵大臣は、前項の規定により審査した結果、その申請が同項の基準に適合していると認めるときは、許可申請者が第十九条各号のい

れに該当する場合を除き、第五十六条の許可をしなければならない。

(許可の有効期間)

第六十条 第五十六条の許可の有効期間は、許可の日から起算して三年とする。

(許可の有効期間の更新)

第六十一条 第五十六条の許可の有効期間（この項の規定による有効期間の更新を受けた場合に

おける当該有効期間の更新

有効期間を含む。以下同じ。の満了の後引き続き当該許可に係る金融先物取引業を営もうとする者は、大蔵省令で定めるところにより、大蔵大臣の行う有効期間の更新を受けなければならぬ。

第五十七條から第五十九條までの規定は、有効期間の更新について準用する。

第五十六條の許可の有効期間の満了の日まで

に有効期間の更新の申請があつた場合において、その申請について有効期間の更新の承認又は拒否の通知があるまでの間は、当該申請に係

る同条の許可は、同条の許可の有効期間の満了後も、なおその効力を有する。

4 前項の場合において、有効期間の更新が承認

されるときは、当該有効期間の更新に係る第五十六條の許可の有効期間は、従前のその許可の有効期間の満了する日の翌日から起算するもの

とする。

（業務の種類及び方法の変更の認可）

第六十二条 金融先物取引業者は、第五十八条第

一項第四号に掲げる事項を変更しようとするときは、大蔵大臣の認可を受けなければならない。

第六十三條 金融先物取引業者は、次に掲げる場合に該当することとなつたときは、その日から

二週間以内に、その旨を大蔵大臣に届け出なければならぬ。

一 第五十八条第一項第一号から第三号まで、

第五号又は第六号に掲げる事項に変更があつたとき。

二 第十九条第二号から第五号まで（同条第二

号においては、この法律に相当する外国の法令の規定に係る部分に限る。）のいずれかに該当することとなつたとき。

三 金融先物取引業を休止し、又は再開したとき。

四 その他大蔵省令で定める場合。

1. *Journal of the American Medical Association*, 1997; 277: 1039-1043.

（廃業の届出等）

第六十四条 金融先物取引業者が次の各号のいずれかに該当することとなつたときは、当該各号に定める者は、その日から三十日以内に、その旨を大蔵大臣に届け出なければならない。

- 一 合併により消滅したとき。その法人を代表する役員であつた者
- 二 破産により解散したとき。その破産管財人
- 三 合併及び破産以外の理由により解散したとき。その清算人
- 四 金融先物取引業者を廃止したとき。金融先物取引業者であつた法人を代表する役員

2 金融先物取引業者が前項各号のいずれかに該当することとなつたときは、当該金融先物取引業者の第五十六条の許可は、その効力を失う。

（登録免許税及び手数料）

第六十五条 第五十六条の許可を受けようとする者は、登録免許税法（昭和四十二年法律第三十五号）の定めるところにより登録免許税を、第六十一条第一項の有効期間の更新を受けようとする者は、実費を勘案して政令で定める額の手数料を、それぞれ納めなければならない。

第二節 業務

（標識の掲示）

第六十六条 金融先物取引業者は、営業所又は事務所ごとに、公衆の見やすい場所に、大蔵省令で定める様式の標識を掲示しなければならない。

2 金融先物取引業者以外の者は、前項の標識又はこれに類似する標識を掲示してはならない。

（名義貸しの禁止）

第六十七条 金融先物取引業者は、自己の名義をもつて、他人に金融先物取引業者を営ませてはならない。

（広告の規制）

第六十八条 金融先物取引業者は、その行う金融先物取引業に關して広告をするときは、金融先物取引等による利益の見込みその他大蔵省令で

定める事項について、著しく事実と相違する表示をし、又は著しく人を誤認させるような表示をしてはならない。

（契約締結前の書面の交付）

第六十九条 金融先物取引業者は、金融先物取引等の受託等と内容とする契約（以下この節及び第八十条において「受託契約」という。）を締結しようとするときは、大蔵省令で定めるところにより、あらかじめ、顧客（銀行その他の大蔵省令で定める者を除く。）に対し受託契約の概要を交付しなければならない。ただし、当該受託契約の締結前大蔵省令で定める期間内に当該顧客に当該書面を交付した場合には、この限りでない。

（契約締結時の書面の交付）

第七十条 金融先物取引業者は、受託契約を締結したときは、委託者（前条に規定する銀行その他の大蔵省令で定める者を除く。）に対し、直ちに、大蔵省令で定めるところにより、当該受託契約を締結した日時及び当該受託契約に係る金融先物取引等の種類、件数、対価の額その他の大蔵省令で定める事項を明らかにする書面を交付しなければならない。

（成立した取引に係る書面の交付）

第七十一条 金融先物取引業者は、受託契約に係る金融先物取引等が成立したときは、委託者に対し、遅滞なく、成立した金融先物取引等の対価の額若しくは約定数値及び件数並びにその成立の日時その他大蔵省令で定める事項についての内容を明らかにする書面を交付しなければならない。

（委託証拠金等の受領に係る書面の交付）

第七十二条 金融先物取引業者は、委託証拠金その他の保証金を受領したときは、委託者に対し、直ちに、大蔵省令で定めるところにより、その旨を記載した書面を交付しなければならない。

（のみ行為の禁止）

第七十三条 金融先物取引業者は、金融先物取引等の委託を受けたとき、又は金融先物取引等の委託の媒介、取次若しくは代理（以下この条及び次条において「取次等」という。）を引き受けたときは、金融先物市場若しくは海外金融先物市場において当該委託に係る申込みをせず、又は当該取次等をしない、自己がその相手方となつて取引を成立させてはならない。

（禁止行為）

第七十四条 金融先物取引業者は、次に掲げる行為をしてはならない。

- 一 顧客に対し、利益を生ずることが確実であると誤解させるべき断定的判断を提供して受託契約の締結を勧誘すること。
- 二 顧客に対し、損失の全部若しくは一部を負担することを約し、又は利益を保証して、受託契約の締結を勧誘すること。
- 三 件数、対価の額その他の大蔵省令で定める事項について、顧客の同意を得ないで定めることができることを内容とする受託契約を締結すること。
- 四 受託契約を締結しないで、金融先物取引等の申込み又は取次等をし、顧客を威迫することによりその追認を求めること。
- 五 受託契約に基づく金融先物取引等の申込み又は取次等をする、その他の当該受託契約に基づく債務の全部又は一部の履行を拒否し、又は不当に遅延させること。
- 六 受託契約に基づく委託者の計算に属する金銭、有価証券その他の財産又は委託証拠金その他の保証金を虚偽の相場を利用することその他の不正の手段により取得すること。
- 七 前各号に掲げるもののほか、金融先物取引等の受託等に関する行為であつて、委託者の保護に欠け、又は金融先物取引等の受託等の公正を害するものとして大蔵省令で定めるもの

（業務に關する帳簿書類）

第七十五条 金融先物取引業者は、大蔵省令で定めるところにより、その業務に關する帳簿書類を作成し、これを保存しなければならない。

（事業報告書の提出）

第七十六条 金融先物取引業者は、事業年度ごとに、大蔵省令で定める様式により、事業報告書を作成し、毎事業年度経過後三月以内に、これを大蔵大臣に提出しなければならない。

（立入検査等）

第七十七条 大蔵大臣は、公益又は委託者の保護のため必要があると認めるときは、金融先物取引業者に対し、その業務若しくは財産に關して報告若しくは資料の提出を命じ、又は当該職員に立入り、その業務若しくは財産の状況若しくは帳簿書類その他の物件を検査させ、若しくは関係者に質問させることができる。

2 大蔵大臣は、公益又は委託者の保護のため特に必要があると認めるときは、金融先物取引業者と取引する者に対し、当該金融先物取引業者の業務又は財産に關して報告又は資料の提出を命じることができる。

3 第五十二条第二項及び第三項の規定は、第一項の規定による立入検査又は質問について準用する。

（業務改善命令）

第七十八条 大蔵大臣は、金融先物取引業者の業務の運営又は財産の状況に關し、公益又は委託者の保護のため必要かつ適當であると認めるときは、その必要の限度において、当該金融先物取引業者に対し、業務の種類及び方法の変更その他の業務の運営又は財産の状況の改善に必要な措置をとるべきことを命ずることができる。

2 第五十三条第二項の規定は、前項の規定による処分をしようとする場合について準用する。

（許可の取消し等）

第七十九条 大蔵大臣は、金融先物取引業者が次の各号のいずれかに該当するときは、第五十六条の許可を取り消し、又は六月以内の期間を定

めてその業務の全部若しくは一部の停止を命ずることができる。

一 第十九条第二号から第五号まで（同条第二号については、この法律に相当する外国の法令の規定に係る部分に限る。）のいずれかに該当することとなつたとき。

二 不正の手段により第五十六条の許可又は第六十一条第一項の有効期間の更新を受けたとき。

三 この法律若しくはこの法律に基づく命令若しくはこれらに基づく処分又は第五十七条第一項に規定する許可に付した条件に違反したとき。

四 業務又は財産の状況に照らし、支払不能に陥るおそれがある場合において、委託者の損害の拡大を防止するためやむを得ないと認められるとき。

五 金融先物取引業に關し、不正又は著しく不当な行為をした場合において、その情状が特に重いと認められるとき。

2 第五十三条第二項の規定は、前項の規定による処分をしようとする場合について準用する。

3 大蔵大臣は、金融先物取引業者の役員が第十九条第五号イからリまでのいずれかに該当することとなつたとき、又は第一項第三号若しくは第五号に該当する行為をしたときは、当該金融先物取引業者に対して、当該役員を解任を命ずることができる。

4 第五十三条第四項の規定は、前項の規定による処分をしようとする場合について準用する。

（残務の結）
第八十条 金融先物取引業者が、次の各号のいずれかに該当することとなつたときは、当該金融先物取引業者であつた者又はその一般承継人は、当該金融先物取引業者が締結した受託契約に基づき取引を結了する目的の範囲内においては、なお金融先物取引業者とみなす。
一 第五十六条の許可の有効期間（第六十一条

第三項に規定する場合にあつては、同項の規定によりなお効力を有することとされる期間を含む。）が満了したとき。

二 第六十四条第二項の規定により第五十六条の許可が効力を失つたとき。

三 前条第一項の規定により第五十六条の許可が取り消されたとき。

（受託等に係る財産の管理）
第八十一条 金融先物取引業者は、金融先物取引等につき、委託者から預託を受けた金銭、有価証券等及び通貨等並びに委託者の計算に属する金銭及び通貨等の価額に相当する財産については、大蔵省令で定めるところにより、管理しなければならない。

（金融先物取引責任準備金）
第八十二条 金融先物取引業者は、大蔵省令で定めるところにより、金融先物取引責任準備金を積み立てなければならない。

2 前項の準備金は、金融先物取引等の受託等に關して生じた事故によりその委託者の受けた損失の補てんに充てる場合のほか、使用してはならない。ただし、大蔵大臣の承認を受けたときは、この限りでない。

（資産の国内保有）
第八十三条 大蔵大臣は、公益又は委託者の保護のため必要かつ適当であると認める場合には、金融先物取引業者に対し、その資産のうち政令で定める部分を国内において保有することを命ずることができる。

2 第五十三条第二項の規定は、前項の規定による処分をしようとする場合について準用する。

（外国法人に対する特例等）
第八十四条 金融先物取引業者が外国の法令に準拠して設立された法人である場合において、当該法人に対する第七十六条に規定する事業報告書の提出期限に關する特例、この法律の規定の適用に当たつての技術的調整その他当該法人に対するこの法律の規定の適用に關し必要な事項は、政令で定める。

第四節 金融先物取引業協会

（金融先物取引業協会）
第八十五条 金融先物取引業者は、委託者の保護を図るとともに、金融先物取引業の健全な発展に資することを目的として、金融先物取引業者を会員とし、その名称中に金融先物取引業協会という文字を用いる民法第三十四条の規定による法人を設立することができる。

2 前項に規定する法人（以下この節において「協会」という。）は、会員（以下この節において「協会員」という。）の名稱を公衆の縦覧に供しなければならない。

（名称の使用制限）
第八十六条 協会でない者は、その名称中に金融先物取引業協会であると誤認されるおそれのある文字を用いてはならない。

2 協会に加入していない者は、その名称中に金融先物取引業協会会員であると誤認されるおそれのある文字を用いてはならない。

（協会の業務）
第八十七条 協会は、その目的を達成するため、次に掲げる業務を行う。

一 金融先物取引業を営むに当たり、この法律その他の法令の規定を遵守させるための協会員に対する指導、勧告その他の業務

二 協会の営む金融先物取引業に關し、契約の内容の適正化その他委託者の保護を図るため必要な指導、勧告その他の業務

三 協会の営む金融先物取引業の業務に対する委託者等からの苦情の解決

四 委託者に対する広報その他協会の目的を達成するため必要な業務

（苦情の解決）
第八十八条 協会は、委託者等から協会の営む金融先物取引業の業務に關する苦情について解決の申出があつたときは、その相談に応じ、申出人に必要な助言をし、その苦情に係る事情を調査するとともに、当該協会員に対しその苦情の内容を通知してその迅速な処理を求めなければならない。

2 協会は、前項の申出に係る苦情の解決について必要があると認めるときは、当該協会員に対し、文書若しくは口頭による説明を求め、又は資料の提出を求めることができる。

3 協会員は、協会から前項の規定による求めがあつたときは、正当な理由がないのに、これを拒んではならない。

4 協会は、第一項の申出、当該苦情に係る事情及びその解決の結果について協会員に周知させなければならない。

（大蔵大臣に対する協力）
第八十九条 大蔵大臣は、この章の規定の円滑な実施を図るため、大蔵省令で定めるところにより、これらの規定に基づく資料の提出、届出その他必要な事項について、協会に協力させることができる。

（立入検査等）
第九十条 大蔵大臣は、この節の規定の施行に必要な限度において、協会に対し、その業務若しくは財産に關して報告若しくは資料の提出を命じ、又は当該職員に、協会の事務所に立ち入り、その業務若しくは財産の状況若しくは帳簿書類その他の物件を検査させ、若しくは関係者に質問させることができる。

2 第五十二条第二項及び第三項の規定は、前項の規定による立入検査又は質問について準用する。

第四章 雑則

（監督処分公告）
第九十一条 大蔵大臣は、第五十三条第一項若しくは第三項、第五十四条第一項若しくは第二項又は第七十九条第一項若しくは第三項の規定による処分をしたときは、大蔵省令で定めるところにより、その旨を公告しなければならない。

（権限の委任）
第九十二条 大蔵大臣は、政令で定めるところにより、この法律による権限の一部を財務局長又は財務支局長に行わせることができる。

(大蔵省令への委任)

第九十三條 この法律に定めるもののほか、この法律を実施するため必要な事項は、大蔵省令で定める。

第五章 罰則

第九十四條 次の各号のいずれかに該当する者は、三年以下の懲役若しくは三百万円以下の罰金に処し、又はこれを併科する。

一 金融先物取引等の受託等のため、偽計を用い、又は暴行若しくは脅迫をした者

二 第六條第一項又は第四十四條の規定に違反した者

三 第五十六條の許可を受けないで金融先物取引業を営んだ者

四 不正の手段により第五十六條の許可又は第六十一條第一項の規定による有効期間の更新を受けた者

五 第六十七條の規定に違反して、他人に金融先物取引業を営ませた者

第九十五條 次の各号のいずれかに該当する者は、一年以下の懲役若しくは百万円以下の罰金に処し、又はこれを併科する。

一 第五條第一項又は第六條第二項の規定に違反した者

二 第四十五條の規定による制限に違反した者

三 第五十三條第一項若しくは第三項、第五十四條第一項若しくは第二項、第五十五條第一項又は第七十九條第一項若しくは第三項の規定による命令に違反した者

四 第五十七條第一項(第六十一條第二項において準用する場合を含む。)の規定により付した条件に違反した者

五 第六十二條の認可を受けないで第五十八條第一項第四号に掲げる事項を変更した者

第九十六條 第七條の規定に違反した者は、一年以下の懲役若しくは百万円以下の罰金に処し、又はこれを併科する。ただし、刑法(明治四十年法律第四十五号)第百八十六條の規定の適用を妨げない。

第九十七條 次の各号のいずれかに該当する者は、六月以下の懲役若しくは五十万円以下の罰金に処し、又はこれを併科する。

一 第十三條第一項若しくは第二項又は第五十八條第一項若しくは第二項の免許申請書、許可申請書又は添付書類に虚偽の記載をして提出した者

二 金融先物市場の相場を偽って公示した者

三 第六十八條の規定に違反して、著しく事実と相違する表示をし、又は著しく人を誤認させるような表示をした者

四 第六十九條、第七十條、第七十一條又は第七十二條の規定に違反して、書面を交付せず、又はこれらの規定に規定する事項を記載しない書面若しくは虚偽の記載をした書面を交付した者

五 第七十三條の規定に違反した者

第九十八條 金融先物取引所の役員(仮理事及び仮監事を含む。)若しくは職員が、その職務に関して、わいろを受受し、又はその要求若しくは約束をしたときは、三年以下の懲役に処する。これによつて不正の行為をし、又は相当の行為をしなかつたときは、五年以下の懲役に処する。

二 前項の場合において、犯人が收受したわいろは、没収する。その全部又は一部を没収することとできないときは、その価額を追徴する。

第九十九條 前條第一項のわいろを供与し、又はその申込み若しくは約束をした者は、三年以下の懲役又は百万円以下の罰金に処する。

二 前項の罪を犯した者が自首したときは、その刑を減輕し、又は免除することができる。

第一百條 第三十四條の規定に違反した者は、一年以下の懲役又は五十万円以下の罰金に処する。

第一百一條 次の各号のいずれかに該当する者は、三十万円以下の罰金に処する。

一 第四條第二項の規定に違反して、その名称中に金融先物取引所であると誤認されるおそれのある文字を用いた者

二 第十七條第二項又は第六十三條の規定による届出をせず、又は虚偽の届出をした者

三 第二十七條第六項の規定に違反した者

四 第五十二條第一項、第七十七條第一項若しくは第二項又は第九十條第一項の規定による報告若しくは資料の提出をせず、又は虚偽の報告若しくは虚偽の資料の提出をした者

五 第五十二條第一項、第七十七條第一項又は第九十條第一項の規定による検査を拒み、妨げ、若しくは忌避し、又はこれらの規定による質問に対して答弁をせず、若しくは虚偽の答弁をした者

六 第六十六條第一項の規定に違反して、大蔵省令で定める様式の標識を掲示しなかつた者

七 第六十六條第二項の規定に違反して、同條第一項の規定による標識又はこれに類似する標識を掲示した者

八 第七十五條の規定による帳簿書類の作成若しくは保存をせず、又は虚偽の帳簿書類の作成をした者

九 第七十六條の規定による事業報告書を提出せず、又は虚偽の記載をした事業報告書を提出した者

十 第七十八條第一項の規定による命令に違反した者

十一 第八十六條第二項の規定に違反して、その名称中に金融先物取引業協会会員であると誤認されるおそれのある文字を書いた者

第一百二條 法人の代表者又は法人若しくは人の代理人、使用人その他の従業者が、その法人又は人の業務又は財産に関し、第九十四條から第九十七條まで又は前條の違反行為をしたときは、その行為者を罰するほか、その法人又は人に対して、各本條の罰金刑を科する。

第一百三條 次の各号のいずれかに該当する者は、五十万円以下の過料に処する。

一 第六十四條第一項の規定による届出をせず、又は虚偽の届出をした者

二 第八十二條の規定に違反して、金融先物取引責任準備金を積み立てず、又はこれを使用した者

三 第八十三條第一項の規定による命令に違反した者

第一百四條 次の各号のいずれかに該当する者は、三十万円以下の過料に処する。

一 第八條第一項の規定に基づく政令の規定による登記を怠り、又は虚偽の登記をした者

二 第九條において準用する民法第五十一條の規定に違反して、財産目録若しくは社員名簿を備え置かず、又はこれらに不正の記載をした者

三 金融先物取引所の会員の総会に対し不実の申立てをし、又は事実を隠した者

四 第三十八條又は第三十九條の規定に違反して、届出を怠つた者

五 第四十二條の規定に違反して、揭示し、又は公表することを怠つた者

六 第四十三條第一項の規定による報告書を提出せず、又は虚偽の記載をした報告書を提出した者

七 第四十三條第二項の規定による報告をせず、又は虚偽の報告をした者

八 第五十一條において準用する民法第七十條第二項又は第八十一條第一項の規定に違反して、破産宣告の請求をすることを怠つた者

九 第五十一條において準用する民法第七十九條第一項若しくは第二項又は第八十一條第一項の規定に違反して、公告することを怠り、又は不正の公告をした者

十 第五十一條において準用する商法第三百三十一條に違反して、金融先物取引所の財産を分配した者

第一百一條 第八十五條第二項の規定に違反して、同項の協会の名簿を公衆の縦覧に供しない者

第一百五條 第八十六條第一項の規定に違反して、その名称中に金融先物取引業協会であると誤認されるおそれのある文字を用いた者は、十万円以下の過料に処する。

附則

(施行期日)

第一条 この法律は、公布の日から起算して一年を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。

(私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律の適用除外等に関する法律の一部改正)

第二条 私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律の適用除外等に関する法律（昭和二十二年法律第三十八号）の一部を次のように改正する。

第二条第二号に次のように加える。

オ 金融先物取引法（昭和六十三年法律第三号）

第二条第三号を削る。

(外国為替及び外国貿易管理法の一部改正)

第三条 外国為替及び外国貿易管理法（昭和二十四年法律第二百二十八号）の一部を次のように改正する。

第六条第二項第十四号中「証券指数等先物契約」を「金融指標等先物契約」に、「に係る契約」を「並びに金融先物取引法（昭和六十三年法律第三号）第二項第四項に規定する金融先物取引（同項第二号に掲げる取引又は同項第三号に掲げる取引（同号ロに掲げる取引に係るもの）のうち、政令で定めるものに限る。）に該当するものに限る。以下この号において同じ。）及び同条第七項に規定する海外金融先物市場において行われる同条第四項に規定する金融先物取引に類する取引に係る契約」に改める。

第二十条第八号中「証券指数等先物契約」を「金融指標等先物契約」に改め、同条第九号中「証券指数等先物契約」を「金融指標等先物契約」に改め、「取引」の下に「又は金融指標等先物契約（外国通貨の金融指標（金融先物取引法第二條第三項に規定する金融指標をいう。次条第一項第一号及び第二十二條第一項第七号において同じ。）に係るものに限る。）に基づく本邦通貨をもつて支払を受けることができる債権の発生等

に係る取引」を加える。
第二十一条第一項第一号中「又は第九号に掲げる資本取引」を、第八号又は第九号に掲げる資本取引（第八号に掲げる資本取引にあつては、通貨の金融指標に係る金融指標等先物契約に係るものに限る。以下この号において同じ。）に改め、「に係る資本取引」の下に、並びに同条第八号及び第九号に掲げる資本取引」を加える。
第二十二條第一項第七号中「資本取引」の下に「（通貨の金融指標に係る金融指標等先物契約に係るものを除く。）」を加える。
（農林中央金庫法の一部改正）
第四条 農林中央金庫法（大正十二年法律第四十二号）の一部を次のように改正する。
第十三條第一項第九号の次に次の一号を加える。
九ノ二 金融先物取引等ノ受託等ヲ為スコト
第十三條第二項の次に次の一項を加える。
第一項第九号ノ二ノ「金融先物取引等ノ受託等」トハ金融先物取引法第二條第八項ニ掲グル金融先物取引等ノ受託等ヲ謂フ
（商工組合中央金庫法の一部改正）
第五条 商工組合中央金庫法（昭和十一年法律第十四号）の一部を次のように改正する。
第二十八條第一項に次の一号を加える。
十四 金融先物取引等ノ受託等ヲ為スコト
第二十八條第二項の次に次の一項を加える。
第一項第十四号ノ「金融先物取引等ノ受託等」トハ金融先物取引法（昭和六十三年法律第三号）第二條第八項ニ掲グル金融先物取引等ノ受託等ヲ謂フ
（農業協同組合法の一部改正）
第六条 農業協同組合法（昭和二十二年法律第三十二号）の一部を次のように改正する。
第十條第六項中「行なう」を「行ひ」に改め、同項第三号の次に次の一号を加える。
三ノ二 金融先物取引法第二條第八項に規定する金融先物取引等の受託等

第十條第八項中「第三号から第五号まで」を「第三号、第四号及び第五号」に改める。
（水産業協同組合法の一部改正）
第七條 水産業協同組合法（昭和二十三年法律第二百四十二号）の一部を次のように改正する。
第十一條に次の一項を加える。
7 第一項第二号の事業を行ひ組合は、組合員のために、金融先物取引法（昭和六十三年法律第三号）第二條第八項に規定する金融先物取引等の受託等を行うことができる。
第八十七條に次の一項を加える。
8 第一項第二号の事業を行ひ連合会は、組合員等のために、金融先物取引法第二條第八項に規定する金融先物取引等の受託等を行うことができる。
第九十三條に次の一項を加える。
6 第一項第二号の事業を行ひ組合は、組合員のために、金融先物取引法第二條第八項に規定する金融先物取引等の受託等を行うことができる。
第九十七條に次の一項を加える。
6 第一項第二号の事業を行ひ連合会は、組合員のために、金融先物取引法第二條第八項に規定する金融先物取引等の受託等を行うことができる。
（中小企業等協同組合法の一部改正）
第八條 中小企業等協同組合法（昭和二十四年法律第八十一号）の一部を次のように改正する。
第九條の八第二項第十一号を同項第十二号とし、同項第十号の次に次の一号を加える。
十一 金融先物取引等の受託等
第九條の八第五項を同条第六項とし、同条第四項の次に次の一項を加える。
5 第二項第十一号の「金融先物取引等の受託等」とは、金融先物取引法（昭和六十三年法律第三号）第二條第八項（定義）に規定する金融先物取引等の受託等をいう。
第九條の九第五項中「第三項から第五項まで」

を「第三項から第六項まで」に改める。
（相互銀行法の一部改正）
第九條 相互銀行法（昭和二十六年法律第九十九号）の一部を次のように改正する。
第二條第三項に次の一号を加える。
十一 金融先物取引等の受託等
第二條に次の一項を加える。
6 第三項第十一号の「金融先物取引等の受託等」とは、金融先物取引法（昭和六十三年法律第三号）第二條第八項（定義）に規定する金融先物取引等の受託等をいう。
（信用金庫法の一部改正）
第十條 信用金庫法（昭和二十六年法律第二百三十八号）の一部を次のように改正する。
第十一條第一項中「次に掲げる金額」を「第五條第一項に規定する政令で定める区分に応じ、政令で定める金額」に改め、同項各号を削り、同条中第五項を第六項とし、第二項から第四項までを一項ずつ繰り下げ、第一項の次に次の一項を加える。
2 前項の政令で定める金額は、信用金庫の会員にあつては五十万円、信用金庫連合会の会員にあつては十万円をそれぞれ下回つてはならない。
第五十三條第三項に次の一号を加える。
十 金融先物取引等の受託等
第五十三條中第十二項を第十三項とし、第九項から第十一項までを一項ずつ繰り下げ、第八項の次に次の一項を加える。
9 第三項第十号の「金融先物取引等の受託等」とは、金融先物取引法（昭和六十三年法律第三号）第二條第八項（定義）に規定する金融先物取引等の受託等をいう（次条第四項第十号において同じ）。
第五十四條第四項に次の一号を加える。
十 金融先物取引等の受託等
第五十四條第八項中「第九項から第十二項まで」を「第十項から第十三項まで」に、「同条第九項」を「同条第十項」に、「同条第十二項」を「同条

第十三項」に改める。

(長期信用銀行法の一部改正)

第十一條 長期信用銀行法(昭和二十七年法律第百八十七号)の一部を次のように改正する。

第六條第三項に次の一号を加える。

九 金融先物取引等の受託等

第六條に次の一項を加える。

五 第三項第九号の「金融先物取引等の受託等」とは、金融先物取引法(昭和六十三年法律第

号)第二條第八項(定義)に規定する金融先物取引等の受託等をいう。

(労働金庫法の一部改正)

第十二條 労働金庫法(昭和二十八年法律第二百二十七号)の一部を次のように改正する。

第五十八條第二項に次の一号を加える。

十 金融先物取引等の受託等

第五十八條第九項中「第六項」を「第七項」に改め、同項を同條第十項とし、同條第八項を同條第九項とし、同條第七項に次の一号を加え、同項を同條第八項とする。

八 金融先物取引等の受託等

第五十八條第六項を同條第七項とし、同條第五項の次に次の一項を加える。

六 第二項第十号の「金融先物取引等の受託等」とは、金融先物取引法(昭和六十三年法律第

号)第二條第八項(定義)に規定する金融先物取引等の受託等をいう(第八項第八号において同じ)。

第一百條第十四号の二中「第八項」を「第九項」に改める。

(外国為替銀行法の一部改正)

第十三條 外国為替銀行法(昭和二十九年法律第六十七号)の一部を次のように改正する。

第六條第四項に次の一号を加える。

十 金融先物取引等の受託等

第六條に次の一項を加える。

七 第四項第十号の「金融先物取引等の受託等」とは、金融先物取引法(昭和六十三年法律第

号)第二條第八項(定義)に規定する金融先物取引等の受託等をいう。

(銀行法の一部改正)

第十四條 銀行法(昭和五十六年法律第五十九号)の一部を次のように改正する。

第十條第二項に次の一号を加える。

十一 金融先物取引等の受託等

第十條に次の一項を加える。

五 第二項第十一号の「金融先物取引等の受託等」とは、金融先物取引法(昭和六十三年法律第

号)第二條第八項(定義)に規定する金融先物取引等の受託等をいう。

(登録免許税法の一部改正)

第十五條 登録免許税法の一部を次のように改正する。

別表第一第二十四号の三の次に次の一号を加える。

の四において同じ)を営む者の許可及び監督に關すること。

九十七の七 金融先物取引業協会の監督に關すること。

第五條第三十五号の二の次に次の二号を加える。

三十五の三 金融先物取引所の設立を免許し、これを監督すること。

三十五の四 金融先物取引業を営む者を許可し、これを監督すること。

二十四の四 金融先物取引業の許可

金融先物取引法(昭和六十三年法律第十六條(許可)の金融先物取引業の許可

号)第五 許可件数

一件につき十五万円

(大蔵省設置法の一部改正)

第十六條 大蔵省設置法(昭和二十四年法律第四十四号)の一部を次のように改正する。

第四條第九十七号の四の次に次の三号を加える。

九十七の五 金融先物取引所の設立の免許及び監督に關すること。

九十七の六 金融先物取引業(金融先物取引法(昭和六十三年法律第

号)に規定する金融先物取引業をいう。次條第三十五号

昭和六十三年四月十二日印刷

昭和六十三年四月十三日發行

参議院事務局

印刷者 大藏省印刷局

C